

第6編 知的財産人材養成及びグローバルリーダーシップの強化

第1章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成

第1節 知的財産専門人材の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク

近年、創意的な科学・技術・コンテンツ及びアイデアなどの知的財産が、商品価値の主な決定要因となっている。知的財産の集約産業が新たな成長パラダイムとして浮上する創造経済時代において、知識基盤経済革新の主体である起業家精神と創意的で融合的なマインドを備えた人材育成が、国の競争力の核心要素として重要視されている。そこで部署(省庁)合同による協力体制を構築して知的財産専門人材の育成に向けて、中長期的な総合計画(第2回国家知的財産人材育成に向けた総合計画(2013-2017))を策定し推進している。

何よりも知的財産創出人材育成のために、既存の理工系中心の知的財産教育から離れ、医薬・薬学、デザイン、商業経済専攻などすべての専攻についても知的財産講座を開設し支援しており、複合的な問題解決のために学制間の融合教育を実施し、知的財産専門担当教授の任用などを通して、自律的な大学の知的財産基盤構築及び優秀教育モデルを拡散するために、知的財産教育の先導大学を選定して支援を行っている。また、体系的で標準化された知的財産教育のために、知的財産の標準教育課程を開発して全国の大学に普及し、大学の教授を対象に知的財産の基礎から高級レベルまで多様な課程を運営し、認識向上及び専門性の強化に努めている。

また、企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘し、問題を解決する開放型革新(Open Innovation)形態の新産学協力プログラム(キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、D2Bデザインフェア)を実施することにより、参加企業は、多様なアイデアを通して問題解決や優秀な知的財産人材が確保でき、学生は、知的財産を基盤にしたアイデアの発掘及び商品化を通じた事業化又は技術移転など、競争力

を高めることに大きな役割を果たしている。

そして、現在熾烈となっているグローバル特許戦争に効果的に対応し、企業の知的財産の経営基盤構築及び競争力向上のための多様な実務事例を内容に、企業の実務担当人材を対象に知的財産教育を持続的に推進している。

2. 知的財産権に強い大学(院)の人材育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク
行政事務官 ソン・イング

イ. 大学(院)の知的財産講座

1) 推進背景及び概要

コア特許、収入に繋がる特許創出は、研究者の創意的な能力だけでなく、特許に関する事前調査を行い特許戦略を確立することにより成否が左右される。ますます増加する国内企業に対する海外の先進企業とパテントロールの特許訴訟も、特許の事前調査と適切な特許戦略の確立により最小化することができる。従って、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を兼ね備えた研究者と、特許専従人材の育成が必要な状況である。

そこで、2006年から本格的に工学及び基礎科学専攻大学(院)生のための特許教育を推進しており、2010年には、未来有望知的財産権の創出分野である医薬、経営、デザイン専攻への知的財産教育を拡大し、2011年には、大学の自律的な知的財産教育基盤構築のために知的財産教育先導大学を選定して支援している。また、2013年には、知的財産教育の標準化のために標準教育課程を開発して事業の基盤を構築した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育活性化のために、理工系及び医薬、デザイン専攻の大学(院)だけでなく、経営大学まで知的財産の科目を正規課程として開設し、知的財産に関する学生たちの関心を高め、特許など知的財産制度の全般にわたり講義を行い、特許検索及び明細書作成などの実習も実施した。

2013年の大学における知的財産正規課程は、57大学で183講座が開設され8,067人が受講した。2012年度に比べ受講生が278人減少した。

<表VI-1-1>大学の知的財産教育支援状況

区分	大学及び大学院				
	2009	2010	2011	2012	2013
大学数(校)	51	56	60	57	57
講座数(講座)	131	165	207	183	183
講座履修学生数(人)	6,955	8,316	9,762	8,345	8,067

2010年に示範的に推進した医薬、デザイン専攻大学(院)の知的財産教育の場合は、2013年には、医薬は3大学で7講座、デザインは11大学で16講座が運営され、知的財産権教育に対する関心が高いことが分かった。

2012年からは大学における知的財産能力を強化し、大学が自ら体系的な知的財産人材育成教育の実施ができるよう、江原大学、仁荷大学、全南大学(1次)、檀國大学、釜慶大学、ソウル大学(2次)など6大学を知的財産先導大学に指定して運営した結果、2013年には、6の大学において200の知的財産講座が開設され7,638人が受講した。

<表VI-1-2>知的財産先導大学の運営結果

区分		科目開設数	受講者数	備考
1次先導大学	江原大学	29講座	1,042人	知的財産専門担当教授採用

	仁荷大学	54講座	2,130人	〃
	全南大学	27講座	1,167人	〃
2次先導大学	檀國大学	54講座	2,362人	〃
	釜慶大学	21講座	508人	〃
	ソウル大学	15講座	429人	〃
計		200講座	7,638人	

3)評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は2006年から本格的に実施され、量質ともに持続的な成長を見せている。大学(院)講座は2006年の48講座から2013年の383講座に7倍増加した。

今後は、教養課程の授業又は理論中心の教育から工学認証プログラム、専攻科目との連携、知的財産を基盤とした工学、経営、医学、デザインなど学制間の融合を通して知的財産教育を持続的に推進することにより、創意的な融合型の人材を育成し、先導大学を一層拡大できるよう支援を行い、大学の知的財産の教育基盤構築と競争力の強化に積極的に努めていく計画である。

ロ. 知的財産専門学位課程の運営

1)推進背景及び概要

近年、国内外で知的財産紛争が激化することにより、紛争を効果的に対応し、知的財産権基盤の戦略的R&Dや、技術投資戦略の確立ができる知的財産専門人材の必要性が強く求められている。知的財産専門人材は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学的な能力と経営戦略に対する専門的な理解が必要である。従って、このような人材を育成するためには、大学院レベルの学問間の融合教育を実施すべきであるが、これまでの工学、法学、経営大はこのような融合教育の実施が難しかった。

そこで韓国特許庁は、知的財産人材専門育成のために設けられた大学院の修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。2009年はKAISTと弘益大学が運営大学に選定され、2010年に新生を募集して本格的な知的財産専門人材の育成を行った。

2) 推進内容及び成果

2013年にはKAISTが48人、弘益大学が26人の新生を選抜し、修士学位の知的財産専門学位課程の教育を運営した。そして、学術大会を開催するなど知的財産関連の研究活動も並行して行った。

<表VI-1-3> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年数	単位	登録人数
KAIST	工学修士	週末	2年 (6学期)	33単位	2011年45人
	経営学修士				2012年58人
	(知財権法専門)				2013年48人
弘益大学	知的財産学修士(MIP) (Master of IP)	週内 (平日夜間 週末昼間)	2年 (4学期)	24単位	2011年44人 2012年45人 2013年26人

3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位過程は、国内初の知的財産分野における専門家育成のため、工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を修了した専門人材は、特許戦略の確立、特許紛争への戦略的対応、知的財産の創出及び活動など、企業と国の知的財産競争力強化の核心的な役割を果たすものと期待される。これから大学別に特性化された課程を強化し、社会で必要とされる教育を実施するなど、一層活発な活動を展開していく予定である。

ハ. 知的財産教授教育プログラム(T3)の運営

1)推進背景及び概要

大学における知的財産に対する知識とこれを活用できる能力は、学生より教授のほうがもっと必要である。特に、理工系の教授は、知的財産に対する理解を基に教育を実施すべきである知的財産教育者であり、科学技術研究の第一線に立つ研究開発者である。

大学に開設された知的財産講座のほとんどは、特許庁の支援によって弁理士など特許関連専門家により授業が行われている。これは多くの理工系大学において、専門分野と融合した知的財産教育を実施できる教授がいなか、不足しているためである。また、教授が研究開発に取り組む場合は、知的財産を基盤とする研究戦略を確立して進行することで収益となる強い特許権が創出でき、成果も最大にすることができるので、研究教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を備える必要がある。

そこで、教授の知的財産能力を高めるため、教育対象を理工系教授を中心に知的財産教授教育プログラム(T3:Teaching The Teachers)を構築して施行した。

2)推進内容及び成果

大学の教授は教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用できるよう、段階別/分野別の教育プログラムを構築して、実際に授業に適用できるように実例中心の教育を実施した。

教育に参加できない教授の便宜を図り、大学へ直接出向いて教育するプログラム、中間試験期間や夏休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に対する認識向上と知的財産 이슈を広く伝えるため、大韓産業工学会など計10の専門学会と協力して定期的学術大会において知的財産のセッションを設け、イシューとなる分野の特許動向と研究戦略の発表を行い、知的財産の講義を実施し

た。

2008年に初めて開始したこの教育課程は、知的財産教育の必要性を認識した教授の参加が年々増加し、2013年は、2012年とほぼ同じの376人が教育課程に参加して終了した。また、成果について調査した結果、教育履修後の現業(講義、研究過程)において活用した現業適用度は92.6点であり、教授教育履修後の能力向上度は41.52%であった。

<表VI-1-4> 大学知的財産教授教育の状況

区分	主な内容	2008		2009		2010		2011		2012		2013	
		大学	人数										
出前教育	特許制度 明細所作成など	2	17	4	36	6	47	4	51	4	79	4	108
短期集中 教育(課程 別2泊3日)	知的財産権入 門、特許明細書 作成など	28	112	55	174	78	238	66	228	71	285	64	268
国外深化 教育	先進国特許制度 など	2	4	8	10	6	9	9	10	10	10	-	-
合計		32	32	133	56	220	81	294	79	289	73	374	64

<表VI-1-5> 大学の知的財産教授教育プログラム

出前教育	短期集中教育
<ul style="list-style-type: none"> ・圏域別に大学を訪問し教育することにより需要者の便宜を図る ・知財権に対する興味を誘導 ・大学名(4大学):ソウル科学技術大学、東国大学、安東大 	<ul style="list-style-type: none"> ・教授の知的財産能力の向上及び特許活用能力強化 ・課程名 <ul style="list-style-type: none"> －上半期(知的財産権基本課程、有望知的財産権創出戦略課程) －下半期(知的財産権基本課程、海外特許制度課程、特許技術価値評価及びライセンス課程) －夏季(特許情報調査/分析過程、強い特許のための請求範囲作成過程)

学、大真大学

－冬季(特許情報調査分析課程、有望知的財産権創出戦略課程、知的財産教育マスター課程)

＜表VI-1-6＞学会学術大会知的財産セッションの開設状況

区分	イベント名	日時	場所	参加者数(人)	テーマ
大韓電子工学会	夏季学術大会	2013.7.4	済州グランドホテル	54	サムスンvsアップル紛争事例で見たグローバル特許戦争
韓国地域情報化学会	秋季学術大会	2013.10.25.	仁荷大学教授会館3階	100	政府3.0と知的財産
韓国工業化学会	秋季学術大会	2013.11.1	大田コンベンションセンター107号	52	エネルギー貯蔵装置の技術開発動向
技術経営経済学会	秋季学術大会	2013.11.1.	ソウル大学アジア研究所	28	創造経済における知的財産の役割と活用
大韓産業工学会	秋季学術大会	2013.11.15	成均館大学基礎科学キャンパス産学協力館	34	創造的価値創出のための知識、理論、方法及び実態
韓国産業財産権法学会	秋季学術大会	2013.11.23.	韓国法学院大会議室	42	デザイン保護法の現在と未来
韓国知識財産教育研究学会	秋季学術大会	2013.10.10-11	仁荷大学学生会館124号	100	創造経済を先導する知的財産人材育成
韓国発明教育学会	冬季学術大会	2013.12.7	京仁教育大学仁川キャンパス207号	112	発明教育方法及び事例研究
韓国デザイン学会	冬季学術大会	2013.12.14	弘益大学弘門館719号	20	知的財産権とデザイン保護
韓国機械学会	冬季学術大会	2013.12.18	江原ランドコンベンションセンター	26	研究者のための特許制度の理解
計				568	

3) 評価及び発展方向

大学教授向けの知的財産教育プログラムへの参加教授は持続的に増加しており、学生向けの知的財産授業に対する必要性を認識している教授は、高い関心と熱意を持って教育に参加しており、知的財産講座を開設するなどの教育課程運営の成果が現れている。しかし、量的な規模においてはまだ不十分なところが多く、韓国の理工系教授21,011人の1.78%に過ぎない376人しか教授教育プログラムを修了していないなど、教育履修率は低い方である。

より多くの教授が教育に参加してもらうためには、知的財産に関する認識を広範囲に拡大する方策が必要であり、特許庁主導の教育プログラムの運営だけでは限界があるため、先導大学を通して大学が自主的に教育を行うのが望ましい。

現在のプログラムをレベル別、専攻別にプログラムを体系化、多様化にし、教授が容易に参加できるようにするとともに、学会との協力を拡大して知的財産に関する認識向上を図る必要がある。また、知的財産教授間のネットワークの構築を推進して、知的財産教育に対する情報と教案共有、研究活動の活性化などを期するならば、より効果的であるといえる。

3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク
行政事務官 ソン・イング

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に関する大学の関心度の向上及

び大学の実用的な特許教育の拡大により、企業が必要とする特許に強いエンジニアを育成するとともに、大学の斬新なアイデアを産業界に供給するために推進された。企業は問題の出題と審査、賞金の負担、大学(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題に対し将来の獲得戦略を提示、特許庁は大会運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニバーシアードは、企業、大学、政府の実質的な産・学・官の協力事例である。そして企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企業内部に限定されていたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積極的に活用して内部の革新に連結するオープンイノベーション(Open Innovation)の事例といえる。

イ)コンペティション部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードのコンペティション部門は、特許戦略の確立部門と先行技術の調査部門の2部門である。特許戦略確立部門は、細部な技術テーマに関し国内外の特許を分析し、研究開発の戦略及び特許獲得の方向を確立することである。先行技術の調査部門は、産業別の仮想出願書または発明要約書に対し、関連する先行技術を調査した後、特許の可能性の判断や出願書の作成と補正を行うことである。

ロ)参加資格

韓国国内の理工系大学(院)生が対象であり、特許戦略確立部門は、3人以内のチームまたは個人と指導教授1人が参加しなければならない。先行技術の調査部門は、個人参加である。

ハ)審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行される。書類審査は、参加資格の可否、推薦書(参加確認書)確認など基礎審査を行い、書面審査は、企業が提出された答案を審査基準に基づいて受賞者数の約3倍数で選抜する。発表審査は、書面審査で選抜された対象者に対し、自分が作成した論文についての発表を通し最終

順位を定める。最終審査では企業が推薦した最優秀学生を対象に、特許庁長賞以上の上位賞の選定を行う。

二)審査基準

審査基準は、コンペティション部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価をする。先行技術調査部門の審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略の確立部門は、先行特許調査及び分析、特許戦略の確立を評価項目とし評価指標を定めた。

<表VI-1-7> コンペティション部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術の調査達成度	効果的な検索方法の使用可否、先行技術の調査結果達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との適合性
	請求範囲の作成・補正	請求範囲作成・補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用など
		特許要件関連意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力ある意見陳述の可否
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人別分類など核心特許導出など
	核心特許の導出、選別、分析など	主要特許検索のレベル、選別・分析の適正性など	
特許戦略	将来の技術開発方向・戦略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など	

	確立 など	技術獲得の戦略確立の具 体性・適正性など	基盤特許確保のための特許戦略提示など 回避技術設計方策など内部開発、外部導 入戦略など判断
--	----------	-------------------------	-----------------------------------------------------

<表VI-1-8>コンペティション部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行 技術 調査 部門	学生 答案	先行技術検索など	先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性など
		請求範囲作成・補正など	請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業 成果	問題解決寄与度	問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果程度 など
		発展可能性など	今後の研究課題採択可能性、実務適用計 画など
特許 戦略 確立 部門	先行特許 調査及び 分析など	技術開発及び産業動向な ど分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定 性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別分 類など 核心・基盤特許導出など
		基盤特許の導出、選別、 分析など	重要特許の検索程度、選別・分析の適正 性など
	特許戦略 確立など	将来の技術開発方向・戦 略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略 提示の適正性など
技術獲得の戦略確立の具 体性・適正性など		基盤特許確保のための特許戦略提示など 回避(空白)技術設計の方策など 内部開発、外部導入戦略など判断	

		短期、中・長期開発可否判断など
特許分析と戦略確立(回避設計)間の論理的連係性など		

ホ)2013年の授賞内訳

2013年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略の確立部門は、WIPO事務総長賞と特許庁長賞以上の上位賞に学生7チームと指導教授6人を選定し、後援機関の優秀賞は、18チーム、奨励賞は27チームを選定して計52チームを選定した。先行技術の調査部門は、WIPO事務総長賞と特許庁長賞以上の上位賞に4人を選定し、後援機関の優秀賞29人、奨励賞54人で計88人を選定した。団体賞は、最多受賞大学賞と最多応募大学として仁荷大学が受賞した。授賞式には大学総長、企業CEOなど社会著名人200人余りを含む計466人余りが出席した。

<表VI-1-9>2013年の授賞内訳

区分	特許戦略確立		先行技術調査	
	学生	指導教授		
産業通商資源部長官賞	1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	1人 (300万ウォン)	
韓国工学翰林院会長賞	1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	-	
特許庁長賞	4チーム (問題当たり800万 ウォン)	4人 (問題当たり500 万ウォン)	3人 (問題当たり 200万ウォン)	
特別賞(WIPO事務総長賞)	1チーム (700万ウォン)	-	1人 (150万ウォン)	
後援機関長 賞	優秀賞	問題当たり1チーム (600万ウォン)	-	問題当たり1人 (100万ウォン)

	奨励賞	問題当たり2チーム (200万ウォン)	-	問題当たり2人 (50万ウォン)
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)		1大学(1000万ウォン)		
最多応募大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)		1大学(1000万ウォン)		

へ)2013年の主要日程

2013年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードは、2013年3月25日に大会公告を皮切りに、申込書受付、論文提出、審査順で進行された。

<表VI-1-10>2013年の細部推進日程

区 分	詳細内容	2013年の日程
公告・受付	大会公告	2013.3.25
	参加申込書の受付	2013.3.12～4.30
先行技術 調査部門	問題公告	2013.3.25
	答案提出	2013.5.23
	基礎・書面・発表・最終審査など	2013.5.24～7.17
特許戦略 策定部門	論文提出	2013.8.28
	基礎・書面・発表・最終審査など	2013.8.29～10.23
授賞式		2013.11.25

2)推進内容及び成果

イ)電機電子、造船機械金属、化学生命など3分野に41機関が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は、2010年は、サムスン電子、LG電子、現代K

IA自動車など43社、2011年は、韓国電力公社、DOOSANインフラコアなど46社、2012年は、(株)KT、サムスントータル、日進製鋼、サムスンSDIなど47社、2013年は、サムスンディスプレイ、現代ROTEM、FEELUXの41社が参加した。受賞者に対する2013年の就職優遇企業はLG電子など18社であった。

※2013年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(47社)

サムスン電子株式会社、Hanhwa Chemical、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、韓国電力公社、現代製鉄株式会社、SKハイニックス、LGシリترون、(株)パンテック、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、シンアエスビ(旧SLS造船)、DAESUN造船、株式会社緑十字、LIGエイディピ(株)、(株)KT、FEELUX、KMAC、現代ROTEM、KITURAMI、サムスンディスプレイ、サムスン電気、ILJINディスプレイ、KIST、ETRI、韓国機械研究院、韓国標準科学研究院、韓国電気研究院、韓国航空宇宙研究院、韓国原子力研究院

※受賞者就職優遇企業(18社)

Hanhwa Chemical、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、ソウル半導体、LGシリترون、韓進重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船海洋、シンアエスビ(旧SLS造船)、LIGエイディピ(株)、FEELUX、KMAC、KITURAMI

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により、2012年は101の大学から3,423チームが参加し、2013年には106の大学から3,844チームが参加した。この中で71大学の1,972チームが論文を提出し、この中から32大学の140チームが受賞者として選定された。

<表VI-1-11>部門別の参加及び受賞状況

区 分	特許戦略確立		先行技術調査		合計	
	大学	チーム	大学	チーム	大学	チーム
参加申請	75	612(1,403)	95	3,232	106	3,844(4,635)
論文提出	53	255	62	1,717	71	1,972
発表審査	28	88	36	193	47	281
受賞者	22	52(136)	22	88	32	140(224)

ハ)大学別の受賞者状況

2013年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて、受賞者を出した大学は32大学(140チーム、224人)である。大学別の受賞者をみると、仁荷大学が35チーム、京畿大学と韓国科学技術大学が各々108チームが受賞し、最多受賞大学賞及び最多応募大学賞は仁荷大学が占めた。

<表VI-1-12>最多受賞大学及び最多応募大学の順位

順位	最多受賞大学	最多応募大学
1	仁荷大学	仁荷大学
2	京畿大学	全南大学
3	韓国技術教育大学	延世大学
4	東国大学	昌原大学
5	忠北大学	公州大学

※ 最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0)+(特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)
 *(上位賞受賞チーム数×1.5)+(優秀賞受賞チーム数×1.0)+(奨励賞受賞チーム数×0.5)
 *上位賞:知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

※ 最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0)+(特許戦略樹立部門の論文提出チーム数×3.0)

*書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

3)評価及び発展方向

2013年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生たちは、大会について肯定的な評価をした。後援企業は「全般的に技術力が優秀であり、問題の理解が明確で具体的な実現アイデアが優れている」、「ロードマップを通して戦略提示が印象的であり、マトリックスによる空白技術の導出も優れている」と評価した。

参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ることができ、特許戦略を確立しながら将来の技術発展の方向を予測する経験ができたと評価し、就職学生たちも大会を通じて習った知識が、企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかを面接官に説明でき肯定的な評価を受けたとし、大会の参加主体全てが、キャンパス特許戦略ユニバーシアードに対し肯定的な評価をした。

ロ. D2Bデザイン・フェア

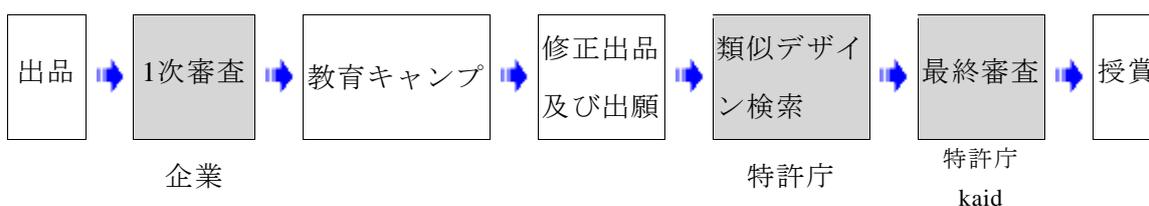
1)推進背景及び概要

D2Bデザイン・フェアは、デザイン権の認識向上を通して国家産業競争力の強化を目的としたものであり、2006年の大学生デザイン公募展(Design & Right)から始まった。2008年にその対象と方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)となった。韓国貿易協会と共同で開催して輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には、外国人の出品と外国企業の参加も可能にして作品の多様性を高め、2011年には、大会の名称を「D2Bデザイン・フェア」に変えて参加者向けにIP教育と、参加企業の現場における教育とインターシップを拡大するなど、より多くの支援を強化した。

数多くあるその他のデザイン公募展は、各企業の広報と安い費用で、優秀なデザインとアイデアを得ることに目的を置いているため、出品者はすべての知的財産権を主宰側に譲り渡し、所定の賞金だけ受け取ることが現状であった。しかし、デザイン権公募展は、出品作のデザイン権など知的財産権を原作者のデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に、企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(open innovation)であることが、最も大きな特徴である。

この公募展は、新しいデザインが必要な物品について企業側で提示し、デザイナーは、この物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらは、予備デザイナーのキャンプに参加し、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは、本人のデザインの問題点を修正して最終的に出品する一方、自らデザイン登録の出願を行う。特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(kaid)所属のデザイン教授により構成される審査委員団が、企業の意見を最大限に反映して最終受賞作を選定する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げに伴うロイヤリティーを受けることになる。

＜表VI-1-13＞ D2Bデザイン・フェアの審査手続き



2) 推進内容及び成果

2013年の「D2Bデザインフェア」では、23企業が公募物品を提示し、95大学で3,278件が出品され、デザイン170件、特許1件、実用新案5件を出願した。また、9件についてはライセンスの締結または締結する予定である。

＜表VI-1-14＞2013年のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部庁官賞	キム・スファン、チェ・ヒョンチョル	Roly Poly
金賞	特許庁長賞	イ・キョンソン、パク・ヨンミン	Melor
	韓国貿易協会会長賞	ジン・ボラム	韓国文字七巧遊び
	毎日経済会長賞	ヤン・ジェウク、ミョン・ジョンス	cupid
	WIPO事務総長賞	イ・ドリ、キム・ヨンリム	Vividly
特別賞	知的財産分ち合い賞	ソ・ジジョン	一石二鳥救命チューブ
銀賞	韓国デザイン振興院 院長賞	ジェ・サンヨル	W(double U)-File
		パク・ヨンウ	SleenSheen
		カン・チャンウ、キム・テハン	蘭を打つ
	韓国発明振興会	ジョン・ウンジ、ジョン・ヨンウォン	筆軸
		パク・ジョンソン	蓋がないと使えない糊
		ムン・スンジュ、ヤン・ジェキョン	ONESHOT
	韓国産業デザイン 協会会長賞	キム・ミョンジン	HIVE SHELTER
		ハ・ヒョンホ、キル・ソンイ	洗濯乾燥台が結合した 壁掛け型LG除湿機
		キム・スンキョル	Plant pet

＜図VI-1-1＞2013年の大賞(Roly Poly、左)及び金賞(cupid、右)受賞作



3)評価及び発展方向

出品作が3,278件で前年に比べ41.4%が増加し、参加大学も前年に比べ21.7%が増加するなど量的な成長を遂げた。ライセンスも5件が締結され、事業化の検討企業も5件に増加するなど大きな成果を収めた。しかし、出品作が首都圏に集中されており、今後は地方大学などに対する多様な広報が必要であり、企業のデザイン品目も製品デザインに止まり、今後、視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業が積極的に参加させる広報戦略を多角化にし、多様な企業を選定して、事業化が容易で効果の高いローテク分野へと拡大すべきであり、授業と連携させるために期間を調整し、大学に実質的な知的財産権の出願教育の機会を提供するなど、出品作の多様化を追求すべきだとの評価であった。この他に1次合格者に対する教育と出題企業とのメンタリングにより知的財産権管理及び活用能力を強化し、事後の受賞作品に対するライセンス管理を徹底させ、名品公募展として跳躍できるようにする計画である。

ハ．大学創意発明大会の開催

1)推進背景及び概要

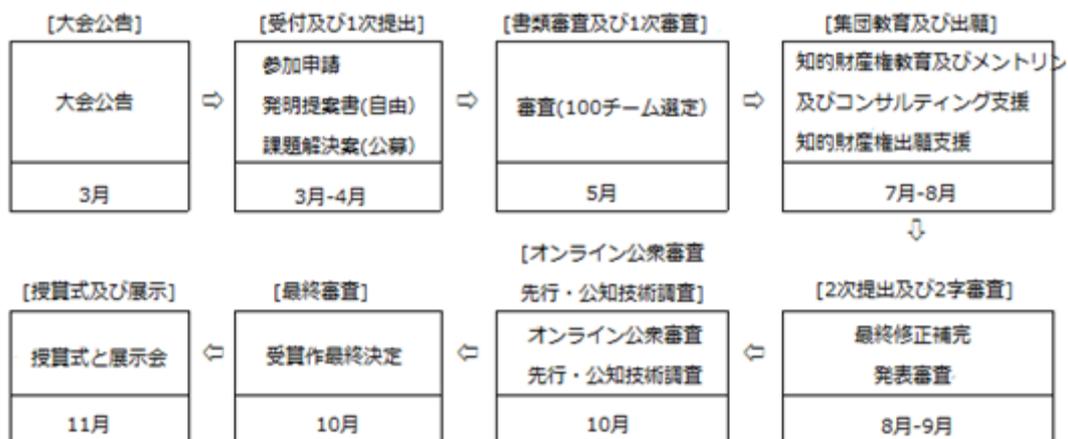
知財戦争に勝つためには、特定分野に対する工学的知識と創造力、知的財産に対する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を基盤に、技術課題について創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と連係した研究計画の策定及び発明の事業化などR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることができるはずである。

このような認識の下で、知的財産に強い創意的な発明人材を育成し、大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のため、2002年から続いた学部の生徒及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の

「大学IPオーシャン公募展」を発展させて統合し、2010年から「大学創意発明大会」として運営している。

2013年の大会では、これまで「発明研究部門」、「発明特許部門」、「発明公募部門」の3部門により開催された大会を、自由部門と公募部門に統合して開催した。大会開催の成功のために韓国科学技術団体総連盟会と共同で主催し、教育部を始め大韓機械学会など7の工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会が後援機関となり、LG産電(株)の協賛して参加基盤を拡大した。

<表VI-1-15>大会の主要進行日程及びプロセス



優秀作品に対しては、特許費用、技術移転、事業家などの支援を行う。そして、大会により発生した知的財産権は、発明研究部門と発明特許部門の発明者は、大学に移転することになるが、大学で権利を行使する場合は職務発明に準ずる補償をすることを原則とし、一方が同意しない場合は発明者の所有とした。発明公募部門の場合は発明者が知的財産権を所有し、協賛企業は知的財産権実施に対する優先交渉権を持つことになる。

2)推進内容及び成果

2013年の大会では計94大学から3,442件が出品され、申請件数を基準に前年度の実績に比べると13.6%増加した。優秀発明37件を選定して授賞したが、大賞は「自転車

空間活用の多用途ガバン」を出品した弘益大学のパク・ジュンホン氏が受賞した。団体では、最優秀発明サークル賞を崇実大学発明サークル「バラムゲビ(風見)」が受賞した。

＜表VI-1-16＞大学創意発明大会の出品状況

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
申請件数	967	1,990	2,360	3,030	3,442
参加大学	85	120	122	115	94

＜表VI-1-17＞2013年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況

賞格	授賞主体	大学名	氏名(学年)	発明の名称
大賞	国務総理	弘益大学 国際デザイン専門学校	パク・ジュンホン	自転車空間活用の多用途ガバン
WIPO 特別賞	WIPO 事務総長	梨花女子大学 漢陽大学	ユ・ジンヒ キム・ジウオン ユン・ヨンミ	視覚障害者のためのアンドロイドfull-touchi点字キーボード
最優秀賞	教育部 長官	慶南科学技術 大学	キム・ソンベ キム・ナムフン	非常口防火門開閉装置
		漢陽大学 延世大学	キム・ヒョンイル キム・ヒョンア	着用可能な関節のあるまつばづえ
	産業通商 資源部 長官	KAIST	ファン・ソンジェ	モバイル機器から認識可能なキューブ型の磁石授業用具
		建国大学	ハン・ヒョンナ ホン・ソルア	コンパクトファイル
	特許庁 長官賞	清州大学	パク・ジュヒ	大人と子供が使用可能な食卓椅子
		慶北大学	イ・ジェホ イ・ホヨン	2段暗証番号

			パク・ソンミ	
--	--	--	--------	--

3) 評価及び発展方向

2013年の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を期し、大学発明活動の底辺を拡大した。参加者らは大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワークなどの経験を経てR&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができ、また、大学発明サークル活動の支援を行い大学生らの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。

今後は大会受賞者のための持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者らのためのネットワーク構築等を通じて、大学生らの持続的な発明活動の支援を行い、延いては受賞学生をR&Dの核心人材、創意的リーダーとして育成する努力を続けなければならない。

4. 企業の知的財産専門人材育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ヨンシン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の核心基盤となり、企業の競争力を左右する核心要素として注目されている。最近、知的財産を巡って企業間の紛争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が求められている。このような業務がますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に関する専門知識を有し、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の育成が急を要する。

しかし、現状は一部の大企業を除いたほとんどの韓国国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪であり、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2013年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の割合は5.3%に過ぎないものと調査され、専門担当の人材を保有している企業の割合も約16.1%で低い水準であることが分かった。³⁰特に、資金と人材が不足する中小企業の場合は知的財産の紛争に無防備で露出されており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

従って、韓国特許庁では、中小企業の知的財産専門担当者を体系的に育成し、知的財産能力を高めるために、中小企業の知的財産専門担当者の育成及びインフラ構築のための政策を策定し推進している。

ロ．推進内容及び成果

1) 中小企業中心の知的財産職務教育課程運営

中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程を提供するために、教育対象別に「初心者向けの入門課程」と「在職人材のための上級課程」に区分し、教育内容を段階別に細分した計31の教育課程で構成し、需要者がレベルに合う教育科目を選択できるようにした。

入門課程は知的財産基礎教育が必要な中小企業の新規人材を対象に構成し、上級課程は在職人材を対象に特許評価及びライセンス契約、知的財産紛争対応及び交渉など専門家レベルの業務知識を中心に構成した。

<表VI-1-18> 2013年の中小企業知的財産職務教育課程状況

区分	教育内容	課程数	中小企業 修了生数

³⁰ 2013年度知的財産活動実態調査、2013年11月、特許庁・貿易委員会

入門課程	知的財産権基礎、特許請求範囲の解釈と侵害判断など	14	108
上級課程	特許評価とライセンス契約、知的財産紛争及び交渉など	17	117
計		31	225

また、知的財産の基盤が脆弱な中小企業の人材に対する支援を強化するため、中小企業の人材に対し教育費を80%支援した。

2009年から本格的に運営された企業の知的財産職務教育課程は、持続的な業務改善の過程を通じて、企業の知的財産能力の強化及び専門性向上に寄与した。また、知的財産の理論と実務中心の教育内容を併行したことにより、参加教育生の講義に対する満足度も高く、業務に役立つ中小企業対象の知的財産教育課程として認められている。

2)海外知的財産戦略人材育成課程の運営

海外最多出願及び海外における特許紛争が予想される中小企業の人材グローバル知的財産の紛争対応能力強化のために、韓国国内で海外の知的財産制度及び訴訟手続きなどを教育する「海外知的財産紛争及び交渉課程」を開設し運営した。

2013年には、規模のある紛争及び訴訟などを経験した弁理士及び弁護士などを国内専門家講師として選定し、知的財産に係わる海外先進国の特許・商標などの出願戦略、特許侵害事例及び紛争解決のための交渉戦略などについて教育を行った。また、米国特許出願戦略及び訴訟手続きの教育4回、中国商標法改正案及び出願・紛争対応2回、国際特許ライセンス契約及び交渉1回及びヨーロッパ特許動向及び出願戦略1回を新設するなど計8回の教育を実施し、中小企業人材の海外の知的財産実務能力を高めることができるようにした。本課程においても中小企業の費用負担を減らし参加率を高めるために、中小企業人材に限り教育費の80%を国庫により支援した。

＜表VI-1-19＞2013年の海外知的財産戦略人材育成課程状況

課程名	教育期間	全体教育受講人数 (中小企業人材)
成功する米国特許出願戦略	2013.09.24	35(22)
中国商標法改正案及び商標訴訟と取締り	2013.09.26	66(24)
米国特許訴訟の段階別ガイド	2013.10.08	20(14)
ヨーロッパ特許の最近動向及び出願戦略	2013.10.17	25(11)
中国知的財産出願及び紛争対応	2013.11.11～11.12	28(18)
米国特許侵害判断と対応方策	2013.12.05	27(15)
国際特許ライセンス契約及び交渉	2013.12.12	32(22)
米国特許出願及びOA対応戦略	2013.12.20	40(16)
計		273(142)

同課程は、国内専門家を招聘し講演して頂き、海外特許出願及び訴訟制度など実務中心の深度ある教育を実施し、受講生らの海外知的財産制度に関する理解に役立たせ、増加する企業の国内外の知的財産紛争に備えて、知的財産管理人材の知的財産能力を高める機会となった。

3) 中小企業関連機関と連携した知的財産教育課程の運営

中小企業の教育機関である中小企業振興公団傘下の中小企業研修院及びベンチャー協会と連携し、中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小企業研修院及びベンチャー協会の既存教育課程に知的財産科目を追加で開設し、韓国特許庁は教育コンテンツの提供及び専門講師派遣を担い、中小企業研修院は受講生募集及び教育する場所などを提供した。

2013年に、中小企業研修院(安山、大邱慶北、湖南)の製品開発 Project Management課程、CEO名品アカデミー課程及びベンチャー協会では運営中であるベンチャー企業

人材向けの各種教育課程に知的財産教育を開設して、中小企業の人材266人に対して教育を行った。

<表VI-1-20> 2013年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況

連携機関	教育課程名	教育日時	IP教育課程名	受講生
中小企業研修院	製品開発Project Management	2013.3.7	知的財産を活用したビジネス戦略	20
		2013.10.17	知的財産を活用したビジネス戦略	27
		2013.10.24	知的財産を活用したビジネス戦略	33
		2013.11.8	知的財産を活用したビジネス戦略	31
	CEO名品アカデミー	2012.10.18	特許及び知的財産権 100% 活用	31
	CEO名品アカデミー	2012.10.25	特許及び知的財産権 100% 活用	23
ベンチャー協会	知的財産権特別講義	2013.4.6	中小ベンチャー企業CEOのための知的財産権経営戦略(1次)	17
		2013.11.6	中小ベンチャー企業CEOのための知的財産権経営戦略(2次)	13
		2013.6.18-19	ベンチャー企業が知るべき知的財産 Keypoint	54
		2013.11.8	ベンチャー企業再創業者向け知的財産教育	25
計	2機関連携、10回運営			266

教育課程は専門的な教育内容よりは知的財産に対する関心と興味を誘発する基礎知識及び事例を中心に運営した。同課程の運営を通じて中小企業人材の知的財産に対する教育機会を拡大することができ、中小企業研修院で運営する既存の教育課程よりも、知的財産課程に対する受講生の満足度が多少高く評価され、教育の効果が高いことが

分かった。

4)地域の中小企業CEOの知的財産経営認識向上に向けた特別講演運営

地域の知的財産センターと連携を図り、各地域別のIP経営者向けに、各々の会合で主催するセミナーワークショップなどに講師を派遣し、中小企業CEOの知的財産経営認識向上のための知的財産特別講演を支援した。2013年には、京畿知識財産センターなど4地域センターと連携を図ることにより計163人に教育を実施した。

<表VI-1-21> 2013年地域の中小企業CEO知的財産経営認識向上の特別講演状況

区分	イベント概要		
	会合名	日時	人数
京畿知識財産センター	中小企業IP経営者クラブ懇談会	2013.6.24	87
光州知識財産センター	知的財産経営アカデミー	2013.6.28	34
忠南知識財産センター	忠南IPスター企業懇談会	2013.7.17	22
全北知識財産センター	IPスター企業役職員教育及び懇談会	2013.10.8	20
計			163

5)企業間における知的財産ノウハウ共有などのためKINPAの運営と支援

現在、企業間における知的財産ノウハウの共有と、知的財産教育などにより企業の知的財産人材の能力を強化する目的に、韓国知的財産協会(KINPA)³¹が設立され活動している。

2013年には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など7の分科委員

³¹ 韓国知識財産教会(KINPA, Korea Intellectual Property Association) : 2008年6月4日、サムスン電子、LG電子、現代自動車、POSCOなど国内主要企業67社が集まって、知的財産に対するノウハウの共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共存協力などを目的に設立された。

会³²を計40回開催し、企業の特許担当者らの知的財産ノウハウの共有及び事例発表を行った。また、会員企業の特許実務者で構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決め議論する役割を遂行している。

これとともに全体ワークショップ、コンファレンスなどの対外行事を主管し、IP5庁長・Industry会合に韓国代表団体として参加しており、日本JIPAを訪問して協力策を模索した。また、新規会員企業の加入を決め、分科委員会の活性化方案などのようなKINPAの充実化を図る多様な活動を展開した。

そして、最近の知的財産 이슈に対して国内外の知的財産専門家の主題発表などで構成されるKINPA Annualコンファレンスを開催した。2013年には342人の企業関係者が参加する中、米国特許法改正に伴う韓国企業の出願及び紛争対応戦略、最近の中国知的財産権紛争事例及び法改正の動向、米国裁判所の特許損害賠償額算定基準及び韓国企業の対応戦略、発明振興法改正(発明者補償)が企業に及ぼす影響など、知的財産の環境変化に伴う知的財産戦略及び実務者の専門性向上に向けた主題を取り上げた。なお、企業の知的財産経営に貢献し、知的財産ノウハウの共有及び拡大に寄与した企業の知的財産担当者に対し、Best特許エンジニア賞を授賞した。

<図VI-1-2> KINPA Annualコンファレンス開催模様



³² 特許分科、商標デザイン分科、国際分科、中小企業分科、ライセンス紛争分科、特許情報分科、IP経営分科

また、2013年にも企業内で知的財産を総括しているCIPO(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、国内企業のIP経営戦略、職務発明補償の最近判例動向及び企業の対応策、最近のグローバル特許訴訟事例などについて紹介した。

＜表VI-1-22＞2013年のCIPO朝食会セミナー開催状況

日時	発表主題	発表者	参加者
2013.2.20	産学研協力研究協約ガイドラインの紹介	知的財産委員会 ホン・ウォング局長	61
2013.4.17	職務発明補償の最近の判例動向及び企業の対応策	漢陽大学 ユン・ソンヒ教授	58
2013.6.19	Leveraging IP-Should we?	サムスンディスプレイ 金ギソクIP法務グループ 長	62
2013.8.28	特許裁判の状況と主要判例動向	水原地方裁判所 ハン・ドンジュ部長判事	61
2013.10.24	企業経営におけるデザインの役割と未来デザイン	弘益大学、 オ・スンジョン教授	59
2013.12.18	最新グローバル特許訴訟の事例	SKハイニックス ミン・キョンヒョン常務	67
計			368

同協会の運営を通じてこれまで「秘密と競争」で代表される知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などの活動により企業の知的財産能力を高める契機となった。

ハ. 評価及び発展方向

本事業は、中小企業知的財産の人材を対象に、知的財産の理論と現場で適用可能な

実務中心の教育課程を併行し、中小企業担当者の知的財産業務能力を高めることに寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などKINPAの活動は、企業人材の知的財産能力強化及び企業間の知的財産協力インフラ構築など、知的財産専門担当者を育成する基盤を構築することに貢献した。

今後、本事業の運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員など経営陣に対する教育を推進し、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に紛争・交渉分野を強化する予定であり、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

細部的には、中小企業の知的財産経営基盤構築のために、CEOなど経営陣の知的財産経営マインドの向上が優先されなければならない。特に、知的財産基盤が脆弱な地域所在の中小企業CEOの会合に出向き、会合毎の特性に合う知的財産のテーマを特別講演の形で運営する計画である。一方、職務教育課程を新たに改編してR&D研究課題など、企業が直面している知的財産関連課題を専門家の診断を受けた後、オーダーメイド型の教育を実施する問題解決型教育に転換する予定であり、知的財産紛争・交渉関連分野に対する教育も強化する予定である。さらに、中小企業中央研修院の他に、地域研修院とも連携を図り、延いてはより多くの中小企業教育機関と締結して、知的財産教育を拡大する計画である。

なお、社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるように支援する計画である。

第2節 創意的発明人材の発掘・育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ウンギョン

韓国特許庁は、知的財産権が日増しに重要視されることにより、21世紀の知識基盤社会を先導し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び育成のため、発明教育の基盤構築、制度化、優秀発明の学生及び教員の発掘及び発明、知的財産フレンドリーな社会雰囲気造成などの努力を傾けている。

まず、韓国特許庁は発明教育の基盤構築及び底辺拡大のため、1995年から市道教育庁と共同で発明教室を設置しはじめ、2013年の現在まで全国で194の発明教室を開設した。特に、2013年には発明教室の履修実績を学校の生活記録簿に記載できる法的根拠を作り、より多くの学生が発明に関心を持つようにした。

また、毎年増加する発明教育の需要に比べ発明教師の数が絶対的に不足な現実を鑑み、2012年に全国の4教育大学と師範大学を発明教師教育センターに指定し、予備教師と現職教師を対象に体系的かつ専門的な発明教育を実施し、より専門化した発明教師の育成のための体系を構築した。

2010年からは、創意的発明人材の早期発掘と育成のため、KAIST・POSTECHと共同で知的財産基盤の次世代英才起業家育成事業を開始し、2012年には発明(英才)教育の基礎と学問的研究を支援するなど、体系的な発明人材の育成のために「発明英才教育研究院」を設立した。

そして、知的財産基盤の実務型産業人材を体系的に育成するために、発明・特許の特性化高校を選定して発明・特許の正規教育科目を開設し、企業参加型の職務発明プログラムの運営などを支援している。特に、2013年には支援対象を4校から全国6校に拡大し、特性化高校の発明教育を拡大する地域の拠点を構築した。

発明活動の優秀学生及び教員発掘の拡大のため、大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、YIP(青少年発明家プログラム)などの大会を運営するとともに、発明奨学生、発明教育大賞の選抜などを実施している。特に、2012年には、発明フェスティバル(大韓民国学生発明展示会と大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会を並行開催)を通じて、多様な催し及び体験を提供し、発明教育の拡大に関するシナジー効果を生み出した。

実務型の知的財産人材育成を目的に、アニメーションなどのコンテンツを中心としたオンライン教育と集合教育を並行している。e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のため、職務教育に必要な企業などを対象に、教育管理システム(LMS)とオーダーメイドのコンテンツを提供して、計538機関を対象に団体教育(B2B)を実施した。また、知的財産の大衆化のためにCBSと「世の中を変える時間15分」と連携して知的財産ストーリーフェスティバルを開催した上、大学生向けの知的財産e-ラーニングサービスを提供し、大学に232講座を支援して29,601人が教育を受け、この中で優秀な学生を選抜してIP-Challenge課程の体験学習を運営し16大学54人の学生が参加した。オンライン教育システムを備えた企業に対しては、コンテンツをレンタルしてe-ラーニング活性化基盤を強化し、対象別e-ラーニング教育運営の内実化と多様化を期した。

2. 発明教育基盤の構築及び制度化

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ウンギョン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、21世紀の知識基盤社会を先導する将来の発明家に対する潜在力を見つけ出し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び育成する発明教育基盤を構築するために、発明教育の正規教科への反映推進、発明教育センター運営などを推進している。

ロ．推進内容及び成果

1)発明教育の制度化

これまでの発明教育は、正規の教育ではない特別活動の形で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師たちの指導意気込み低調など、発明教育の拡大に限界があったが、発明教育関連機関及び教師らの努力により、教育科学技術部は「2007改正教育科目」及び「2009改正教育科目」において、初・中・高等学校の正規の教育科目として反映され、発明教育の量・質的転換のための契機が構築された。

<2009改正教育課程「発明単元」反映状況>

- 小学校の実生活課程(必須)5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)
- 中学校技術・家庭(必須)1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)
- 高等学校技術・家庭(選択)1～3学年科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)
- 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)

2)発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

韓国特許庁は発明教育の活性化を目指し、発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上などを図るために多様な政策を推進している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には発明教師の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え発明教育の質的レベルを高めた。

韓国特許庁では、発明教育に関する多様な模範の適用と研究機能の強化に向け、2000年度から市・道教育庁別に、毎年発明教育研究学校を指定し支援している。発明教育研究学校では、地域別の特性及び時代的な状況に合う多様な発明教育プログラム及び方法を模範として適用し、研究結果の共有を通じて発明教育を広め質的向上を図っている。また、市・道教育庁では、指導教師に研究加算点を付与し指導に対する意欲

を高めている。

＜表VI-1-23＞発明教育研究学校の運営状況

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
研究学校数	21	22	24	23	22	12

3)発明教育センターの運営

発明教育センターは、発明教育の環境変化に対応するとともに、発明教員の専門化向上に対するニーズが高まることにより、発明教育総合支援センターとしての役割を遂行するため、2005年12月に竣工した。

創意的発明人材育成のための教育基盤を構築し、発明指導者の専門性を強化することにより、育つ学生たちを将来の知識財産核心人材のに育成することを目標に、発明教育センターは教育課程を運営している。2013年には、発明教育に関心がある学生及び発明指導者を対象に9科目を運営し、計3,805人に対する教育研修を実施した。

イ)教員発明教育課程の運営

発明指導教員の教授・学習能力の開発など専門性を向上させるため、発明教師の深化課程と、奨学官、校長など教育管理者の発明に対する認識向上のための教育管理者課程など計6課程を運営した。

ロ)学生発明教育課程の運営

2013年の学生発明教育課程は、発明教室、発明英才クラス学生たちを対象に、創意的問題解決課程、知的財産権創出課程、発明体験課程の3課程を運営した。創意的問題解決課程は20回(472人教育)、知財権創出課程は7回(137人)、発明体験課程は93回(2,633人教育)を運営した。また、教育課程運営の専門性確保のため、専門講師を教育内

容別にチーム単位で構成し、需要者の要望に合わせ講義を提供するなど教育効果を高めるために努力した。

＜表VI-1-24＞2013年発明教育センターの教育運営状況

課程名		教育対象	回数	人数
教員 発明	教育管理者	奨学官、奨学士、校長、教頭など教育管理者	8	306
	発明教師深化	小・中・高の発明教師及び発明サークル指導教師、発明教育に関心のある教師	2	58
	発明英才教師	小・中・高発明英才教育指導教師	1	13
	技術・家庭教師	中・高 技術・家庭教師	1	29
	発明指導事例	発明教室、発明サークル、 発明英才クラス指導教師	3	92
	発明教師入門	発明教育に関心のある教師	4	65
小計（6課程）			19	563
学生 発明	創意的問題解決	学校発明クラス及び発明教室で推薦した 小・中・高校生	20	472
	知財権創出	学校発明クラス及び発明教師教室で 推薦した高校生	7	137
	発明体験	発明に関心のある学生	93	2,633
	小計(3課程)			120
合計(9課程)			139	3,805

4)発明教師教育センターの選定

これまで発明教育指導教師は、発明教育に関心のある小・中・高の現職教師が、特許庁の職務研修課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学において、発明教育に係わる職務研修を受けてから発明教師となった。このため、増加する発明教育の需要に比べ発明教師の数が絶対的に不足し、発明教育の拡大に足枷となっていた。

予備教師から現職教師まで体系的かつ専門的な発明教育指導教師を育成するため、全国の4教育大学と師範大学に発明教師教育センターを指定した。発明教師教育センターとして指定された大学は、春川教育大学(首都圏)、忠南教育大学(中部圏)、光州教育大学(西南圏)、釜山教育大学(東南圏)であり、これら大学では2013年から標準教材を活用した発明講座の開設と、発明教育文化の拡大のための内部プログラムを運営した。

イ)予備教師向け発明講座の開設

3つの教育大学の実科教育と予備教師を対象に、発明教育の理論及び実習について各々2単位以上の正規講座を開設して運営した。

ロ)現職教師向け職務研修課程の運営

各4大の圏域別地域の現地教師を対象に、休み期間中に発明教師基礎課程(60時間)と発明教師深化課程(30時間)を教員職務研修課程として運営した。

ハ)発明教育文化の拡大のための内部プログラム運営

地域の発明教育文化の活性化のため、地域の教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭など)を対象に、発明教育優秀事例発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークルの運営及び発明教育の才能寄附などを運営した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年に改正した教育課程(2011年8月確定)により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の内で発明教育ができるようになったことは、発明教育の大きい転換点といえる。

今後、正規の教科目に反映された発明教育の充実化と発明教育の活性化に向けて、発明教育の専門性を整えた教員を育成する、体系的な教員育成システムを順調に運営するため努力して行く予定である。

3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進

産業財産政策局	産業財産人材課	行政事務官	イ・ウンギョン
		行政事務官	ソン・イング
		行政事務官	イ・ケウォン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国194の発明教室を運営し、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、発明教室単位で自主的に推進されていた発明英才教育が、本格的に推進できるように政府部署(省庁)との協力を強化した。教育科学技術部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大を推進するなど、発明英才育成のための推進根拠及び基盤を構築し、その一環として2008年から発明英才の選抜道具及び発明英才教授の学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで推進中の「政府部署(省庁)による特性化専門係高校の育成」事業の一環として、「発明・特許特性化高校のプログラム支援学校」の4校を選定して2008年から本格的な支援に突入した。同事業を通じて高校段階における体系的な発明及び特許分野専門教育を通じた創意的で問題解決力が優れた学生たちを育成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教室の運営支援

発明教室は、1995年ソウル・ボンチョン中学(現、インヒョン中学)において模範的に設置された以降、全国市・郡・区の教育庁別に1ヶ所ずつ計182ヶ所の発明教室の設置を目標に推進された。各市・道教育庁と連携し毎年16内外の発明教室を設置し、2006年に24の教室を設置した後、182の発明教室設置事業を一次的に完了した。2008年には、市・道・教育庁主官で11の発明教室を追加で設置し、2013年末基準で、全国において計194の発明教室が設置されている。

＜表VI-1-25＞年度別発明教室の設置状況

年度	1995～2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
設置数	187	2	-	1	3	1	194

韓国特許庁は、2006年まで発明教室設置事業を完了し、2007年からは発明教室の充実した運営のために、発明教室の運営費支援を持続的に推進している。

このような発明教室設置などのインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営に努力している。発明教室の設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近では、基礎、中級、上級の3段階の教育課程に分けて10～30時間程度に運営し、教育の品質を一層高めた。また、学生だけでなく、父兄など一般人向けの教育を拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

＜表VI-1-26＞発明教室の利用者状況

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013
学生	412,402	217,656	201,283	182,126	151,896	191,661

父兄	27,995	28,415	29,459	42,001	6,715	21,344
教師	16,529	23,753	26,071	21,629	12,334	16,569
利用者合計	456,926	269,824	256,813	245,756	170,945	229,574

* 2009年の利用者減少の理由：開発活動、才能活動(学校内部教育)利用者数を除外、1回の教育(2～3時間)から長期教育課程(20時間以上)に転換したため。

* 調査期間(前年12月～該当年度11月末基準)

また、発明教室により多くの学生が関心を持って参加できるよう、2012年に発明教室の履修実績を学校の生活記録簿に掲載できるように、根拠規定を発明振興法施行令に盛り込み、教育科学技術部では「学生生活記録簿の記載要領(初等用、中等用)に、上記の内容を反映して全国の各学校に伝えた。

2)発明英才教育

韓国特許庁は、2007年に政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参加し、発明英才育成に向けた基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定され、同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許庁など6部署が参加した。韓国特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置などで、発明英才を体系的に発掘・育成できる制度的装置を構築した。

また、2013年10月には英才教育の機会を拡大して教育の質を高め、教育の効果を強化するために、教育部、未来創造科学部、文化体育観光部、特許庁などが参加して「第3次英才教育振興総合計画(2013-2017)」を構築した。

イ)市・道教育庁の発明英才教育支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して、市、道教育庁に配布するなど発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授学習プログラムを開発して普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16市、道において発明英才クラスを運営している。2013年には、230の発明英才クラスで4,361人の学生たちに発明英才教育を実施した。

＜表VI-1-27＞発明英才教育の状況

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
発明英才クラス数	51	96	192	242	237	230
発明英才学生数	1,752	1,978	3,765	4,650	4,568	4,361

発明英才学生の教育プログラムとして、2008年に小・中学の初級レベルプログラムの各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後も毎年小・中学の中級対象の発明英才教育プログラムを開発して普及した。2013年には、発明教育関連の6の関連学会(技術教育学会、英才教育学会、相談学会)と連携した体験中心の発明教育プログラムを開発して普及した。

発明英才の選抜を支援するため、2008年～2009年に発明英才選抜ツール4種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及し、2010年～2011年には発明英才選抜ツールの他に、英才選抜方法が多様化されるすう勢を反映して観察、推薦制度の選抜マニュアルを開発して配布した。2012年には発明英才選抜ツールを8種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)と、2010年～2011年に開発した観察・推薦制度の選抜マニュアルを補完及び改善して配布した。2013年には深層面接を行う市・道が増加し、深層面接の選抜問題を3セットを追加で開発・普及した。

＜表VI-1-28＞発明英才教育プログラム開発状況

年度	内容	対象	遂行機関
2008	発明とSTEM	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類	忠南大学
2009	多重知能理論に基づいた発明英才教育プログラム	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類、高校(初級) 1種類	忠南大学
2010	発明・設計プロセス基盤	小、中、高校各1種類	光州教育大学
	チームプロジェクト中心の創意的問題解決教育科目	中級3種類(発明、人文社会、数理科学、問題解決)	崇実大学
2011	発明教育標準教材	小、中、高校各1種類	国庫/忠南大学
	発明英才教育内容標準指導ガイド	初、中、高級各1種類	光州教育大学
2012	発明英才内容標準教育プログラム後続開発	初、中、高5大領域1種類	光州教育大学
2013	発明教育関連学会との連携を通じた体験中心の発明教育プログラム	初2種、中3種、高1種	6つの学会

*6つの学会：韓国技術教育学会、韓国実科教育学会、韓国職業教育学会、韓国英才学会、韓国英才教育学会、韓国相談学会

ロ)知的財産基盤の次世代英才起業家育成

韓国特許庁は、創意性が優れた小数精鋭の中・高校生発明英才に対し、今後新成長産業を創出できる知的財産基盤英才起業家として育成するため、KAISTと POSTECを次世代英才起業家教育院に指定して運営している。

そこで科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成し運営した。諮問団は、KAIST POSTECH大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファKAIST招へい教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授など最

高の碩学で構成され、企画団は、発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業など関連分野の専門家で構成された。数回にわたる会議において人材像から選抜・育成体系までの方向を策定し、導出された計画を2009年9月の諮問会議に報告することにより、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画が策定された。

2009年2月に韓国国内理工系大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を作った。その後、随時に推進団会議を開催し教育院の運営方策の論議を行い、2009年9月に、両大学に次世代英才起業家教育院を指定・設置した。

このような過程を経てKAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生を2009年末に第1期の教育生181人を選抜し、2010年から2年の基本課程の教育を運営しはじめた。2010年に第2期教育生152人、2011年に、第3期教育生165人を選抜した。2013年は、3～4期教育生329人を対象に教育を実施しており、2013年末には、第5期教育生163人を選抜した。

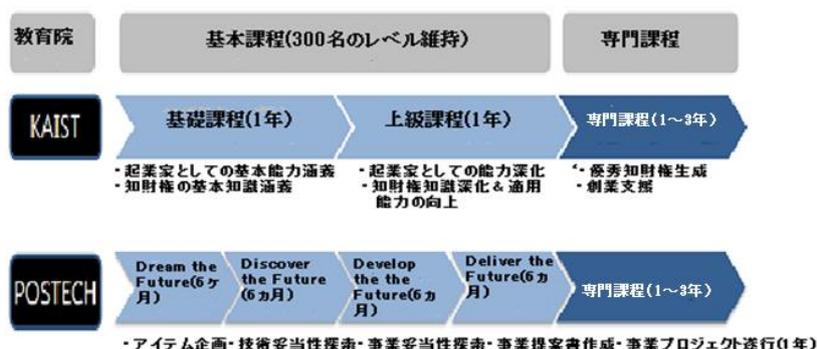
両教育院は、小数精鋭の英才らが英才起業家として備えなければならない基盤知識である、創意的問題解決力・未来技術・起業家の精神・知的財産専門性などを備えるために、多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが、将来社会で要求する融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接する教育機会を提供している。

<表VI-1-29>次世代英才起業家教育院の教育内容

	KAIST 教育院	POSTECH 教育院
教育 目標	・価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家育成	・将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家育成

<p>方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週間単位) ※未来通信環境に馴染むようツイッター、グーグルBuzz、グーグル Docs などを通じた討論及びフィードバックを同時に運営 ・オンオフラインキャンプの運営(週末に年6-8回、学期休み中1週間ずつ 2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位) ※学習メンターが個人別に学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付与を通じ円滑な自己主導的な学習支援 ・オンオフラインキャンプの運営(学期休中2週間ずつ年2回)
<p>※ KAIST.POSTECH 連合教育(年 1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 両教育院教育対象者間の相互交流機会構築 - 年間教育課程の結果物に対する競争、共有の場構築 		
<p>教育内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未来技術の変化に対するビジョンを育てる未来技術 ・企業発達史など人文学 ・知的財産を創出できる能力を培養するための知的財産教育 ・企業を設立・運営するリーダーシップを培養する起業家精神教育など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Dream the Future : 未来技術先見及びアイテム企画 ・ Discover the Future : アイテム具現のため技術検索、開発 ・ Develop the Future : ビジネスポートフォリオ作成、ミーティング、事業化 ・ Deliver the Future : アイテム選定して実際の設計、事業化プロジェクト

<図VI-1-3> KAIST.POSTECH 次世代英才起業家教育院の教育体系



2010年9月には韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士レベルの専門担当者5人で構成された「次世代英才起業家センター」を開所した。センターでは、次世代英才起業家教育生の認知的な領域の発達をはじめ、情緒的領域に至るまで安定的に成長できるよう、教育生個人別の心理、能力分析及び進路などに対する個別相談サービスを提供した。

2012年12月には、次世代英才起業家教育生及び発明英才を総合的に支援するため、「次世代英才起業家センター」を「発明英才教育研究院」に拡大・改編した。発明教育研究院は次世代英才起業教育生の支援の他にも発明教育の政策研究及び教育プログラム開発の役割を果たしている。

3)知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

韓国特許庁は、高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として育成するために、2007年に4の専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。これは、教育人的資源部など7部の2庁が参加し、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校の育成事業」の一環として推進した事業である。

事業計画書評価、現場実態調査、発表審査等を通して2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、公立)、デクァン発明高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)など4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営策に対する研究を推進した。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営など、学校別の事業推進計画を具体化にし、韓国特許庁、教育人的資源部、4の教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結して支援主体間の役割を明確にした。

これを土台に2008年には本格的に発明・特許特性化高校の運営支援を始め、初年度には、特性化高校の運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別

の専門家コンサルティングなどにより運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続され、第1回目の支援が完了した。

一方、2012年には第2回目の支援(2013～2017)を行うため、発明、特許特性化高校を選定した。全部で6校が選定され、このうち支援を受けていた学校のサムイル工業高校(水原、私立)、デクァン発明高校(釜山、私立)の他に、未来産業科学高校(ソウル、私立)、ゲサン工業高校(仁川、公立)、光州自然科学高校(光州、私立)、西帰浦産業科学高校(済州、公立)など計4校が新規に選定された。また、高校の専門教科科目に発明・知的財産関連の独立した教科目の新設のために、教科部とMOUを締結することにより、特性化高の発明教育の基盤をより整えた。

第2次支援の初年度である2013年には、発明・特許教育を通じた「創意的職務発明産業人材」という新たな人材像の実現に向けて、管理運営指針の改定など事業管理体系を強化し、学校別に協力企業と連携した職務発明プログラムを運営して、学生の知的財産創出能力と就業競争力を強化した。

＜表VI-1-30＞2013年企業連携職務発明プログラムの参加状況

学校	参加学生数	参加企業数	知的財産権出願
サムイル工業高校	297人	45社	13件
デクァン発明科学高校	65人	11社	18件
未来産業科学高校	60人	13社	5件

ハ. 評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育の拡大が、発明教育の正規教科目の反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校育成」などにより、発明教育の裾野が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層広がるようにするために、各分野別にこれまでの成果を評価し意見を取りまとめて、学生のレベ

ル別・学校レベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。また、関連部署(省庁)との業務協力も強化していく予定である。

4. 発明活動が優秀な学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 主務官 ムン・ジンジュ

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁では、創造力に優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高めるとともに、望ましい発明人材像を確立するため、多様な発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動学生と教員を選抜して支援している。

<表VI-1-31> 優秀発明学生及び教員発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び教員選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・発明フェスティバル* ・大韓民国学生発明展示会 ・大韓民国学生創造力チャンピオン大会 ・青少年発明家プログラム(YIP) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明奨学生 ・大韓民国発明教育大賞

* 「大韓民国学生展示会及び大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会を同時開催

これまで分離・運営された「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会」を、2012年から「発明フェスティバル」で同時開催し、発明教育学術大会など多様な催しを提供し、発明教育の拡大にシナジー効果を生みだせるようにした。

大韓民国学生発明展示会は、創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化させることによって、知識基盤社会の

主役となる将来の発明家を発掘・育成することを目的に、1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う私」と「一緒に暮らす私」の調和を基盤に置き、協同的な問題解決の過程を通じて青少年らの幅広い思考力と創造力の育成を目的に、2002年から特許庁とサムスン電子が共同で開催している。この大会は、5～7人の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生たちの創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業が提示した課題を、中・高校の学生たちに、創意的なアイデアで解決策を提示するようにし、特許出願まで行うよう支援して、青少年らに創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

発明活動が優秀な学生を選抜する発明奨学生選抜制度があり、2011年度には、発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘・授賞することにより、発明教育者の志気と自負心を鼓吹するため、大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

2)青少年発明フェスティバル

2012年にはこれまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創造力チャンピオン大会を同時に開催(7.26～30)し、開かれた発明教室、チャンピオン大会模擬体験、想像の宇宙体験、次世代英才起業家フォーラム、学術大会など多様な催しを提供することにより、観覧客が38,611人に増加し大きな成果を収めた。

イ)大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は、小・中・高校の生徒たちの優秀な発明品に対するアイ

デアを発掘・授賞・展示する大会で、2013年で26回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校の生徒たちの発明及び考案品であり、出願及び登録可否とは関係がなく、書類審査→先行技術調査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞など個人賞と団体賞に分けて授賞している。上位受賞者には、賞状及び賞金の他にも発明キャンプ、海外研修などの機会を提供している。

2013年に開催された第26回大韓民国学生発明展示会は9,538件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された159件の出品作は、2013年7月25日から7月29日までソウルCOEXにおいて展示した。そして、大関嶺ユースホステル及び江陵青少年海洋修練院において銀賞、同賞を受賞した学生が参加する2泊3日間の発明キャンプを運営し、金賞以上を受賞した学生及び指導教師などには海外研修を支援して、学生発明の活性化を図り発明指導意欲を高めた。

<表VI-1-32>大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
受付作品(件)	5,572	6,344	7,060	9,768	8,485	9,538

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年から開催された大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、2009年16市・道別に予選大会を開催したが、参加チームの数が大幅に増加し、2013年には1,256チームが参加を申し込んだ。

全体の参加チームの中で書面審査を通じて1,220チームを選抜し、6月に開催された全国16市・道予選大会を通じて96チームを選抜し、7月25日から27日までソウルCOEX

にて本戦大会を開催した。本選大会で大賞3チーム、金賞3チーム、銀賞6チーム、銅賞9チームが受賞した。

＜表VI-1-33＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
参加チーム数 (チーム)	259	1,022	1,036	1,240	1,273	1,256

3)YIP(Young Inventors Program: 青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年には、DUOBACK KOREA 及びCOREX自転車(前INFIZABIKE社)など2社が参加したが、2010年には後援企業が6社に拡大され、今年は8企業が参加し50チームを選抜することとなり、より多くの青少年らが発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加し、2009年は134チームが参加申し込みをし、2012年度は822チーム、2013年は1,087チームが発明アイデアを提出した。YIP参加チームに選定された学生らのアイデアは、教育を通じてアイデアの改善課程を経て、全員特許出願を完了した。

＜表VI-1-34＞YIP(青少年発明家プログラム)状況

年度	2009	2010	2011	2012	2013
後援企業数	2社	6社	8社	8社	9社
申請チーム数	134	386	586	822	1,087
参加チーム数	10チーム	30チーム	40チーム	50チーム	80チーム

* 2013年YIP後援企業: モーニンググローリー、KT、ルノサムスン自動車、AMORE PACIFIC、ウィニア萬弩都、サムスン電子、クムホ電気、緑十字、東部大宇電子

4)発明奨学生を選抜

韓国特許庁は21世紀の知的財産基盤社会を主導する創意的潜在力を持つ優秀発明学生の発明活動を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を実施している。

発明奨学生の選抜は、2008年までは書類評価のみで、産業財産権出願及び登録実績・学生発明大会の参加及び入賞実績・発明教育履修実績などの発明活動を総合的に評価して選抜し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)によって奨学金を支給した。

2009年からは発明奨学生の選抜人数を320人から100人に調整し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)を廃止し、多くの学校の学生たちが受けられるよう1校当たり申請人数を5人に制限した。そして、選抜方式を定量的な書類評価の1次選考から、書類評価と深層面接評価で構成された2次選考方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を開発して持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために、金銭的支援による教育的な補償を強化する方向へと、選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは、発明奨学生の選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校の学生に変更して、選抜方式も書類評価と深層面接評価から書類評価とキャンプ遂行観察評価(選抜キャンプ)に切り替えた。

2011年からは地域均衡選抜制度を導入し、発明奨学生選抜の地域格差を緩和して、発明活動が不振な地域発明文化の拡大を試みた。2012年には選抜学生全員に対し海外発明文化体験の機会を提供した。

2013年には、既存の一元化した補償の代わりに奨学金支援の他、個別特性診断プログラムの提供などを通して選抜学生の自己主導的な能力開発を支援した。

<表VI-1-35> 発明奨学生の年度別選抜人数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
人数(人)	315	100	100	101	101	102

5)大韓民国発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場で発明教育に献身する優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有し励ますために推進された。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と面接審査を経て選ばれるが、2013年には、計7人の受賞者が最終的に選ばれた。選抜基準は、教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性などであり、過去3年間の功績を対象に評価した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は発明・創意性大会の運営を行い、対国民の発明認識の拡大と発明文化活性化のために多様な努力を傾けている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報と、大韓民国学生創意力チャンピオン大会はサムスン電子と、各々共同で主催しており、YIPはルノ SAMSUNG自動車、KTなど8企業の後援を受けて運営するなど、企業及び報道機関などと連携して大会開催の効果を高めることに努めた。また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大により、大会の参加動機を高めることに努め、その結果、大韓民国学生発明展示会の申請作品数が毎年増加傾向を見せ、大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加者数が大きく増加している。

今後、発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても充実度を向上させるなど、公正かつ透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

5. e-ラーニングを活用した国民全体の知的財産常時学習の推進

知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 イ・ヒョンドン

イ. 推進背景及び概要

韓国政府は知的財産基本法の制定により知的財産政策方向を設定し、第1回目の知的財産基本計画(2012～2016年)を策定し、具体的な教育実行計画を推進している。これと歩調を合わせ、知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知識財産研修院では、e-ラーニングを通して多くの国民が知的財産教育を受けられるように運営しており、教育部においても2015年まで小中等教育にデジタル教科書を導入するなど、急変する知的財産社会への対応を図っている。

国際知識財産研修院では、知的財産教育情報を安価な費用のe-ラーニング事業を通して中小企業など実務中心知的財産教育の拡大、小・中・高校など創意的な知的財産未来の主役育成、需要者オーダーメイド型コンテンツを開発し、知的財産分野の核心人材を育成している。e-ラーニング事業は、急激に増加する教育需要に効率的に対応しながら、多様な階層に対する知的財産学習の機会を与えるためには、スマートフォンなどデジタル媒体を活用した教育サービスだけでなく、インターネット基盤のオンラインコンテンツとリアルタイム放送を結合したe-ラーニングの常時学習の構築がなにより必要である。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は、知的財産教育が必要な7分野に対し支援している。①創意力中心の青少年、②実務人材中心の企業役職員、③知的財産権が必要な理工系の大学生、④発明教育を指導すべき教員、⑤発明の拡大を推進すべき特許関連機関、⑥審査、審判の専門性が必要な特許庁公務員、⑦中央、地方自治団体公務員などを対象に、生涯周期別に生涯教育を実施している。2013年には中小企業研究員など計411千人の教育を行い、累積受講生数は260万人に達している。

e-ラーニングを通して提供されるコンテンツは、フラッシュアニメーション及び動画画像で作った計218のコンテンツを中心に、300人まで同時アクセスが可能なインター

ネット基盤のリアルタイム放送を結合したオンライン教育の実施とともに、事例中心の実習が必要な明細書作成などについて集合教育を並行している。

特に、2013年にはe-ラーニングコンテンツの全数調査と、コンテンツ開発のロードマップを策定して需要者のニーズに応じたコンテンツ開発方向を定めることで、体系的なe-ラーニングコンテンツの管理と運営ができる基盤を整えた。また、国家知的財産教育ポータルサイトを全面的に改編し、これまでの対象別e-ラーニング教育による単純な入門の役割から、知的財産の情報、ストーリー、学習などを連携したポータル役割が果たせるように強化した。

また、ポータル内に知的財産ストーリーセンターを構築して、国民なら誰でも容易に知的財産関連の主要 이슈や時にかなったコンテンツに接することができる情報と感性が融合したパラダイムのe-ラーニングコンテンツ10個のサービスを行い、CBSの「世の中を変える時間、15分」と連携して知的財産ストーリー・フェスティバルを開催した。

さらに、知的財産に強い中小企業へと育成するため、「中小企業IPリーダ5千人」を2015年まで育成し、「中小企業特許能力上級教育」を行い業種別に特許に強い中堅企業を支援している。

大学教育には知的財産e-ラーニングサービスを提供して232講座の29,601人に対し教育を行い、受講者の中から優秀学生を選抜して、企業で必要とする実務人材育成のためのIP-Challenge課程を通して体験学習(16大学54人)及びインターネット放送(4回)を提供し運営した。また、小学生から高校生まで一貫した創意的活動が必要な青少年に対し、発明記者団を運営している。体験活動と発明品に関する作文を作成させ、発明記者に対し論理的思考を育てる土壌を与えている。このような発明記者団の活動はオンラインで実施されるので、大規模に多様な教育が行えるメリットを持っている。

一方、発明教師の職務教育は30時間と60時間課程などがあり、「遠隔職務研修」を通じて行われるので必要な単位を気軽に取得できる。最近、発明教育のための必修的な

履修課程として認識され、発明教師から人気を集めている。

e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のため、進捗率の確認、受講認証など職務教育が必要な企業などを対象に、教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供し、計538機関を対象に団体教育(B2B)を実施している。オンライン教育システムを備えた企業には、コンテンツをレンタルして知的財産教育を拡大している。

ハ. 評価及び発展方向

教育環境が相対的に劣悪な中小企業に対する教育支援を行うため、オーダーメイド型の知的財産e-ラーニングを提供して特許に強い中小企業研究員を育成しており、青少年発明記者団の運営を改善して、2013年度は発明記者を5,016人に拡大し、記者団が作成した5,468件の発明記事は、年10回にわたりインターネット青少年発明新聞として発行され、創意的な知的財産の未来の主役を育成するための基盤を構築し、発明教員遠隔職務研修の効率性改善により、6,308人/年の教育を実施して85.9%の高い修了実績を達成した。

また、関連アプリ開発、教育管理システム(LMS)及びリアルタイム放送システムを構築してスマートラーニングとインターネット基盤のe-ラーニングを同時に提供するなど、国民全体を対象に時間と場所に縛られず、知的財産教育にアクセスできる環境を造成した。

特に、多様な階層が参加できるe-ラーニングの常時学習体系を構築し、中央、地方公務員と弁理士の義務教育など関連機関を対象にした知的財産教育を推進するなど、知的基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

今後はインターネット放送と連携して中小企業の現実を考慮した実務、事例中心に、中小企業に対する知的財産教育をさらに拡大し、大企業の特許管理、創出のノウハウを共有できるよう、中小企業に対する教育の機会を拡大していく計画である。

同時に、2015年の小・中・高校のデジタル教科書の導入に伴い、拡張現実体験などのコンテンツの変化が必要であり、需要者中心から知的財産情報を生産、共有できる知的財産ポータルへのアクセスの強化と、創意活動の教育課程として認められている発明記者団の大幅な規模拡大を行い、青少年の発明活動と作文能力を高めるために記者団の管理能力及び教育課程開発などのシステム構築に集中する計画である。

この他、弁理士義務教育など関連機関の職務教育をさらに専門化し、中央、地方公務員のe-ラーニング教育課程を拡大して、公共分野の知的財産に対する認識を引き続き高めていく方針である。

＜表VI-1-36＞知的財産e-ラーニング教育対象別の運営状況

(単位：人)

教育対象	教育形態		教育運営状況		
			教育課程形態	運営方式	受講人数(2013年基準)
1.企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産認識向上	14,884人
		中小企業	中小企業IPリーダー	基礎、混合課程	2,039人
	B2B	中堅企業	特許能力深化教育	中級、オーダーメイド型教育	1,505人(43企業)
		大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	10,455人(38企業)
		中小企業	団体教育	基礎、企業職務教育	53,841人(224企業)
		公共機関	団体教育	基礎、企業職務教育	73,038人(36機関)
2.関連機関	B2B	関連機関職員	団体教育	先行技術調査期間教育	1,509人(7機関)
3.弁理士	B2B	弁理士及び職員	団体教育	(修習)弁理士職務教育連携	500人
4.大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程連携	27,404人(188講座)
		デザイン	団体教育		216人(5講座)

		教育大/師範大	団体教育		378人(17講座)
		人文/法科// 経商大	団体教育		1,603人(22講座)
5.青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自主受講	19,630人
		幼稚園	団体教育	学生生活指導と連携	23人(1幼稚園)
		初等	団体教育		97,344人(102学校)
		中等	団体教育		30,121人(37学校)
	B2B	高等	団体教育		19,473人(32教育機関)
		地域教育庁	団体教育4		37,709人(58機関)
6.発明記者	B2C	青少年	開かれた教育	発明体験記事作成	5,016人
7.発明教員	B2B	初等	教育庁団体教育	年5期職務教育	4,068人
		中等			1,980人
		特殊幼稚園/ その他			260人
8.公務員	B2C	特許庁	個別教育	年5期職務教育	6,552人
	B2C	中央/地方	個別教育	職務教育(中公共通)	1,692人
計		218コンテンツ			411,236人

第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 主務官 マ・イルヨル

韓国特許庁は、社会的弱者に対する支援を拡大するため、シェアリング発明教育、無料便利サービス、社会的企業のブランド・デザイン開発支援、知的財産才能シェアリングなどを推進した。

教育の疎外地域及び疎外階層の青少年のためにシェアリング発明教育を運営した。訪問型シェアリング発明教育を運営して、発明教育を容易に接することができない島しょやへき地地域の学校、児童福祉センターなどの61機関を直接訪問し、5,384人の学生らに発明体験を中心とした教育を提供した。また、「訪問型シェアリング発明教育」の優秀終了学生を国際知識財産研修院に招き、「シェアリング発明キャンプ」に参加させ、発明深化教育及び国立中央科学館などを見学するプログラムも提供した。

国民基礎生活受給者、障害者、中小企業など社会的弱者の産業財産権の創出・保護のため、相談、書類作成及び産業財産権関連紛争コンサルティングなどの方法で弱者に対し支援を行った結果、相談実績が前年比58%増しの16,304件を達成し、2011年から実施している公益弁理士の審判・訴訟直接代理支援事件の勝訴率が毎年持続的に上昇することにより、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を高めた。

知的財産権に対する基盤が劣悪な社会的企業を対象に、知的財産創出基盤強化を行い雇用の拡充に寄与するため、2011年下半期から社会的企業のブランド・デザイン開発支援事業を試験的に推進した。2013年はブランド16企業、デザイン8企業など計24の社会的企業を支援して24件の出願成果を収めた。

「知的財産才能シェアリング事業」は、弁理士、知的財産サービス業者、デザイナーなどの知的財産権専門家の才能寄付により、小企業、社会的企業など社会、経済的

に弱者を助ける活動である。2013年は80人の才能寄付者が76のが恵沢を受け、予備創業者を助け、先行技術調査、明細書作成、ブランド及びデザイン開発など計118件の才能シェアリングを推進した。

2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育

産業財産政策局 産業財産人材課 主務官 マ・イルヨル

イ. 推進背景及び概要

シェアリング発明教育は、教育脆弱な青少年を対象とする教育を通しシェアリングの教育文化を広く伝えるために2008年から実施した。発明教育の機会がない島しょやへき及び児童福祉施設、発明教育未設置地域の小中学生に発明教育を提供し、彼らに創意力と素質を育て未来に対する希望を与えることを目的としている。

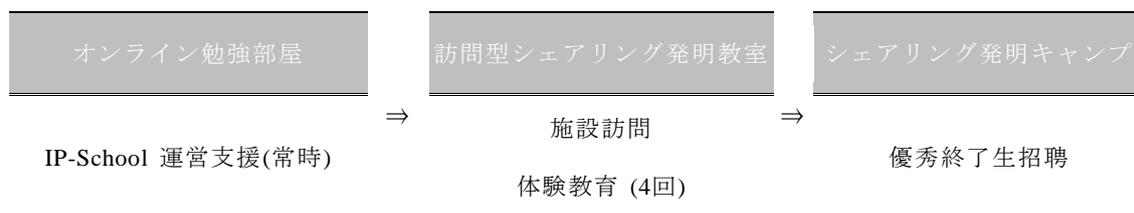
訪問型シェアリング発明教育とシェアリング発明キャンプを連携して、学生に段階別に構成された体系的な発明教育のプログラムを提供した。

ロ. 推進内容及び成果

1)教育の疎外地域・階層の青少年対象の「訪問型シェアリング発明教室」の運営

島しょやへき地及び発明教室未設置の小・中学校、児童福祉センターなど61機関を訪問し、5,384人の学生に発明体験教育を実施した。教育対象の年齢別特性及び教育連携性を考慮して、発明教育専門毎週3時間ずつ5回にわたり計12時間課程の創意力向上の体験プログラムである。便宜を図全ての教具材を準備し、青少年らが発明教育にもっと関心をもてるようオンライン課程 (IP-School)を開設して支援した。

＜表VI-1-37＞2013年シェアリング発明教室の運営体系



2) 疎外地域・階級の青少年招待「シェアリング発明キャンプ」運営

「訪問型シェアリング発明教室」を履修した学生の中から優秀な成績で終了した学生を、国際知識財産研修院の発明教育センターに招へいし、発明深化教育を提供するシェアリング発明キャンプを2回運営した。教育疎外地域の198人の学生が2泊3日間のシェアリング発明キャンプを通して、チームごとの発明ミッションプログラムとともに、日ごろ接し難い都市文化体験と国立中央科学館の見学など多様な体験活も行った。

＜表VI-1-38＞2013年シェアリング発明教育の運営状況

課程名		教育対象	回数	人数
シェアリング発明教育	訪問型シェアリング発明教室	島しょやへき地など疎外地域・階級学生	244	5,384
	シェアリング発明キャンプ	島しょやへき地など疎外地域・階級学生	2	198
	計		246	5,582

＜表VI-1-39＞年度別の疎外地域・階級のためのシェアリング発明教育状況

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
教育回数	5	27	55	68	177	246
教育人数	154	1,380	2,131	2,508	4,819	5,582

ハ. 評価及び発展方向

2008年に初めてシェアリング発明教育を実施して以来、毎年教育対象の人数の増加と申請機関が増加している。今後も持続的に島しょやへき地及び児童福祉施設などの疎外地域の学生たちに、夢と希望を与えることに努める予定である。

3. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 イ・ヒョンジョン

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスを受けられない国民基礎生活の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業などの社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対する産業財産権創出・保護を支援するために、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

2013年基準で公益弁理士12人が、相談、明細書など出願、審査、審判関連書類の作成支援、産業財産権関連説明会及び紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の知的財産権保護のために、審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律救済事業を2001年から施行中であり、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編して「公益弁理士特許相談センター」と統合して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

制度の持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大により、公益弁理士の特許相談センターの相談実績は毎年増加傾向であり、2013年には、2011年に比べ2倍以上で前年比58%以上の増加となった。過去3年間の運営実績をみると、2011年8,009件、2012年10,319件、2013年16,304件の相談業務を遂行した。

2013年相談件数の画期的な増加は、同年に採用した電話相談員と公益弁理士の難易度に伴う適切な相談分業と来訪相談予約制度の実施により、相談の効率性を高めた結果であると判断され、首都圏-地方間の支援格差の緩和のために大邱、濟州、木浦など11地域に対し計123回の巡回相談を実施し、知的財産権分野の社会的な衡平性を向上させることができた。

＜表VI-1-40＞2013年相談及び書類作成支援実績(支援類型別)

(単位：件)

電話相談	知財権関連相談			書類作成支援	知的財産権 説明会	合計
	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談			
12,609	856	2,350	489	700	11	17,015

＜表VI-1-41＞2013年相談及び書類作成支援実績(支援対象別)

(単位：件)

基礎生活受給者	次上位 階層	国家有 功者	障害者	在学生	満19才 未満	小企業	その他	合計
765	197	769	1,721	1,644	54	2,105	9,760	17,015

* その他:小企業を除外した企業、疎外地域住民及び一般人

社会的弱者に対する産業財産権保護支援の強化のために、既存の代理人費用を支援していた特許法律救済事業方式を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合は公益弁理士が直接事件を代理しており、直接代理支援事件の勝訴率は、2011年38.5%、2012年41.4%、2013年55.6%と持続的に上昇している。

＜表VI-1-42＞2013年審判・訴訟関連の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

審判代理	審決取消訴訟代理	審決取消訴訟上 告代理	民事侵害訴訟費の支援	合計

10	3	1	17	31
----	---	---	----	----

＜表VI-1-43＞2013年審判・訴の支援実績(支援対象別)

(単位：件)

中小企業	零細個人発明家	障害者	基礎生活受給者	次上位階層	合計
23	2	1	3	2	31

そして、2013年には社会的弱者に対するサービス支援活性化のために、多様な広報活動も実施し、事業運営以降に初めて公益弁理士特許相談センターの優秀事例集を発刊・配布し広報効果を極大化した。また、パンフレット、ガイドブックなど広報パンフレットの発刊・配布をはじめ、中央日刊紙、地域新聞、インターネット バナー及び地下鉄広告を行い無料弁理サービス支援の拡大に努めた。

特に、2013年には社会的企業中央協議会、小企業商工人連合会、京畿テクノマート、(財)ドンチョンなど社会的弱者所属及び支援機関と業務協約を締結して無料弁理サービスの接近性を高め、常時支援体制を構築した。

ハ. 評価及び発展方向

2013年には技術分野別の3人共同代理の遂行により、審判、審決取消訴訟の対応能力を強化し、公益弁理士が難易度の高い相談と書類作成及び審判、訴訟業務に専念できるように相談分業化などの実施により業務プロセスを改善して、品質の高い法律サービスの提供により運営実績を高めた。

今後、多文化家族及び北朝鮮離脱住民など社会的脆弱階層を、公益弁理士特許相談センターの支援対象に含める作業を推進することにより支援対象の底辺を拡大し、社会的弱者所属及び支援機関を持続的に業務協約を締結して既存の協力機関との協力案を積極的に模索するなど、社会的弱者に対する常時・接近支援体系を構築する予定である。

また、これまでの供給者中心のサービスから脱し、オンライン社会的弱者向けのオーダーメイド型統合情報照会機能の構築及び公開対象情報の拡大など、需要者中心のサービスを提供することを目指して持続的に努力する計画である。

4. 社会的企業の知的財産競争力向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 イ・ナムジュ

イ. 推進背景及び概要

脆弱階層保護など社会的な問題に対する経済的アプローチ及び解決の必要性が台頭することにより、脆弱階層の雇用創出、地域経済活性化などメリットを持つ社会的企業に対する関心が高まっている。

そこで、雇用労働部を中心に多様な支援が行われているが、主に人件費中心の支援に留まっている。特に知的財産と関連する政府レベルの支援は、韓国特許庁で進行中の一部支援に限られた形で進行されている。

韓国特許庁は、2011年下半期にモデル事業として実施し、社会的企業を対象とする独自のブランド及びデザインを開発して権利化を支援する政策を地道に推進している。

ロ. 推進内容及び成果

2013年には、雇用労働部で認証した11の社会的企業と自治体で認証した13の予備社会的企業の計24企業を選定し、ブランド及びデザイン新規（リニューアル）開発支援事業を実施した。ブランド開発支援は16企業、デザイン開発支援は8企業に対し各々行われた。

この事業によって知的財産を創出した社会的企業の2013年の売上高は、前年比13.5%増加するなど経営成果が大きく改善され、同事業の効果が立証された。また、支援を受けた企業はブランドの価値及び企業イメージ向上に伴う販路開拓によって、持続的な売上高増加などが期待されるものと調査された。

出願件数も全体的に増加したが、支援前の商標出願件数は全体で25件に過ぎなかったものの、支援後は43件となり約2倍も増加した。デザイン出願件数も全体で3件に過ぎなかったが、支援後は22件となり約7倍以上増加した成果を収めた。

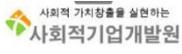
知的財産権に対する重要性を認識させ、知的財産経営に対するインフラ構築が重要な機会となったものと評価される。

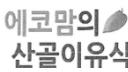
＜表VI-1-44＞社会的企業の支援状況

N O	企業名 (所在地)	支援 区分	主要支援内容 [品目]	開発前	開発後
1	トリプレニ (ソウル)	ブランド	ソーシャル ベンチャー		
				英文「Plus Tree」を訳すと漢字で「+」と「木」の表現、すべてのプラスで「木(森)」を造成しようという意味	
2	エコバイオ (京畿)	ブランド	清浄剤、脱臭剤		
				既存のロゴタイプの大文字「ECO」を小文字に変更して柔らかく、親しみやすく表現し可読性を高めた。	
3	ウェントクマウル(京畿)	ブランド	餅の製造及び販売		

				お母さんの心で真心を込めて作ったおいしい餅で顧客に最高の健康と味をプレゼントする心の表現	
4	イジムビ (京畿)	デザイン	医療機器	-	
				看病人の便宜と使用者のために取っ手を適用し、移動や維持管理を便利に改善して使用性を拡大	
5	世宗障害児童 後援会 (京畿)	デザイン	教育教材		
				障害人が社会構成員として者別を受けず、共同体として夢と希望が実現できるイメージを表現	
6	熊が住む町 (京畿北部)	ブランド	米の花輪		
				熊の町の温かいメッセージで微笑むようにし、多様に領域に適用して拡大する意思表現	
7	チョンウグット フレンズ (仁川)	ブランド	歯磨き殺菌器		
				無菌が連想させ信頼感を表現し、親しみを感ずる表現である。	
8	アイン (仁川)	ブランド	自動車 再製造品		

				ReQの代表性(再製造品)を現すことができる差別化した形態でデザインした。
9	江華夢 作目班 (仁川)	デザイン	江華薬用ヨモギ	  <p>スリムに再構成したTypeとヨモギイラストを静かに流れることが感じるよう配置してきれいさを表現</p>
10	ザードリーム作 業(江原)	ブランド	ホームページ制作	  <p>社会的企業を紹介する仲介サイトとしての「多品」を現代と伝統が調和した洒落たイメージで視覚化</p>
11	タンオ文化事業 団(江原)	デザイン	贈り物セット 松の香り話 包装デザイン (ショッピングパ ック)	 <p>風呂敷で包む形態でレイアウトで構成、社会的企業の贈り物セットであることを表現し、江陵を連想させるキーワードを配置</p>
12	ラウム (忠南)	ブランド	コンピュータ部品 アクセサリ	 <p>可愛い鳥が歌うようなイメージシンボルマークで開かれた思考、心、行動などの意味</p>
13	グリーンテック (大田)	デザイン	LED照明	 

				使用者のグリップ便宜性を確保するために微視的観点から側面部分をシンプルに表現	
14	ヘミルライド (大田)	デザイン	LED関連		
				子供の観点から使用しやすい構造をデザインに盛り込んだ。	
15	肥料 (忠北)	ブランド	造園緑化及び管理		
				自然につくられた垣、自然を含む、自然に似ていくという意味で自然との対話を意味する。	
16	社会的 企業開発院 (蔚山)	ブランド	インターネット新聞		
				毎日心をつなぐニュースの意味であり、企業に対する信頼、発展的なイメージの形象化	
17	ソホリコホンサン (蔚山)	デザイン	野生茶、酵素	-	
				製品名キャリア製品イラストを使用、金箔を使用して高級さを強調	
18	韓紙ナラ 工芸文化(大邱)	ブランド	工芸教育セット		

				遊びと学びを同時にする韓紙工芸表現	
19	ヨンチョンアート文化センター (慶北)	ブランド	漢方の石鹸	-	
				モダン&自然的なイメージを反映して自然と近い人体に無害な天然漢方石鹸の意味表現	
20	エコマムの山奥の離乳食 (慶南)	ブランド	幼児用オーガニック 離乳食ブランド		
				さわやかとグリーンを象徴する木の葉と智異山のきれいさを意味する水玉、カタツムリと一緒に笑っている赤ちゃんの表現	
21	ヘアチ営農組合 (全南)	ブランド	食品 (クルミ)		
				温かいクルミ菓子をみんなと一緒に食べる思い出を感じるような優しい筆のタッチでくつろぎと温かさ感じるカリグラフィで表現	
22	農業会社法人 サンマル (光州)	ブランド	おこげ製品	-	
				スマートなVラインを表現するために、ハンガルの「日」の表記方法はVで表記し女性のスマートなVラインを表現した。	
23	営農組合法人サンセミ (済州)	ブランド	馬の加工製品		
				強い力動性のカリグラフィックで、活動的な印象を与えて製品の特長を表現した。	

24	アルイ (済州)	デザイン	リサイクル小物 及び家具	-	
				サイズが違う3種類の製品を共用で使用できるように側面のホームを利用して差し込み風呂敷形態	

ハ. 評価及び発展方向

知的財産権基盤が脆弱な社会的企業に対する知的財産権の創出及び保護関連の支援拡大により、社会的企業が質的に成長できる基盤を構築したということに大きな意義がある。これまで社会的企業の状況などを考慮せず一般的な支援に留まっているとの指摘があったが、これを反映して問題点を補完し支援事業をより拡大していく予定である。

社会的企業の財政状況などを鑑み、企業負担金を引き下げ、業種分野別の差別化支援と社会的企業の需要を反映して事業内容を多角化する予定である。また、社会的企業が、知的財産経営の重要性を自ら認識できるよう、コンサルティング、IP関連教育、出願費用の支援なども行い、知的財産才能シェアリング事業など、庁レベルで実施している支援事業と連携を図りながら事業を推進する計画である。

さらに、社会的企業の知的財産権に対する認識向上に向けて、知的財産権教育を実施し、全国規模の発明大会などの参加支援も推進する計画である。

5. 知的財産才能シェアリング事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事補 ソ・ウンファ

イ. 推進背景及び概要

1)推進背景

知的財産が企業の重要な資産とし浮上し始め、知的財産権の確保に企業が活発に動いている。しかし、資金事情が苦しい小企業、社会的企業などは、出願、ブランド、デザイン開発などの費用負担が大きく、知的財産経営活動に多くの隘路事項があった。韓国特許庁の多様な中小企業向け支援事業又は限定された予算内で、需要をすべて充足させることができない状況であり、高い競争率により主に地域の有望な中小企業が選定され、零細な企業は政府の支援を受けることが難しかった。

そこで韓国特許庁は、このような問題を解消するために、最近拡大している寄付文化を知的財産分野に取り入れた。知的財産分野の才能シェアリングを活性化させ、社会、経済的に困っている小企業、社会的企業などの知的財産活動を支援し、地域知的財産センターとともに、「知的財産才能シェアリング」を2012年から試験的に推進している。

<図VI-1-4>知的財産才能シェアリングCI



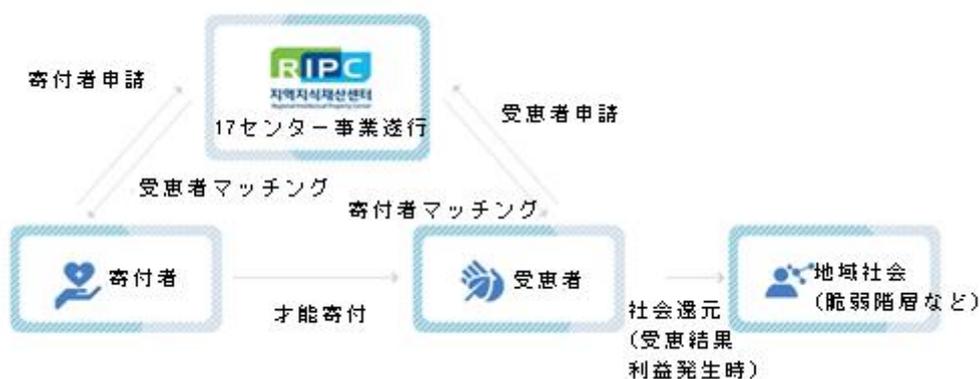
2)概要

「知的財産才能シェアリング事業」は弁理士、知的財産サービス業専従者、デザイナーなどの知的財産専門家の才能寄付により、小企業、社会的企業などの社会、経済的弱者を助ける活動である。さらには、支援を受けた企業は「知的財産才能シェアリング」により収益が発生した時は、地域社会へ還元することで脆弱階層などに寄付するという、地域社会とともにシェアリングする好循環となることを目指している。

才能寄付者は弁理士、知的財産サービス業専従者、デザイナー、教授、大・中堅企業などの知的財産関連の才能寄付が可能な個人又は団体が対象であり、才能シェアリング支援を受けた者は小企業、社会的企業、予備社会的企業、予備創業者が対象である。シェアリングの分野は、△知的財産権の出願・訴訟相談、△先行技術(商標、デザイン)調査、△出願明細書の作成、△ブランド・デザイン開発、△知的財産経営教育、△知的財産経営コンサルティング、△特許マップの作成などである。

才能寄付又は才能シェアリング支援を希望する者は、地域知的財産センターの知的財産才能シェアリングのホームページから申し込みをすれば、地域知的財産センターのコンサルティングが寄付者と希望者をマッチングし、寄付者と希望者は細部内容について協議を行った後、才能シェアリング活動を開始することになる。

<図VI-1-5>知的財産才能シェアリングの構造図



ロ. 推進内容及び成果

2012年に江原、大田、忠北、忠南、慶南において試験的に始めた「知的財産シェアリング」は、2013年から全国の広域市道に範囲を広げて本格的に推進することになった。1年間80人の才能寄付者が76の企業及び予備創業者を手助けした結果、先行技術調査、明細書作成、ブランド及びデザイン開発など計118件の才能シェアリングが推進された。

＜表VI-1-45＞2013年知的財産才能シェアリング推進の成果

(単位：件)

分野	IP経営 コンサルテ ィング	出願相 談	先行技 術調査	明細書 作成	特許マッ プ作成	ブランド 開発	デザイン 開発	合計
特許(PCT 含む)	16	21	8	7	1	-	-	37
ブランド (商標)		7	1	2	-	28	19	57
デザイン		4	-	4	-	-	-	8
合計	16	32	9	13	1	28	19	118

その結果、支援を受けた企業は研究開発方向を設定し特許戦略を確立することができ、明細書作成、ブランド及びデザイン開発など計17件の知的財産権を出願した。

環境にやさしい化粧品など生産や販売をしている社会的企業である「J企業」は、デザイン専門I企業の「B代表」からデザイン開発の寄付を受けた、「J企業」と「B代表」は数回にわたる論議と検討を行い、自然の香りという新しいコンセプトを導出し、製品、包装デザインをリニューアルした後、東大邱内の優秀中小企業販売場の「中小企業名品マル」に入店とともに、有名なホームショッピングに進出するなど活発な販売活動を展開している。

また、支援を受けた一部の企業は「知的財産才能シェアリング」を通して受けたものを地域社会へ還元した。「T企業はC大学のデザイン学科の「Y教授」と「S弁理士」の才能寄付により、包装デザイン及びブランドを開発し、デザイン出願を終えた後に製品を市場に市販することができた。これに対するお返しとして地域の保育園に製品を寄付し、本人もシェアリング活動に積極的に参加した。「M企業」又はブランドリニューアル開発の支援を受けた後、そのお礼として地域の低所得層の子女に奨学金を授与するなどで表した。

2013年11月に「知的財産才能シェアリング」の成果報告会を開催し、優秀才能寄付者と社会への還元に参加した才能シェアリング支援を受けた企業に、韓国特許庁長官の感謝牌を授与し、長官との懇談会を開催するなど、1年間の成果を共有し意見を交わす場を設けた。

<図VI-1-6> 2013年知的財産シェアリング事業の成果報告会



ハ. 評価及び発展方向

「知的財産才能シェアリング事業」を通じて、企業は知的財産競争力を確保することができ、恵沢を受けた企業は、その利益の一部を地域社会へ還元することによって、企業競争力の向上とともに、地域のシェアリング文化が活性化できる土台を構築したといえる。

今後「知的財産才能シェアリング事業」が一層活性化となり、知的財産才能寄付者と支援を受けた者が自由にマッチングできるよう、ホームページを改善してマッチング支援システムを構築する計画である。また、個人だけでなく団体、企業においても才能寄付ができるよう支援する計画である。「知的財産才能シェアリング」が才能寄付者、支援を受けた者、地域社会に、新しいシェアリング文化として位置づけられることを期待している。

第4節 発明振興イベントの開催

1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

「発明の日」の記念式は、優秀発明家及び発明有功者を褒章することによって、発明家と科学技術者の士気を奨励し、国民的な発明雰囲気作りを拡散させるために開催するイベントである。2013年には、「未来を創造する知的財産、すべての国民が幸せになる」という主題で、大統領が臨席した中で63ビルのグランドボールルームにて行われた。

2013年の「発明の日」の記念式では、2003年以降初めて大統領が臨席した中で、金塔勲章を含む政府褒賞など79の授賞が行われ、この中で今年の発明王の授賞作に対しては、褒賞金の支給、トロフィー授与、「発明家の殿堂」献納及び海外優秀発明展示会の参観経費の支援など副賞が授賞された。

韓国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する2013年の特許技術賞には、2013年に10の発明が選定され韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。計414件が応募し41.4 : 1の競争率を見せ、計10の授賞作のうち、個人及び中小企業が2件を占めた。

2011年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標デザイン展、ソウル国際発明展は、国内の優秀特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を展示し、国内最大規模の知的財産権展示会として開催しており、2013年には、39,000人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内96社(人)から96件、海外31カ国から702件を出品及び展示し、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第48回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

イ. 推進背景及び概要

知的情報化社会において、知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産の好循環構造の確立可否は、国家と企業競争力の主な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促すためには、社会各界の各層へと知的財産創出の底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのために発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対する共通認識を拡大し、国民レベルで発明の雰囲気を作成する必要がある。

政府は、知的財産に関する認識の重要性を向上させ、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1442. 5. 19)を記念して、5月19日を「発明の日」と決め法廷記念日に指定した。発明の日の記念式典では、発明家の士気を高めるために有功者褒賞、発明優秀事例発表、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2013年の第48回「発明の日」の記念式典では、「未来を創造する知的財産、すべての国民が幸せになる」というタイトルで大統領の臨席を推進し、創造経済時代の核心基盤である知的財産の重要性を強く唱え、政府の知的財産政策推進への意志を表明した。記念式には大統領を始め、発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教師など約600人余りが参加した中、5月15日に63ビルグラントボルルームにて開催された。

記念式典では、発明及び特許分野に貢献した有功者 78 人に金塔産業勲章など政府褒賞があった。同時に、大韓民国を代表する発明家 1 人を今年の発明王に選定して大統領の表彰と月桂冠を授けた。特に 2003 年以降、初めて大統領が臨席し褒章者に親授したことは、知的財産に対する重要性と発明家を尊重する文化を造成する政府の意思表示であり、発明の日の位置づけが高くなったのである。並行して行われたイベントでは、広報映像の上映、優秀発明品展示会及びサンドアニメーション講演などを行い、発明に関する一般人らの関心と参加を誘導した。

多角的な方法でイベントを認知させて参加率を高めるために、オンライン、オフライン、マスコミ広報など、事前準備から実行に至るまで体系的な企画広報を行い、有識者寄稿文 3 回、主要マスコミ放送 7 回、総合紙 45 回及びオンライン 217 回などオン・オフ上で 273 回の報道を行われた。

<p><図VI-1-7>大統領の祝辞</p>	<p><図VI-1-8>2013年今年の発明王月桂冠授与</p>
	
<p><図VI-1-9>主題映像物の上映</p>	<p><図VI-1-10>幸せな発明家のパフォーマンス</p>
	

ハ．評価及び発展方向

第 48 回発明の日の記念式典は、単純に褒賞を行い政策情報を伝えるイベントでなく、発明に対する関心を持続的に誘導するために多様な試みを図った。既存の記念映像物は事実伝達中心の政策動画像であったが、それに発明と特許に対する隠喩的な表現で感性的な内容をつけ加え、発明と特許の意味と重要性を認知するように構成した。そして、学生発明家と特許庁長官、発明振興会会長が同時にハンドプリンティングを行うなど、知的財産を通して幸せな未来を約束する、意味あるパフォーマンスも実施した。

また、2003 年以降、初めて大統領が臨席し褒章者に親授及び祝辞の後、優秀発明品の観覧を行い、発明家の自負心と「発明の日」のイベントのプレゼンスを高めた。

その他にも様々な並行開催のイベントを通じて、参席者が楽しめるよう講じるなど、オーダーメイド型の構成を試みた。式典前のイベントとして、発明の日の記念式ヒストリー写真映像を実施して参加者の耳目を集中させて、その後続く記念式典に集中させた。1 部の授賞式が終わった後も、発明により未来を作り上げるというストーリーでサンドアニメーションを上映し、2 部の授賞式まで参加者らが退屈しないよう配慮した。

3. 特許技術賞授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業主事 キ・クァンヨン

イ．推進背景及び概要

韓国特許庁は発明者の発明意欲の奨励と国民的な発明ムードを拡散させて産業技術競争力を向上し、さらには国家産業発展の貢献を目指して韓国国内に登録された特許

及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は1992年から毎月1つの優秀発明を選定していたが、1996年からは分期別に、2007年下半期からは半期別の授賞に切り替えて実施した。特許技術賞授賞規模の増加により申請件数が増加するなど、一般人からの関心も高まっている。

<表VI-1-46>授賞の種類

区分	種類	授賞数	賞金	受賞者
特許・実用新案	世宗大王賞	1	1,000万ウォン	発明者
	忠武公賞	1	500万ウォン	
	池錫永賞	2	300万ウォン	
デザイン	丁若鏞賞	1	500万ウォン	創作者

* 選定審査協議会の審査結果、特許技術賞の選定に適さないと判断した場合、奨励賞(賞金30万ウォン)の授賞や、当該特許技術賞を選定しない場合もある。

* 2014年度から個人又は小企業の発明を奨励するために、特許、実用新案部門に洪大容賞を新設(授賞数5、申請対象:出願人が個人又は小企業、受賞者:発明家)

<図VI-1-11>授賞マークの種類

世宗大王賞	忠武公賞	丁若鏞賞	池錫永賞
			

* 奨励賞は受賞マークから除外

ロ. 推進内容及び成果

2013年の特許技術賞は8つの発明品と2つのデザインが選定され、韓国知識財産センターにおいて韓国特許庁と中央日報の共同により授賞式を行った。高い競争率の中で、2013年上半期では、韓国電子通信研究院の「DMB連動型 Stereoscopicデータ処理方法及びStereoscopicデータ処理装置」が受賞し、下半期にはハンミイエンシ（株）の「改質硫黄結合材及びその製造方法と、これを含む水硬性資材造成物及びその製造方法又は可燃性改質硫黄資材造成物及びその製造方法」が世宗大王賞に各々選定された。

<図VI-1-12>2013年上・下半期の特許技術賞授賞式



<2013年上半期>



<2013年下半期>

特許技術賞は1992年から2013年まで計293の優秀発明・デザイン(特許215、実用新案21、デザイン57)を選定して授賞したことにより、発明の雰囲気拡散に大きな役割を果たしている。

<図VI-1-13>2013年上・下半期の授賞発明紹介写真



<2013年上半期>



<2013年下半期>

ハ．評価及び発展方向

1992年から始まった特許技術賞制度は、マンネリズムに落ち込むことなく、発明者の発明意識を奨励するために大きな役割を果たしている。2013年には、特許技術賞に414件が応募し41:1の競争力を見せ、発明者の関心度が高かった。特に授賞者選定時に、個人または中小企業を優遇する条項を設け、大企業の発明と競争しても実質的に均衡が成り立つように運営しており、2013年度も授賞件数10件のうち、個人及び中小企業が4件を占めた。

一方、2014年からはより多くの授賞機会を提供するために、洪大容賞（半期別5賞）を新設した。申請対象を個人又は小企業に限定し、実施効果が可視化されてない発明についても機会を与えることにした。また、授賞作に対する実効的な支援策を構築して創業キャンプ（中小企業庁運営）への入所、創業士官学校（世界経営研究院運営）入学のような事業活性化の機会提供を拡大することにした。

4. 2013大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

イ．推進背景及び概要

今年度は、発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展は知的財産権を「2013大韓民国知的財産大典」という名前で統合開催した。大韓民国知的財産大典は、知的財産権に関する国民の認識を向上させて発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大し、国際的なネットワークを構築することを目的としている。さらに、今回の展示を通して優秀発明品を一般の国民に広く知らせるなど、販路を切り開いて流通を活性化することができる。技術先進国への跳躍のために1年間の発明と特許を決算して授賞することによって、新技術を発掘することができると同時に、益々その価値

が重要になっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大会は1982年から毎年開催し32回目を迎え、商標・デザイン権展は2006年から毎年開催して8回目、ソウル国際発明展は2002年から2008年まで隔年開催したが、2009年からは毎年開催することとなり9回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2011年から大韓民国発明特許大会及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することにより、名実共に韓国国内最大規模の知的財産権展示会であった。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め、国際的イメージ向上にも大きく寄与した。

大韓民国発明特許大会は、受賞作96作品を含め計96品目の製品展示とともに、多様な見どころを提供し、一般国民の関心を集めて展示会のレベルを高めようと試みた。また、受賞作を中心にメイン展示館以外に、ハイテック展示館、無料弁理諮問館、特許技術事業家支援館、購買相談会場など多様な展示館を運営し、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供した。

商標・デザイン展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、商標・デザイントレンド館、非英語圏ブランド支援館、me too商標展示館などで構成され、多様な年齢層の観客のために様々な工夫を行った。並行イベントとして、タッチスクリーンを活用したme too商標探しゲームの体験、はがき先送りなどを実施して、多様な年齢層の観覧客が直接体験できるような展示空間を造成した。

ソウル国際発明展は、5年連続30ヵ国以上の参加と3年間で600品目が超える出品作を紹介することにより、世界的な発明展示会として確固たる位置を占めた。2013年には38,000人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内103社(人)139品目、海外30ヵ国563品目が出品及び展示され、世界的な発明展示会として国内外の発明家らの交流拡大及び

国際ネットワーク構築の場となった。また、購買相談館を運営し発明家とバイヤーの相談の場を提供することによって、参加者に発明品を広報するだけでなく事業化の実績向上にも貢献した。

<図VI-1-14>展示場の様子



<図VI-1-15>ポートゾン(休憩空間)



<図VI-1-16>受賞技術展示館VIP
巡回写真



<図VI-1-17>ハイテック展示館



<図VI-1-18>購買相談会場運営



<図VI-1-19>ソウル展の授賞式



ハ. 評価及び発展方向

展示会の他に並行イベントとして無料弁理士館、特許技術の政策説明会場などを運営し、展示会の参加主体である中小企業に対して実質的に役立つようにした。既存の広報方式に海外広報を加えて施行し、計301回の国内外の報道(海外59件)が行われた。

前年度のモデル事業の結果により、確認された購買相談に対する参加企業の需要を反映し、ロッテショッピング、イーベイ、タオバオなど国内外バイヤーを誘致して購買相談会場を運営した結果、223件の相談実績を成し遂げ、展示参加者に事業化の機会を提供した。

既存のB2Cバイヤー中心の購買相談会でなく、アリババなどを含めるB2C分野のバイヤーを持続的に発掘して参加を誘導し、大量生産しない受賞企業を対象に、技術移転分野を拡大運営できるように支援する計画である。

第5節 女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 環境主事補 チョン・ウォンギ

女性発明振興事業の結果、過去3年間の女性特許出願率は毎年増加している。

* 女性の特許出願件数(出願率)

(2011)4,393(12.8%)→(2012)4,670(12.9%)→(2013)5,458(14.6%)

* 男性の特許出願件数(出願率)

(2011)29,804(87.2%)→(2012)31,402(87.1%)→(2013)32,019(85.4%)

しかし、未だ男性に比べて微弱なレベルであり、韓国の女性経済活動参加率も2012年基準の55.2%であり、OECD加盟国平均の62.3%より低いレベルである。高い教育レベルと優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために、多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

韓国特許庁は、女性発明協会の支援事業を通して女性発明家を育成するため、長短期課程の知的財産権教育を実施しており、女性の発明アイデアが死蔵せず産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、アイデア競合大会、試製品製作支援、女性発明品博覧会などの多様な支援政策を推進している。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がより多く出るよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

2. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産の認識向上

産業財産政策局 産業財産振興課 環境主事補 チョン・ウォンギ

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性経済活動参加人口は着実に増加しているが、韓国の女性経済活動の参加率は、2012年基準の55.2%であり、OECD加盟国平均の62.3%より低いレベルである。また、韓国は急速な高齢化及び出生率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

＜表VI-1-47＞OECD主要国の女性経済活動参加率の比較

区分	2009年	2010年	2011年	2012年
韓国	53.90%	54.50%	54.90%	55.20%
日本	62.90%	63.20%	63.00%	63.40%
米国	69.00%	68.40%	67.80%	67.60%
OECD平均	61.50%	61.80%	61.80%	62.30%

*出所：OECD Employment Outlook 2013

そこで、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性を対象に体系的な知的財産権教育、女性発明創意教室及び女性発明競合大会などを支援し、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性対象の知的財産権説明会

韓国特許庁は、女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上をさせ、潜在力

のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して、発明に関心の高い主婦、発明教室の参加学生、父兄、女子大生などを対象に、女性対象知的財産権教育を実施している。

弁理士、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家を講師に構成して運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容で講義を実施し、知的財産権に対する認識を向上させ、底辺拡大に大きく寄与しており、2008年から2013年まで計327回の24,342人が参加した。

2)女性発明コンテストの開催

女性発明コンテストは、女性に斬新な創造力を発揮する機会を提供し、創作アイデアの開発に対する意識高揚と、発明の活性化を図るために独創的なアイデアを発掘しており、2008年は339件、2013年は326件が出品され、発明に対する女性の関心が集中している。

3)試作品の製作支援及び弁理諮問サービスの提供

女性の優秀な発明アイデアに対し試作品の製作代を支援することにより、女性発明アイデアの権利化及び商品化を誘導した。また、女性発明家を対象にアイデアの具体化、特許出願案内などの無料弁理相談を通して隘路事項の解消のために2013年は352件の相談を実施し、202件の受け付けて38件に対し試作品の製作費用を支援した。

4)女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種ニュース情報の発信、政府の知的財産権創出促進事業の紹介を行うために、韓国女性発明協会の主管で発刊している。「発明する人々」は、発明マインド向上、発明家の自負心

奨励及び権益擁護、国民レベルでの発明生活化運動の展開、発明家と企業間の関係推進、発明企業広報などのナマ情報と多様なニュースを、発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者などに提供している。

ハ．評価及び発展方向

女性発明振興事業は、より多くの女性が知的財産権を有して経済活動に参加することにより韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的女性発明家の育成と活用を行い、優秀女性発明の出願及び事業化を支援するため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。事業の目標達成のために女性発明にフレンドリーな社会環境づくりに注力し、女性発明支援インフラを構築して国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤作りに取り組んだ。

今後は女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識向上のため、関連機関間の女性人材活用方策について模索する計画である。

3. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 環境主事補 チョン・ウォンギ

イ．推進背景及び概要

21世紀は、土地と資本などの有形資産が競争力の基盤となる産業社会から、情報と知識に基づいた技術力・ブランド・デザインなど無形資産中心の知識基盤社会に転換する、知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭する時点である。特に、このような状況において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合は、女性の経済活動が新しい活動の主体として重要性がより一層高

くなっている状況である。

そこで、女性発明の事業化を通じた国家競争力の向上のため、販路開拓及びビジネスマッチングの機会提供ができる世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などへの支援が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

1)世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界初の大規模国際女性発明大会の開催によって、韓国が世界女性発明の主導国としての地位確保に大きく寄与した。2008年から大韓民国世界女性発明大会と、大韓民国女性発明品博覧会・女性発明国際フォーラムを共に開催することによって、韓国内の女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を与えるシナジー効果を創り出した。

2008年から毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧会は、すでに第6回目の大会を迎えた。2013.5.1～5.4までの4日間、COEX Hall A(旧太平洋ホール)で開催された第6回目の大会では、26カ国から290品目の発明品が出品され、7万人余りが参加するなど高い反響を呼んでいる。

このような世界女性発明大会において、全世界女性発明家の国際的連帯とネットワークを構築し、韓国内の女性発明起業家の海外進出の橋頭堡を構築した。また、積極的な広報活動により多様な媒体において紹介され、女性の発明文化振興の重要性及び関心を高める契機となった。

<図VI-1-20>大韓民国世界女性発明大会の開幕式



<図VI-1-21>大韓民国女性発明品博
覧会



<図VI-1-22>大韓民国世界女性発明
フォーラム



2)今年の女性発明・起業家賞(女性発明優秀事例発表会)

1995年に優秀な女性発明家の成功事例を共有するために開催された。2009年まで女性の繊細な感受性を基に斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範を見せた女性発明家を発掘してモデル事例を提示した。2010年から「今年的女性発明・起業家賞」に名称を変え、優秀女性発明家に対する発掘だけでなく、授賞と広報活動を強化した。2010年～2013年まで237人の対象者を審査し、女性発明・起業家賞、女性発明家賞、女子大生発明家賞の3部門で22人を授賞し広報した。2013年11月のポスコP&Sタワーにおいて開催された授賞式では、約200人が参加し受賞者に対する取材とお祝いが行われた。

3) 試作品製作支援事業

女性の優秀な発明アイデアを発掘して試作品の製作支援を行い、権利化と事業化を促進するために、女性発明の試作品製作に対する支援を実施した。2007年に事業を開始し、2013年には202件の申請書を受け付けて38人が支援を受けた。知的財産権として登録されていない特許、実用新案、デザインの範囲に属するアイデアを、試作品の製作を通じて具体化できるように支援を行い、女性発明家と創業予定者の支援が順調に増加している。

ハ. 評価及び発展方向

女性創意発明教室の教育需要が大きく増加したため、目標人数を超過して教育を実施した。特に、試作品製作支援事業と世界女性発明大会及び女性発明品博覧会などは、女性発明家から大きな反響を呼んだ。

また、世界知的所有権機関(WIPO)と緊密な協力を行い、世界的規模の唯一な女性発明大会を韓国で開催でき、特許強国として大韓民国の品格を高めることに寄与し、韓国内外の女性発明品を国際的に広報することにより、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創造力の開発は、国家産業発展の新しい原動力であるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許により具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例が多く輩出するよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

第6節 軍将兵の知的財産認識の向上

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人事課 書記官 ソン・チャンホ

世界経済は、土地、資本などの有形資産中心の経済から想像力、創意性と科学技術を基盤とする経済的付加価値を創出する創造経済へと転換している。創意的創造が実現する過程において知的財産は創造の結果物であり、経済的価値を創出する重要な手段となっている。

<図VI-1-23>想像力、科学技術と知的財産権



そのため創意的アイデアを知的財産権として確保して競争力を維持することが重要であり、創造経済の競争力の核心は、想像力と創意性を基盤とする創意的なアイデアを生産する創意人材である。

そこで韓国特許庁は、知的財産を通して創造経済の実現を促すために、小中高校から大学(院)、企業、軍の将兵など国民全体を対象に、生涯周期的な知的財産教育を推進している。

特に軍においては、知的財産の重要性を認識して軍部隊を知的財産人材育成の先進基地として活用し、軍の知的財産管理体制の効率性を高めるために、特許庁と各軍との間でMOU(陸軍、空軍と2013.4.8、海軍2013.6.27)を締結した。

イスラエルでは、軍で取得した高級技術、知識を通してアイデアを発掘して権利化を行い、軍サービスにより形成されたネットワークを基盤に、除隊後も創業する文化が形成されている。最も若い時代に同年輩の同僚と一緒に過ごしなが、創意的アイデアで新しい創作物を作り上げる環境が、イスラエルベンチャー企業の発展基盤となっている。

韓国の軍隊でも創意的なアイデアを発散させ、創造経済実現に向けてインキュベーターとなるように、韓国特許庁では将兵の知的財産認識向上のための将兵向け知的財産教育などを拡大している。

2. 軍将兵向け知的財産権教育

産業財産政策局 産業財産人材課 書記官 ソン・チャンホ

イ. 推進背景及び概要

軍では膨大な費用のため民間でやり難い研究が可能であったため、人類は軍の研究結果を基盤に現代の科学技術を発展させてきた。

<表VI-1-48>軍の技術を民間分野に伝播した事例

①厨房でよく使われる「電子レンジ」は2次世界大戦に使用した「レイダー技術(マグネトロン発振機実験)からなる。
②即席で簡単に飲める「インスタントコーヒー」は「軍用粉乳で作った噴霧乾燥技術」を基にしている。
③マクドナルド店の厨房には「潜水艦注号技術」が各々適用されている。
④今日、世界を一つにする「インターネット」は「米軍通信技術アルファネット」から発展したもの

韓国の場合は、政府R&D予算の中で国防R&D予算が占める割合は、大よそ12%程

度占めているが、国防技術(国防部所有の国有特許)は国有特許全体の1.3%に過ぎない水準であり、現在も軍将兵の知的財産教育に関する認識が低く、関連インフラ及び体系的な教育プログラムなどが不足している状況である。

そこで韓国特許庁では、軍サービスの現場において出たアイデアを研究開発し、軍の戦闘力向上に直結する軍用品開発及び機能改善ができる創意人材育成のために、軍将兵の知的財産教育事業を開始した。軍将兵に対する体系的な教育を通して、その重要性を認識させ、創意的なアイデアを発掘し、新特許技術の創出能力の培養及び予備知的財産創出人材として育成することにその目的がある。

主な推進内容は、軍の発明コンテスト、軍将兵の知的財産教育の単位履修、知的財産認識水準別のe-ラーニング教育、軍の知的財産専門担当部署の設置及び運営支援などである。

<表VI-1-49> 軍将兵の知的財産認識向上のための主要推進事業内容

事業名	事業内容
軍の発明コンテスト (2006年～)	2006年から2010年まで陸軍を対象に参加した軍将兵向け発明体験を提供、優秀アイデア発掘、表彰及び優秀受賞作の展示 (毎年11月中、COEX)及び権利化などを支援してきており、2011年からは陸・海・空軍にまで拡大して運営している。
軍将兵の知的財産教育単位履修 (2014年試験的事業)	国防部、知的財産教育先導大学などと協力して軍将兵(軍サービス期間中の大学生)に対する知的財産教育の単位履修制度(2～3単位)を2014年から推進中である。
知的財産認識水準別のe-ラーニング教育 (2014年試験的事業)	各軍内部の専用通信ネットワークを通して知的財産e-ラーニングコンテンツにアクセスして教育が行われるよう、自律的学習インフラを構築して2014から実施している。

軍の知的財産専門担当部署の設置及び運営支援	軍の知的財産専門担当組織を構築(2013.6月に陸軍及び2014.1月に空軍の知的財産チームを運営、海軍は推進中)及び知的財産専門人材の採用支援(2014.6月に空軍5級軍務員特別採用)など支援している。
-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

ロ. 推進内容及び成果

軍将兵が兵営生活の中で着案した創意的アイデアを具現し活用するために、2006年から軍部隊を訪問して知的財産基礎教育の実施及び発明体験お提供しており、優秀発明品の展示及び権利化支援などのために、軍の発明コンテストを開催している。

<表VI-1-50>軍の発明コンテストの推進プロセス

推進手続き	参加者(軍部隊)	地域知識財産センター	韓国発明振興会
①アイデア提出	・アイデア提出 (軍部隊→地域センター)	・提出アイデア受付 ・発明アイデア指導 ・アイデア審査準備	・進行状況の点検
②地域予選	・アイデア発表資料製作	・アイデア審査 ・部隊アイデア選定 ・審査結果当会及び部隊通報	・地域予選審査の通過 アイデア受付
③本選審査		・本選審査支援	・本選審査進行 ・先行技術調査 ・最終審査作選定
④最終審査	・アイデア発表	・最終審査支援	・最終審査進行 ・最終受賞作選定
⑤発明品試作	・発明品製作(事後実費支給) ・発明品提出	・発明品製作支援	・発明品製作費支援
⑥展示会	・受賞者展示会参加、協力	・受賞作展示会協力	・受賞作展示会開催

国防部、陸、海、空軍の各本部と協力して知的財産教育と連携した発明コンテストを開催し、2006年～2013年まで187部隊を訪問して31,094人を教育し、5,445件のアイデアの発掘(406件受賞)を通して、軍将兵の知的財産認識向上及び知的財産創出能力の培養により、軍用品の活用改善及び戦闘力向上に寄与している。

＜表VI-1-51＞軍の発明コンテスト推進成果の内容

区分	教育参加 部隊	教育参加 将兵(人)	大会参加 部隊	受け付け アイデア (件)	本選審査 アイデア (件)	最終審査 アイデア (件)	受賞作 (件)	備考
2006年	1	600	1	125	/	/	29	陸軍
2007年	4	3,930	5	285			36	
2008年	9	1,676	9	493			51	
2009年	15	5,456	14	769			50	
2010年	23	4,496	23	924			68	
2011年	29	4,297	37	1,007	401	100	66	陸、海、 空軍
2012年	50	6,946	89	1,111	340	70	55	
2013年	56	3,693	65	731	240	68	51	
計	187	31,094	243	5,445	981	238	406	

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁では、軍将兵に対する知的財産教育と軍の発明コンテストなどを実施し、知的財産の認識向上及び知的財産創出能力の培養により、軍の戦闘力向上に直結する軍用品の開発や改善などに大きく寄与している。

今後一層充実した事業に発展させ、軍将兵の知的財産教育への参加率をためるために、優秀教育部隊の表彰などインセンティブの提供などを含めて事後管理を強化する予定である。

また、軍で習得した高級技術、知識と軍服務により形成されたネットワークを基盤に、除隊後に創業する文化を形成して、韓国軍が創造経済の実現に向けたインキュベーターになることへの支援を惜しまない計画ある。

3. 知的財産権の創出支援

産業財産政策局 地域産業財産課 行政書記補 ヤン・ミナ

イ. 推進背景及び概要

国防だけでなく社会で必要とされる人材資源を育成する役割を遂行している軍の重要性に比べ、知識基盤社会の核心である知識基盤社会に備えた知的財産権の認識は不十分である。

そこで韓国特許庁は軍内の知的財産権創出に寄与し、未来産業人材の知的財産権に対する認識を向上させ、知的財産マインドを兼ね備えた創造的人材の育成に寄与するために、2006年に陸軍1部隊を試験的に実施した後、2011年にすべての軍将兵に対し知的財産認識向上の事業を拡大させて施行するなど、知的財産権創出を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁では軍将兵の知的財産創出能力を培うため、上半期に専門講師を各部隊に派遣し、知的財産権基礎及びアイデア発明、導出方法などの理論教育とコンテストアイデア提出希望者を対象に行う実習教育に分けて教育を実施した。これを基に下半期には軍用品の活用改善及び戦闘力の向上に役立つアイデアを発掘及び発明体験のため、幹部及び軍務員を含む兵士など大韓民国全体の軍部隊を対象に軍将兵発明コンテストを行った。

大会に提出されたアイデアは厳格な審査を経て優秀作品として選定され、選定された優秀作品は展示会を開催して対内外に広報を行い、展示会を訪ねる一般人に軍用品に対する認識を高めるとともに受賞者に対する自負心も高めた。

2013年は、発明コンテストを通して65部隊、731件のアイデアが受け付けられ、専門家の審査を経て大賞を含む海軍27件、陸軍13件、空軍11件など計51件が受賞の名誉

を授かり、「2013年知的財産大典」において展示された。

また、2013年には軍将兵発明大会の優秀作品に対する知的財産権の権利化を支援するとともに、職務発明への連携を推進して軍内の優秀知的財産権の創出はもとより、知的財産権管理にも関心を傾けた結果、陸軍の優秀受賞作全部が職務発明として承継され、大賞を含む海軍4件、空軍3件の優秀発明品についてはコンサルティングの提供及び権利化のための一切の費用を支援して現在出願が進行中である。

<図VI-1-24> 2013年軍将兵発明コンテスト



<表VI-1-52> 2013年軍将兵発明コンテスト優秀発明品に対する出願支援状況

権利	出願番号(出願日)	発明の名称	出願人	職位	軍
特許	10-2013-0142753 (2013-11-22)	安全機能が具備された携帯型刈払機	カン・リョ ンソク	軍曹	空軍
特許	10-2013-0142755 (2013-11-22)	武装装着のための支援車両のタイヤーリム分解及び組立作業台	イ・ホソン	軍曹	空軍
特許	10-2013-0142756 (2013-11-22)	ケーブルタイ切断用ハサミ	パク・シホ ン	7級	空軍
特許	10-2013-0142757 (2013-11-22)	軽魚雷発射台発射	ジョン・キ	曹長	海軍

		装備の点検装備	ヨンフン		
特許	10-2013-0142758 (2013-11-22)	小型爆雷用 多目的工具	イ・テヨン	一曹	海軍
特許	10-2013-0142760 (2013-11-22)	自動膨脹型レイダ ー反射機が設置さ れた救命イカダ	ジョン・ゾ ンデ	6級	海軍
特許	10-2013-0142761 (2013-11-22)	台に照明が設置さ れた照明拡大鏡	イム・ドン スン	7級	海軍

ハ. 評価及び発展方向

今後、軍用品に関する将兵の実務改善アイデアを発掘して実際に適用ことにより、す軍の戦闘力すの向上に寄与でき、より多くの軍将兵の発明活動を支援するために、発明コンテストを一般発明にまで拡大して運営する計画である。また、関係機関との協力を通して発明大会に出品したアイデアの活用を促進する予定である。

また、発明コンテストの一般部門の優秀発明品については、他事業との連携を行い、事業化までできるように支援する計画である。

第2章 グローバル知的財産協力の拡大

第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

1. 概要

知的財産分野におけるグローバル協力の重要性は日増しに高くなっている。2013年は、韓国特許庁に出願された知的財産の全体件数が初めて40万件を突破している。特許においても、2012年の18万件から2013年20万件を超え、特許出願件数が持続的な増加傾向をみせている。特許出願人のうちの内国人の割合をみると、1980年には24.5%に過ぎなかったのが、1992年には51.3%、2008年には74.5%と増加した。知的財産制度の導入初期には、外国人だけを保護する制度でだという批判もあったが、創意的アイデアが研究開発によって付加価値を創出する好循環の枠を形成し、国家経済発展の成し遂げに知的財産制度が重要な役割を担ってきた。2013年に全世界において行われたサムスンとアップルの特許紛争からみてもよくわかるように、もはや知的財産権は、アイデアを事業化する最小限の保護装置であるだけでなく、後発走者の市場進入そのものを封鎖する手段として活用されている。知識と技術開発、また、知的財産を巡る国家間の競争がますます熾烈に展開されている中、知的財産分野におけるグローバル協力はますます重要となっている。

知的財産に関するグローバル協力の議論は、二国間、多国間、国際機構など多様な外交チャンネルを通じて活発に行われてきている。特に、多国間チャンネルの議論の様相をみると、先進国と途上国間の立場の差が克明に現れている。先進国は、WIPOとWTOを主な舞台にして知的財産権制度の強化に全力している反面、途上国は「開発アジェンダ(Development Agenda)」の履行を強化して既存の知的財産権制度の弱体化を図っていることがわかる。米国など先進国のグループは、「開発アジェンダ」を名分に、WIPOの過度な開発中心化と、途上国の知的財産権規範に関する議論について主導権の確保を許容しないという立場を取っており、特に米国は、WIPOと開発支援

事業に対する監視機能の強化に努めている。一方、途上国陣営では、去る2010年10月に遺伝資源の接近と利益共有に関する名古屋議定書が妥結された以降、攻勢を強化して遺伝資源、伝統知識に関する事前接近承認及び利益共有制度(ABSシステム)及び特許出願人の出所公開の義務化(Mandatory Disclosure Requirements)などのような、既存の特許制度の弱화를招くWIPOの新しい国際規範の創設を主張しながら、WTO TRIPsの改正にまで主張している実情である。今後もグローバル知的財産権システムを自国の有利な方向へ持って行こうとする南北間の先鋭な意見対立は継続するものと見込まれる。

自国の知的財産権が海外において安定的に保護されるよう、各国における努力が強化されている。通商交渉においても知的財産権分野を核心議題として取り上げていることがその代表的な事例である。このため、ほとんどのFTAの知的財産権分野においては、一つの独立したチャプターとして構成されることが一般化となっている。韓国は、現在進行中の中国、インドネシア、ベトナムなどの二国間のFTAだけでなく、韓・中・日のFTA及びRCEPなど多国間のFTA交渉においても、別途の知的財産権チャプターを通して議論を主導している。

グローバル知的財産権制度が発展するにつれ、知的財産権に関する国家間の競争とともに、国家間協力の必要性も増加している。2008年に発足した特許分野先進5庁の協議体(IP5)と、2012年に発足した商標分野先進5庁の協議体(TM5)は、このような協力の必要性が具体化となった結果である。

IP5は、国際的な審査共助(Work sharing)により審査効率性の増加、そして各国の相違する審査制度及び手続きの調和(harmonization)を目的に発足され、2013年6月に米国のシリコンベリーで第6回IP5特許庁長官会合が開催され、2014年には第7回会合が韓国にて開催される予定である。実質的な協力成果も具体化となり、IP5審査官の間で審査履歴情報を共有する情報システムの構築、IP5国家間で統一された様式の使用が可能なIP5特許審査ハイウェイ制度(Patent Prosecution Highway)の施行、特許制度調和専門家のパネル構成などが合意された。

2012年に中国が加入し発足されたTM5も新しい協力議題が発掘され、TM5ホームページが構築されるなど具体的な協力事項が導出されている。2013年にはTM5定例会合が韓国で開催され、TM5の協力基盤を整えるための多様な議論が行われた。

以上のように、2013年は知的財産権分野における国家間の競争と協力が交差した1年であった。このような傾向はこれからも継続するものと見込まれる。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は、知的財産が国家競争力の強化に向けた核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルで努力を傾けている。

イ. 米国

米国は、2013年にパテント・トロールによる特許訴訟の乱用を抑制し、知的財産権を通じた革新を促進するために多様な対策法案を推進した。2013年6月4日にホワイトハウスでは、パテントトロールを規制して知的財産を通じた革新を持続するため、5つの行政処置と7つの立法勧告事項を発表した。5つの行政命令は、①特許に対する実質的な権利者が容易にわかるよう、特許所有権情報の定期的な更新を規定し設定、②ソフトウェア関連発明に関する明確性向上のために機能式請求項の制限、③本来の用途通りに製品を利用した消費者を特許訴訟から保護する最終消費者の保護を強化、④特許政策のアイデア確保及び国民合意導出のための教育及び研究拡大、⑤輸入禁止命令執行手続きの強化などが盛り込まれている。立法勧告事項は、パテントトロールの規制と関連する国会レベルの支援を要請した事項であり、①訴訟及び再審請求時に実質的な権利者に関する情報公開の義務化及び違反した時の制裁処置の設定、②特許訴訟で勝訴した当事者の弁護士選任費用の支給判定について判事の自律権拡大、③AIA法において一時的に導入したBM特許の再審査制度(BMR、Covered Business Method Patent Review)の施行延長、④本来の用途通りに製品を利用した消費者保護のための法的装置の設置、⑤ITC(米国国際貿易委員会)と連邦裁判所の決定について、一貫性を

維持するためにITCの輸入禁止命令の判断基準を連邦裁判所の「eBay判決の4つの要素テスト」に変更、⑥警告状内容について誰もが閲覧できるように制度変更、⑦ITCが資質と素養を備えた行政判事の採用ができるよう、採用柔軟性の拡大などが含まれている。

米国は、知的財産権分野において、グローバル・リーダーシップを確保するための多様な活動も続けている。審査滞積解消のために特許審査ハイウェー(PPH)対象国を26カ国に拡大したことにより、特許審査ハイウェーの米国への出願件数も月平均11,641件となり、前年比200件以上の増加となった。2013年1月には米国特許庁とヨーロッパ特許庁で、相互協力の特許分類体系(Cooperative Patent Classification)を確立し、特許手続き上の統一性と効率性を向上した。米国は、特許とデザイン制度の国際調和により海外出願費用を減らし手続きの簡素化に取り組み、出願人の利益増大を図るために2012年12月には「ハーグ協定及び特許法条約履行法(The Patent Law Treaties Implementation Act)」を制定してた。これによって、米国特許庁は特許審査手続きを改正し、同規定を2013年12月18日から施行すると発表した。

米国は、知的財産に対する認識向上への努力を続けている。米国特許庁傘下機関である国際知的財産研修院(Global Intellectual Property Academy)を通じて知的財産権関連の政府関係部署(省庁)、中小企業の知的財産権担当者など自国民2,400人に対し教育訓練を実施するとともに、114のプログラムを135カ国の7,000人に及ぶ外国人に対し訓練課程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通して持続可能なグローバルの知的財産システムを拡大していく米国の努力が目立っている。

ロ. 日本

知的財産権制度の改善を通して自国の国家競争力の強化に向け尽力しているのは、日本も例外ではない。

まず日本は、自国企業に対する知的財産経営を全面的に支援している。日本特許庁は、2013年3月23日に「一括審査制度」を施行した。これまで日本産業界が複数の知的

財産が関連する事業について、知的財産別に別途の審査を受けなければならない既存の審査システムに対する簡素化を要求してきたため、これを反映して国際競争力のある製品に係る特許、デザイン、商標など関連知的財産権を、事業展開時期に合わせて一括審査が受けられるようにした。

また、自国の企業に対する政策的支援を行うために、職務発明制度の基本方向の修正も図っている。日本特許庁は、最近、現行の職務発明制度が日本企業の産業競争力を低下させる障害要因であるという産業界の意見を受けて、これを改善するために「職務発明制度に関する調査委員会」を設置した。第1回目の調査研究委員会は2013年7月4日に開催され、国内外の職務発明制度の運営実態調査、国内外の企業における研究員の待遇及び雇用環境などについて検討を行い、その後2013年11月11日に第9回調査研究委員会を開催し、職務発明制度が指向すべき方向について議論を行った。

強い権利を創出するために、権利が発生した特許に対する異議申し立てができる「権利付与後の検討制度」の導入を推進している。過去もこのような制度が存在したが、2003年の特許法改正時に特許紛争が複雑になることを防止するために廃止となったが、最近産業界の要求により再導入が推進された。特許が無効となることを事前に防止でき、強い権利設定のための制度的装置として特許権付与後6ヵ月以内の案件に限り、第三者に対し異議申し立ての機会を与える方策が検討されている。

日本企業に対する国際競争力の強化を支援する努力は継続されている。特に、日本企業の海外における知的財産権活動を促進するために、特許審査ハイウエー(PPH)の対象国の拡大に力を入れている。2013年末現在、27ヵ国と実施中であるPPH対象国をアセアン地域の国を中心に拡大する計画である。また、多国間のPPH議論についても日本はリーダーシップを発揮している。

日本は、新興国との知的財産権分野における協力強化にも努力を傾けている。2013年8月に日本特許庁は、アフリカの特許審査官育成支援を実施するため、アフリカの知的財産権の運用状況について実態調査を実施する予定であると発表した。この事業は世界知的所有権機構(WIPO)の「WIPOアフリカファンド」予算で実施する予定であ

り、同ファンドに日本特許庁は1億円を出資した。アフリカでは、ARIPOとOAPIなど地域知的財産権協力体が加盟国の特許審査を代行しており、知的財産インフラ不足により円滑な審査が難しい分野もあって、日本特許庁に対し機械工学や化学分野における審査官育成の支援を要請している。これに先立って日本特許庁は、アフリカの知的財産制度状況の実態調査を行い、その結果を見て支援分野と規模を選定する計画であると発表した。

ハ. 中国

すでに世界最多出願国として浮上した中国は、2013年も自国の知的財産制度の改善に努めている。2013年8月30日に中国の全国人民代表大会は、「改正商標法」を確定し発表した。中国の工商行政管理総局(SAIC)は、今回の「商標法」改正は、最近の中国の解放経済状況を反映し、中国の商標登録、管理と保護レベルを強化するという面で意義があると明らかにした。「改正商標法」の主な内容は、商標出願人の便宜を拡大するために、音商標を含み電子商標出願の実施、商標異議申し立て主体を「何人」から「先権利者」又は「利害関係者」に修正し、市場秩序の保護のために有名商標の概念を明確にするとともに、類似商標の保護レベルを強化して悪意な商標権侵害行為者に対する処罰のレベルを強化するために、損害賠償金を現行の50万元から300万元に高めた。

2013年9月に国家知的財産権局(SIPO)は、「特許権侵害判定と偽称行為の認定に関する標準ガイドライン」を発表した。同ガイドラインは、特許行政、法執行業務の規範性を確保し、より科学的な特許侵害判定を行うために制定された。同ガイドラインでは、特許権と実用新案権の保護範囲を確定するため、権利要求書に関する種類を商品の権利要求書と方法権利要求書に分けて判断しているところが特徴である。また、特許代理サービスの管理システム化のための業務標準を制定して発表した。国家知的財産局(SIPO)は同サービス標準の制定を通して特許代理人のサービス認識を強化し、行政処理能力の拡大を通して特許代理産業サービスのレベルを国際的レベルまで引き上げる計画である。

2013年11月に中国共産党は、中国北京で開催された第18代三中全会³³において、今後5年間の中国の主要経済に関する政策方向を提示する文書「中国共産党中央委員会の重大問題に対する全面改革深化決定」を採択したが、同決定の第3項目の市場経済体系の完成において知的財産権の活用と保護、知的財産権の専門裁判所設立を強調する一方、産学研の協力体系構築、企業の技術革新を通じた主体的な地位強化を提示した。

依然として先進国から知的財産執行についての憂慮の視線を受けている中国は、知的財産権の執行強化に関する意思を明らかにした。2013年11月に中国国務院は李克強総理の主宰で商務会議を開催し「模倣品の製造、販売及び知的財産権侵害に関する行政処罰情報の公開に関する意見」を発表している。主な内容は、悪意で模倣品を製造、販売したり、知的財産権を侵害する者について情報公開することにより市場秩序を維持し、消費者の権益保護及び法執行の公信力を高めることである。

二. 対応策

このように主要国は、自国の知的財産権の協力強化のために多様な政策手段を取り入れている。

これに対応するためには、まず優先的に主要国が知的財産権の取得手続きの簡素化と保護強化のために、整備している知的財産権関連の法制度改正の状況動向の把握が必要である。変更された制度を熟知できなかったために発生する不利益について予防し、知的財産権保護関連制度と規定を十分に活用するためには、現地の情報に関する正確な接近が要求されるからである。

次に、激化する知的財産権紛争の様子をよく調べるべきである。現在、韓国と関連するほとんどの国際的な知的財産権紛争は米国において発生している。米国企業の知的財産権競争力の強化のために知的財産権保護を強化すべきだという動きと、知的財

³³ 三中全会は中国共産党中央委員会全体会議の3番目の会議で、今後5年間中国の主な経済政策の方向を提示する。

産権の乱用を防ぎパテント・トロールを規制すべきだと相反する動きが、どのように進行されるのかを調べることも重要である。また、中国での知的財産権紛争発生の可能性についても備えるべきである。アップルが中国で商標紛争により中国企業に対し6千万ドルを支払う合意が成立された事例からも分かるように、もはや中国での知的財産権では、新たな収益をもたらす手段として認識されている。一部の韓国企業においても中国の現地企業との知的財産権紛争に巻き込まれていることを鑑みると、韓国企業の精巧な対中国への進出戦略が必要であるといえる。

政府レベルでは、東南アジア、南米、ヨーロッパのような途上国及び新興国との知的財産権協力を一層強化していく必要がある。韓国企業の海外進出が多様化となっていることにつれ、知的財産協力においても先進国中心の協力から離れ、協力対象国及び協力分野に関する多様化が必要である。韓国企業が知的財産権侵害の憂慮をせずに現地において思いっきり活動できるよう、新興国の知的財産権当局との協力強化が一層要求される。

なお、国際的な知的財産権の規範に関する議論においても、韓国が持続的な主導権を強化すべきである。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェー制度を韓国企業の実情にあうよう改善し、海外の特許活動がさらに便利かつ迅速となるよう支援しなければならない。また、特許法条約(PLT)、商標法に関するシンガポール条約、ハーグ協定のような国際的知的財産権制度の統一化の議論においても、積極的に参加して韓国企業に有利な方向へと国際的知的財産権の規範が形成されるように努力を傾けるべきである。

第2節 先進5庁(IP5)体制の強固化

1. IP5協力の推進経過

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 キム・スンオ

知識基盤へと経済体制が変化するとともに、先進国の知的財産重視の政策により、世界全体の知的財産に関する出願が日増しに増加している。伝統的な多出願国である米国、日本、ヨーロッパに続き、最近韓国と中国の知的財産権の出願が急増することにより、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5の特許庁からの出願が、世界全体の出願の約80%に達している。このような特許出願の急増により、5の特許庁の審査負担及び審査滞積も急激に増加となり、これを解消するために5の特許庁間特許協力の必要性が高まった。特に最近では、中国の特許出願の急増とそれによる先行技術文献の増加によってIP5審査協力が求められる状況である。

このような審査協力の必要性に共通認識した5の特許庁長官は、2007年5月に米国ハワイにおいて初の会合を実施し、5の特許庁協力について議論をはじめた。2008年5月に次長レベルの実務会合において、韓国は5の特許庁間協力の必要性について強く主張した。その以降の2008年10月27～28日に、韓国の済州にて開催された先進5の特許庁(IP5)特許庁長官会合において、IP5の業務共助のビジョンとそのビジョンの実現に向け、IP5の10大基盤課題を策定し合意した。2010年4月には中国の桂林で開催されたIP5長官会合にて、10大基盤会合の短期所要資源の確定と、各庁の基盤課題を総括調整するプログラム管理グループ(Programme Management Group)の責任と任務が確定されることにより、10大基盤課題の推進が本格的に加速化された。

2011年6月に東京にて開催された長官会合では、既存の業務共助の議論に加え、特許調和及びPCTを基盤とする業務共助強化の必要性を共通認識し始めた。一方、米国とヨーロッパが新しい内部特許分類を独自に開発することとなり、同会合では5の庁間で運営していた特許分類実務グループのマンデート改正の必要性について論議された。以降、2012年6月にコルシカで5カ国の産業界代表と5の特許庁長官が参加した会

合が初めて開催されたが、これは特許制度のユーザー意見を反映するための制度的装置を構築ができたという面で高く評価されている。

2. IP5長官会合の主な成果

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 キム・スンオ

2013年は、米国においてIP5長官会合(3月、バージニア)及びIP5長・次長会合(6月、クパチーノ)が開催され、これまで合意に至らなかった幾つかの重要なIP5の協力イシューについて合意に至ることができ、大きな進展があった。

中国側の立場留保により採択できなかった「IP5の特許情報政策」について合意することができた。IP5の特許情報政策はIP5が生産や相互交換した特許情報を第3者に無償又は最小限の費用で普及する政策であり、普及により特許情報の民間活用が大きく活性化されると見込まれている。

また、各国の特許審査情報をリアルタイムで閲覧できるシステムのグローバルトシエ(Global Dossier)推進の基本方向が合意に至り、IP5の出願人などグローバル知的財産権制度のユーザーは、今後、各国の特許審査結果を確認することができ、これによりグローバル特許戦略の策定もできるようになったため、ユーザーの利便性が大きく向上されると期待される。

また、2013年のIP5の長官会合では、既存のFI(日本特許庁の内部分類)とEPC(ヨーロッパ特許庁の内部分類)を中心とするIP5の特許庁間の分類調和プロジェクトが終了し、FIは、CPC(米国特許庁とヨーロッパ特許庁の新規内部分類)の漸進的調和により、IPC改正と新技術分野における新しい分類基準の構築を目標にした新しい特許分類マンドレートが承認された。これによって、2011年から足踏み状態であった特許分類に関するIP5の協力が活性化する基盤が整えられた。

この他に大きな成果といえるのは、2013年10月にジュネーブにてIP5各国の長官が、2014年1月からIP5でPPH(特許審査ハイウェイ)を試験的に実施することに合意したことだ。既存においては、韓国特許庁において特許可能性の判断を受けた出願について、その他のIP5国においても特許を迅速に受けようとしてPPHを申請する際には、両庁間での合意がなければならなかったが、IP5のPPH施行は、IP5のいずれかの国で特許可能性の判断を受けた出願については、その他の国でもPPHを申請することができるようになった。このようなIP5のPPHは、PPHの申請要件を緩和することで申請書類を簡素化にし、出願人の便宜を向上することによりPPH利用率も増加するものと期待される。

一方、IP5の長、次長会合とは別途に、各々の協力課題の具体的な実行方策などを議論する実務グループの運営について、既存の特許審査政策と審査官の教育訓練に限られていた実務グループ(WG3)から、PPH、PCT、審査適時性、審査品質及びその他の特許審査共助のために必要な協力課題についても取り上げて議論することに合意した。

今後、IP5のWG3での議論は、IP5の究極的目標といえる各庁の業務負担の減少と審査滞積の解消のために大きく寄与するものと見込んでいる。

3. 今後の推進計画

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 キム・スンオ

上記で述べた2013年IP5協力成果を総合してみると、2013年は、IP5の協力が各国の知的財産権制度を利用するユーザーの特許獲得について、総合的に支援する方向へと大きく進歩した一年であったと評価できる。すなわち、IP5の特許情報政策、グローバルトシエの推進及びIP5のPPH実施についての合意は、IP5の国民に対し各国の特許文献だけでなく、自分のビジネスと係る各国の特許審査情報をリアルタイムで確認できる基盤を構築して提供することができたことと、IP5のうちの一国において特許が

可能だと判断された発明に対し、その他の国においても迅速に審査を受けられるIP5P PHのスタートは、出願人のグローバル特許戦略に関する支援にあたり、重要な手段として作用するものと見込まれる。

一方、これまでIP5各庁は審査滞積の解消に重点を置いていたのに比べ、2013年はIP5間の特許審査の品質向上にも努力を傾けるべきだという共通認識を確認した年でもあった。このような共通認識のもとで、今後のIP5の議論は、審査品質の同伴向上を図る方向へと議論が展開するものと期待され、これについてもやはり、各国における一貫した審査結果を期待する出願人の要求に応じたものと評価される。

2014年には、IP5の次長会合、IP5の長官会合及びIP5の長官と産業界代表との会合が韓国釜山にて開催された。韓国は、来年のIP5の長・次長会合において、2013年のIP5長官合意事項に関する施行を目指し、具体的な推進計画の合意に注力する計画である。また、IP5長官が特許調和に関する議論、グローバルトシエの推進などについて産業界代表の要求事項をまとめ、今後のIP5の協力推進方向を決定する貴重な機会にした。

第3節 商標先進5庁(TM5)体制の強化

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ミンヒ

1. 商標先進5庁の協力推進経過

イ. 推進背景

10億ドル以上の損害賠償額の評決で注目されたアップルとサムスン間の知的財産権紛争からみても分かるように、知的財産権分野における商標及びデザインの重要性が台頭している。2011年の商標、デザイン出願規模は、世界全体において大幅な増加(商標9.6%、デザイン12.5%)となったが、多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国、ブラジルだけでなく、最近は中国、インドの商標、デザイン出願も急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標で多くの国に出願できる多国出願が増加趨勢であるという点だ。多くの国において商品とサービスを販売してる企業の立場としては、一つの商標で多くの国において登録を受け使用する商標管理が必修的な時代となっている。このような状況下において、韓国企業が、主な出願国において商標、デザインの権利確保を容易に行うためには、商標、デザイン分野における国際協力の強化が必要だと提起された。

ロ. 商標先進5庁体制の形成

商標、デザイン分野の国際協力の強化に関する高い要求に応じ、2009年4月に韓国特許庁は、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入について議論を始めた。2009年12月には商標3庁会合に公式的な参加の意思を表明し、TM3は2010年に、商標3庁の会合に韓国をオブザーバーとしての参加を決定した。さらに、2011年5月に開催されたTM3中間会合では、韓国特許庁は、商標3庁会合の正式会員としての参加が決まり、2011年12月には、第1回商標先進4庁会合をの開催により商標先進4

庁体制が本格的に発足した。この会合では新しい会合の運営規則について制定、4庁間の協力事項についての検討及びユーザーグループとの懇談会など意味のある成果を導出し、韓国は、商標分野においてグローバル協力体制を強固にする契機となった。2012年にはオブザーバーとして参加した中国が、正式会員としての参加が確定され、4庁間の協力体は先進5庁間の協力体制となりTM5に拡大された。

韓国特許庁は2011に正式会員として加入した後、商標、デザイン分野の協力事業に積極的に参加してTM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初のTM5定例会合では、韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

2. 商標先進5庁会合の主な成果

イ. 2013年TM5定例会合の成果

韓国特許庁は2013年のTM5の議長国として12月5日～6日の2日間にわたり定例会合を成功裏に終えた。同会合では、韓国特許庁がTM5の長期発展方向を提示するとともに、新規協力事業として「審査結果の比較分析事業」を提案し公式事業として採択された。「審査結果の比較分析事業」は、TM5国間で同一商標についての審査結果を比較、分析することであり、各国の商標法と審査基準、審査慣行などの差異について理解するとともに、これを基に統一化を模索する一方、出願人に比較、分析資料を提供して海外への出願時に審査結果の予測に役立てるものである。

また、2013年の定例会合では、国内外のユーザーグループの代表70人余りが参加し、各国の制度について深度ある質疑及び応答が進行され、TM5協力事業についてユーザー側の意見を聞くことができた。

ロ. TM5協力事業の進捗状況

2013年の定例会合では、5カ国の商標及び商品を一度で検索できるTM-View及びTM-Class事業、5カ国共通認定の商品目録構築事業、悪意的模倣出願の防止対応策など、既存の9の協力事業に対する推進状況を点検し、今後の進行方向について深度ある議論を行った。

＜表VI-2-1＞TM5の主要協力事業

協力事業(主 導庁)	事業進捗状況
TM-class Taxonomy (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30カ国の認定商品名称が検索できるシステムの構築、運営 (2013年、ヨーロッパ、米国、韓国が参加)、(2014年、日本、SAIC 参加予定) ・ 商品類検索便宜向上のための商品階層化体系として活用 (2013年、ヨーロッパ、米国、WIPO導入)、(2014年、韓国、日本、S AIC導入検討)
TM-view (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30カ国の商標出願、登録情報が検索できるシステムの構築、運営 (2013年、ヨーロッパ、米国、韓国が参加)、(2014年、日本、SAIC参 加検討)
共通認定 商品目録 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員国すべてが認める商品名称目録の構築 (2013年、4カ国(中国除外)参加、約15千件構築)、(2014年、中国正式 参加)
悪意的商標対応 セミナー (JPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪意的商標出願に関する各国の審査制度を共有、セミナー開催 (2013年、日本開催、TM5審査制度設問調査)(2014年、香港開催予定)
TM5 ウェブサ イト (KIP0)	<ul style="list-style-type: none"> ・ TM5公式サイトの構築、運営 (2013年、韓国ウェブサイト設計、構築)、(2014年.4月開通予定)
共通統計指標 (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通統計指標の設定、国家間情報交換及び活用 (2013年、44の共通統計指標に合意)、(2014年、2013年の統計収集及 び交換)
共通状態指標 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標出願の法的処理状態を表示する共通指標の設定 (2013年、共通状態指標に対する意見収集)、(2014年、共通状態指標

	合意予定)
図形商標検索システムの構築(JPO)	・各国で開発している図形商標検索システムの構築情報の共有 (2013年、ヨーロッパ、日本で構築検討中、韓国構築)、(2014年、韓国3月開通)
審査結果比較事業(KIPO)	・各国の審査事例比較分析、ユーザーに国別の審査情報提供 (2013年、韓国新規事業として採択)、(2014年、事例発掘、審査結果比較予定)
デザインカタログ(OHIM)	・各国のデザイン図面提出要件を比較整理 (2013年、カタログ内容の収集)、(2014)年、カタログ発刊)

3. 今後の推進課題

2013年のTM5議長国としての選出と、TM5の定例会合の開催国としての役割を担うことになったのは、韓国企業の国際的な商標、デザイン出願の便宜を向上する政策目標を目指して、TM5の協力体系を積極的に利用する戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国として役割を充分果たし、定例会合を順調に開催することで、商標先進5カ国協議体であるTM5における韓国特許庁の位置づけを堅固なものにした。このような基盤を基に、今後、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願における隘路事項をTM5加盟国と協力して解消していきたい。現在進行しているTM5協力事業が計画とおりに進んで実りを結び、新規協力事業を発掘して推進できるよう、加盟国との緊密な協力関係を維持している。特に各国の指定商品・サービス業の目録が異なることにより発生する商品・サービス業名称の不明確による拒絶査定を減らす共通認定事業の目録事業、多国間の商標を一括検索可能なTMview、商品名称の国別認定可否を一括検索できるTMclassなどの事業は、すでにある程度実りが得られた。韓国特許庁は、各国の相違な商標制度、審査基準及び慣行について比較分析を行い、各国の制度について理解を深め、長期的には制度の調和に関する検討基盤となる審査結果の比較分析事業を積極的に推進する計画である。

第4節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の主要構成員として仲間入りし、韓国の企業、研究院などにより海外主要国へと出願する国際出願が持続的に増加している。これにより韓国の出願人が、特許権、商標権などを海外市場において正当な保護を受け事業を遂行するためには、海外における韓国の知的財産権に関する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁では、米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発な主要国と二国間の協力関係を持続的に発展させ、韓国企業が現地において出願及び登録手続きを迅速かつ正確に進行でき、知的財産権の紛争から正当な保護を受けられる環境づくりに努力している。

特に、特許審査分野においては、特許審査滞積に伴う経済的損失が世界全体において重要な課題として浮上しており、特許庁間の業務共助(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。これにより先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査共助により、もっと早く質の高い特許審査サービスを提供できる対応策が模索されることになった。

主要国との二国間協力は、相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間の知的財産権に係わる主要懸案及び協力事業の推進について合意する。これを土台に両特許庁の該当実務部署において後続処置を取る手続きを取る。長官会合とともに両庁の局長レベル以上の高位レベル実務会合と課長レベル以下の実務会議も、主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2013年の1年間、韓国特許庁は米国、中国、日本、ヨーロッパ、オーストラリアなどと20回以上の長官会合を開催し、知的財産権専門家の派遣、共同先行技術調査、特許情報交換、知的財産権教育の協力などの合意を引き出した。

具体的には、米国とはIPC再分類事業、知的財産権専門家の派遣などに合意した。2013年10月には、韓・米知財訴訟コンファレンスを開催し、両国の知財訴訟の状況について共有するとともに、特許庁長官のセクションを設けて両庁の知的財産権政策について紹介した。中国とは韓・中の包括的な知的財産権協力に関するMOUを締結し、これまで散発的に行われていた両国間の知的財産権協力を一段階アップグレードする転機となった。知的財産執行機能を有する中国地方政府との協力も拡大して広東省政府と知的財産権協力のための了解覚書(MOU)を締結した。日本とは共同先行技術調査事業の体系的な推進のためのワークプラン作成に合意し、PPH、特許分類などグローバル知的財産権イシュー対応に協力することにした。ヨーロッパとは単一特許制度の導入と関連し、韓国出願人の制度に関する理解を高めるセミナーを開催することに合意した。オーストラリアとは両庁の途上国審査官訓練プログラムの情報を共有し、IP事業化支援政策については両国の成功事例を相互活用することにした。

特許審査ハイウェー(PPH)については、シンガポール、ハンガリー、オーストリアとPPHを新規に施行し、韓国とPPHを施行した国は、2013年末基準で計14カ国に増加した。また、イスラエル、スウェーデン、ポルトガル、スペインとも2014年からPPHを施行することに合意し、PPH対象国は持続的に拡大される見込みである。

PPH利用者の利便性を高めるため、多国間のPPHについての議論にも積極的に参加した。既存のPPHは二国間協約に基盤をおいていたため、PPHの申請要件や様式などに少し違いがあった。このような問題点を改善するために、2014年からIP5のPPH及び13カ国が参加するグローバルPPHの施行に合意し対象国を拡大させ、一つの申請書で多くの国にPPHを申請できる道を開いた。

このようなPPHの施行国が増加することにより、韓国企業が海外において特許登録

をより早く簡単に受ける道が拡大された。海外において特許登録を受けられる新しい「高速道路」が開通したのである。特許庁の観点からみたPPHは、外国において登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できることにしたことによって審査の品質を高めることができ、審査期間も短縮できる効果が得られるものである。2013年の1年間、PPHを利用して特許庁に出願された件数は1,501件であり、PPHが最初に導入された2007年の24件に比べると飛躍的に増加した。これはPPH対象国の拡大とともに、PPHが企業にとって海外において最も早く特許登録ができる効果的な手段であるという認識が拡大したからと分析される。このような観点から、PPHは現在まで導入されたか、又は導入が論議されているグローバル審査協力プログラムの中において、最も成功した制度と評価されている。

ハ．評価及び発展方向

韓国企業の海外知的財産権獲得及び保護のため、多角的な協力事業が展開されている。主要拠点国との二国間会合を通して、知的財産権協力基盤を持続的に拡大しており、PPH及びPCT-PPH対象国の拡大により韓国企業が海外において、迅速かつ効率的に知的財産権を獲得できるように支援した。今後も特許審査共助など二国間の協力は継続的に拡大する見通しである。

2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化

産業財産保護協力局 国際協力課 主務官 イ・コンホ

イ．推進背景及び概要

知的財産が主要成長動力として浮上したことにより、韓国企業の知的財産権を獲得する国も多角化している。これにより韓国特許庁は、韓国企業の進出及び交流が拡大されている次世代有望経済圏の国を中心に、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を続ける計画である。

ロ. 推進内容及び成果

2013年の1年間、韓国特許庁は米国、EPO、日本、中国などの主要パートナーと二国間協力を持続的に推進するとともに、アジア、中東、南米、アフリカ地域へと知的財産権協力の外延拡大に努力してきた。

韓国企業の投資と進出が活発であるだけでなく、知的財産権分野のアジアハープを標榜するシンガポールとは、2013年9月に特許庁長官会合を通して知的財産権教育分野の協力、審査官交流、IP金融分野の協力などを協議した他、特許公報データの相互交換に合意した。

また、2013年の1年間、中東の国との協力を強化し、韓国の先進特許行政を伝授することに努めた。ポストオイル(Post-oil)時代に備え、知的財産を国家革新資源として推進する中東の拠点国であるアラブ首長国連国(UAE)とは、韓国の審査官がUAE特許審査を代行することを主な内容に、知的財産権の協力計画について議論した。中東地域の特許協力機構であるペルシア協力会合特許庁(GOCPO)とも2013年9月に長官会合を開催し、特許情報の交換など知的財産権協力を強化することに合意した。イスラエルとは特許審査ハイウェー(PPH)施行の了解覚書(MOU)を締結し、知的財産権全般にわたる協力強化のための基盤を整えた。

南米地域の場合は、2013年9月にジュネーブにてチリと特許庁長官会合の開催及び包括的な知的財産権協力のためのMOUを締結して両国間の知的財産権協力を強化し、その他の南米地域への知的財産権交流の協力をさらに拡大する契機をつくった。

アフリカ地域の場合は、2013年11月にウガンダにて開催されたアフリカ地域の知的財産機構(ARIPO)第14回総会において、開幕式の祝辞を通して韓国特許庁の途上国に対する支援事業を広報し、ARIPOを始めウガンダ、スーダン、モザンビーク、ザンビアなど4カ国のARIPO加盟国との二国実務会合を行い、二国間協力チャンネルの構築強化及びザンビア、ウガンダの国際知的財産研修院の訪問・研修に関する合意など、

知的財産権交流の協力事業を一層拡大することができ、アフリカ地域における韓国特許庁の国際的位相を高める契機となった。

ハ. 評価及び発展方向

2013年は、シンガポールなどアジア諸国との協力が相当進展していることがわかる。また、中東の諸国との協力基盤構築に特別な努力を傾けたことについて評価できる。特に、韓国の先進特許行政を輸出する議論を持続的に行ったことにより、有形資源を中心に行われていた既存の中東諸国との協力を、レベルの高い知識サービスの輸出へと変化する基盤を整えた。このような特許庁の努力は、その他の途上国にも知的財産行政における韓流拡大と職場づくりの外交強化に大きく貢献したといえる。

また、2013年は中南米、アフリカなど既存の協力が微々たるものであった国との協力をさらに強化した1年であったといえる。今年構築した友好的協力関係を基盤にし、該当地域内の他の知的財産権主要国との協力範囲がさらに拡大されると期待される。

新興国及び途上国との知的財産権協力は、該当国の知的財産権制度の発展に寄与することができ、責任ある先進国としての韓国のイメージを高めることができるだけでなく、知的財産権保護の重要性についても認識させ、韓国企業の海外知的財産権保護の基盤構築に大きく貢献したといえる。

3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応

産業財産保護協力局 多国機構チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機構)

1)第51回WIPO総会及び第52回WIPO特別総会

2013年9月23日から10月2日まで、スイスジュネーブにて開催されたWIPO総会において、キム・ミョンミン韓国特許庁長官は、基調演説を通して韓国政府が推進中の知的財産基盤の創造経済戦略を紹介し、これを通して世界経済活性化を促し、知的財産制度の調和、審査協力及び途上国への支援事業など国際社会の協力方向について提示した。また、特許法の実態的な事項に関する国際調和の議論を行うため、先進国グループ(Bグループ)及びこれに同調する国の会議体である、Bプラスグループの特許庁長官会合に韓国特許庁長官として初めて参加し、特許取得手続きの簡素化と効率化のために特許庁が推進してきた特許法改正の動向と、主要国との特許審査ハイウェー施行の拡大など国際的特許審査協力の成果を紹介した。

一方、第51回の総会では、地域事務所の新設を含む次期予算案、デザイン法条約の妥結に向けた外交会議の開催、WIPO標準委員会の任務など、主要議題に関する合意導出の失敗により、12月の特別総会で未決議題に関する議論を継続することにした。

12月10日から12月12日までスイスジュネーブにて開催された第52回WIPO特別総会では、次年度の予算案及び中国、ロシアの2箇所に地域事務所を新設する問題について合意がなされたが、その他の地域事務所の対象地選定、デザイン法条約の妥結のための外交会議の開始などの議題については合意に至ることができず、次年度総会にて議論を継続することにした。

2) 特許協力条約(PCT)改革の議論

2008年4月と5月に各々開催された第15回PCT国際機関会合と、第1回PCT実務会合において議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に、2009年2月にWIPOが国際審査の完結性、適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査などを骨子とした「PCT発展ロードマップ」を作成した。

2009年3月と5月に各々開催された第16回PCT国際機関会合と、第2回PCT実務グループ会合においては、国際調査機関と指定官庁が同一である場合の国内出願については、反復調査を実施しない方策などの国際審査の有用性向上、不必要な手続きの廃止、協

業審査システムの試験的実施などロードマップの主な内容についての議論が行われた。

一方、韓国代表団は第2回PCT実務グループ会合において、「3Track PCTシステム(出願人が早い手続き、正常手続き、遅い手続きの中から選択)」のPCT改革方策について提案し、同提案がロードマップに取り入れられて議論することを主張した。

2010年2月に開催された第17回PCT国際機関会合においては、「3Track PCTシステム」、PCT協業審査、補充的国際調査制度の導入時期などについて議論が行われた。

「3Track PCTシステム」は、今後、PCT実務会合及びPCT総会において追加の議論を行うこととなり、PCT協業審査は、細部施行方策を構築して参加国に通報することとし、補充的国際調査制度の各国の導入時期を把握してユーザーに広報することにした。

2011年3月に開催された第18回PCT国際機関会合においては、中国特許文献をPCT最小文献として追加できるよう上位意思決定機構への上程に合意し、韓国－EPO－米国間における協業審査に関する試験的実施の経過報告がなされた。その他にもPCT国際調査及び予備審査報告書の品質向上方策についての議論が行われ、補充的国際調査制度の活性化の必要性が指摘された。2011年6月に開催された第4回PCT実務グループ会合においては、PCTシステムの機能改善勧告案の実行についての結果、第3者情報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発などのPCTシステム開発に関する 이슈と、中国特許文献のPCT最小文献の追加、不可抗力の事由による期間未遵守についての救済方策などのPCT規定改正に係わる事項を主な議題として議論した。

2012年2月に開催された第2回PCT国際機関品質サブグループ会合及び第19回PCT国際機関会合においては、国際予備審査機関の2次見解書作成条件の緩和、国際調査報告の検索戦略情報強化、補充的国際調査の導入可否などの議題について議論を行った。2012年5月に開催された第5回PCT実務グループ会合においては、途上国への支援のためのPCT制度改善について、先進国と途上国間で極めて激しい対立が繰り替えされ、米国、EPO、イギリスが提案したPCT品質の改善、制度の単純化、ワークシェアリングなどのPCT制度改善のための方策が議論された。

2013年2月に開催された第3回PCT国際機関品質サブグループ会合及び第20回PCT国際機関会合においては、PCT品質の透明性と品質向上のための品質指標開発及び制度改善のための努力が可視化とされ、出願人による修正、撤回、補正などの手続きの簡素化、国際調査報告書及び見解書の品質向上、手数料値下げ、協業審査、国内及び国際段階の審査統合などについて議論が行われた。2013年5月に開催された第6回PCT実務グループ会合においては、国際出願料の減免、国際調査機関指定要件の強化、PCT 20/20、PCT KAIZEN、PCT最小文献についての議論が行われ、途上国はPCT制度改善がもたらす特許実態事項の調和問題と各国の立法自律性の毀損可能性に対して牽制する雰囲気は依然として繰り返される様子が見られた。

3)特許法の常設委員会(SCP)

WIPOは、特許法の世界的統一化のために、1998年から特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通して特許出願人の利便性を高め費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて実体特許法条約(SPLT)に関する議論を推進しているが、先進国の途上国間での対立はさておき、先進国間での意見対立により合意点を見つけることができない状態にある。

2005年6月に開催された第11回WIPO SCPにおいて、特許実体法条約(SPLT)の対象範囲の設定について合意を引き出すことができず議論が中断された。2008年6月に、3年ぶりに再会された第12回会合においては、特許システムに関する今後の検討課題として技術移転など18のイシューを選定して今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは除外された。

2009年3月に開催された第13回WIPO SCPは、18の主題リストのうち、特許除外対象と特許権の制限、標準と特許、代理人－顧客特権(attorney- client privilege)、特許情報の伝播などの4つの優先課題が選定されて議論となり、外部の専門家による研究進行、各国の状況を反映した深度ある報告書作成、技術移転及び異議申請制度に関する追加予備スタディーの進行について合意した。

2010年1月に開催された第14回及び10月に開催された第15回SCP会合においては、多数の議題について途上国と先進国間で活発な議論が行われた。途上国グループは、「特許権の制限と例外(Exception and limitation to patent rights)」を新たな議題として提案を行い、特許除外対象と特許権の制限に対する特許権の制限範囲拡大を主張したのに対し、先進国グループは、SCPが開発途上国の主導下において特許権を制限する方向へと傾いていくことは正しくないという共通認識の基に、特許制度の調和と関連した新たな議題(特許品質)を制限することにより、SCP本来の設立趣旨に合う環境づくりに努力を傾けた。一方、標準と特許及び特許情報の拡散、異議申出制度に関しては研究及び議論を続けることに合意した。

2011年5月に開催された第16回SCP総会においては、既存の4つの主題(国際特許システム、特許除外対象及び例外、顧客-代理人特権、技術移転)の報告書に関する各加盟国の意見と検討の結果発表及び新しく提案された議題(特許の品質、特許と保健)についての検討を中心に進行されたが、各議題に対する立場の違いにより先進国と途上国間の政治的な対立が続いた。途上国は特許制度そのものが技術移転、公衆保健などグローバルイシューの障害となる案件で上程するという立場を堅持しながら、SCPの活動結果が特許制度の否定的な側面を強調する方向へと出るように試みたが、一方先進国は途上国の主張に対する直接的な反駁を避ける代わりに、特許品質などのイシューを提起しながら間接的にSCP活動に均衡を合わせようと努力した。

2011年12月に開催された第17回SCP会合においては「特許品質」について、第16回SCP会合においてカナダとイギリスが提案した提案書についての各国の意見が反映された修正提案書、デンマークと米国の追加提案書が提出されて議論が行われるなど、なかなか進まなかった特許法調和の議論が「特許品質」を主題に少しずつ進展された。一方、途上国で提案した「特許権の除外及び例外」については、アンケート調査について加盟国の回答内容をまとめて作成した報告書を補完することで、議論を進展させることに合意した。「特許と公衆保健」については、先進国は、WIPO内の他の委員会の活動との重複を避ける方向で、SCPでの議論が成されるべきだと主張する反面、途上国は、SCPのmandateに符合する事業についての議論は可能だと主張するなど、依

然として先進国と途上国との対立が続いた。

2012年5月に開催された第18回SCP会合は、既存の6の議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、顧客-特許助言者間の秘密維持、特許と保健、技術移転)に加え、開発アジェンダグループが提案した「開発アジェンダ勧告案の施行のためのSCPの寄与」に関する議題が追加され議論が行われ、各議題に対する先進国と途上国間での極めて激しい立場の違いにより、主要争点のほとんどが最終合意に至らず、次期会合にて継続して議論することにした。「特許権の例外及び制限」については、途上国はブラジルが提案した2段階への着手のためのcase studyを主張したが、「特許権の例外及び制限」は特許性基準(patentability criteria)及び排他的特許権とともに考慮されるべきであるという先進国の主張により、2段階への着手が中止となり、「特許と保健」については、カナダとイギリスが提案した質問書(SCP/18/9)の回覧が途上国の反発によって中止となった。また、「特許と保健」については、先進国は、3者協力プログラム(WIPO、WHO、WTO)及びCDIP活動との重複問題について、過去の議論について結果を導出した以降に、同議題についての研究を進行すべきだと主張した。また、「顧客と特許助言者間の意志疎通の秘密維持」については、先進国は、これに関する国際的な最小限の基準(minimum standard)又は非強制的な原則(non-binding principle)を構築すべきだと主張した反面、途上国は、秘密維持のための基準は各国の国内法で取り扱われるべきだという立場を堅持した。

2013年2月に開催された第19回SCP会合においては、既存の6の議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、特許と保健、顧客-特許助言者間の秘密維持、技術移転)に、開発アジェンダグループ(DAG)が提案した「Development Coordination Mechanism」の議題が追加で議論されたが、各議題に関する先進国と途上国との間で極めて激しい立場の違いにより、主要争点の大半については各代表グループ及び地域別5の代表国が集まった非公式会合を開催して最終合意できるよう会合が進行された。「特許権の例外及び制限」については、ブラジルが提案した2段階への着手のための事例研究が進行されることとなったが、その折衷案として10の主題のうち、5の主題(私的・非商業的使用；実験・科学・研究；医薬品調剤；先使用；輸送手段としての使用)についてのみ、次期(第20回)SCP会合にてhalf-dayセミナーを開催すること

に合意され、「特許の品質」については、カナダとイギリスが提案した質問書(SCP/18/9)の検討内容は削除し、各加盟国から庁間の協業プログラムと審査のための外部情報の活用などをまとめて次期(第20回)SCP会合で議論することに合意した。「特許と保健」については、途上国は持続的な研究を主張した反面、先進国は3者協力プログラム(WIPO、WHO、WTO)及びCDIP活動と重複問題を理由に、過去議論された結果が導出された以降に同議題の研究を進行すべきだと主張し、極めて激しい意見対立を見せ、最終的に事務局の仲裁案により次期(第0回)SCP会合において、公衆保健と関連した特許の柔軟性に関し、各国の活用についての情報を共有する会合を開催することに合意した。

4)商標法の常設委員会(SCT)

SCTとは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化のための商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は、1998年3月に特定主題の個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項について持続的に議論を行うことに合意した。1998年7月にジュネーブで第1回会合を開催して以来、2013年末基準で、全体で30回の会合が開催され、主要成果としては2002年以降の8回のSCT会合を通して商標法条約を制定することができ、2006年に商標法に関するシンガポール条約が採択されたことが挙げられる。

一方、2005年からは特許出願及び登録手続きの国際的調和を迫及する特許法条約(PLT)と、商標法条約(TLT)に相当するデザイン出願及び登録手続きを国際的に調査するためのデザイン法条約(DLT: Industrial Design Law and Practice Treaty)について議論が提起され、2013年まで続いている。

2011年3月に開催された第25回SCT会合においては、デザイン法条約の採択可否については加盟国間で異見があったが、デザイン法と慣行に関する実質的な議論については合意に至った。

これにより2011年26回SCT会合においては、デザイン法条約に伴う費用便益分析、条約の採択が途上国に及ぼす影響などについて追加的に研究を推進することとなり、法(Article)と規則(Regulation)に分けて議題化されたデザイン法条約の条文別の検討においては、加盟国間の大きな異見なしで条文が一部導出された。

2012年9月27回の会合においては、「デザイン法条約に対する影響分析」の結果、デザイン法条約は、先進・途上国のデザイン産業発展とデザイン制度改善に肯定的であると分析され、EU国を中心にデザイン法条約の採択のための外交会合の開催が本格的に取り上げられた。そして、2012年12月に開催された28回の会合では、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループが技術支援(案)を提案したが、先進・途上国の見解の違いを狭めることができず閉会となった。2013年5月に開催された29回の会合では、韓国は技術支援(案)に関する議論を進展させるために、EUグループとアフリカグループが提案した技術支援(案)を基に、3つ(案)を統合した単一(案)の導出に寄与した。

2013年11月に開催された30回の会合では、デザイン法条約の文案が一部の条文を除いてはほとんど合意段階に至り、技術支援の内容においても相当な進展があったが、技術支援規範形態において、アフリカグループは条約本文を前提にしなければ外交会合の開催はできないとした反面、米国が外交会合の決議文形式を強く主張したことにより、結局デザイン法条約の採択のための外交会合の採択は中止となった。

また、ジャマイカ、バルバドスなどは、2009年に国の名称が商標として使用される件について、パリ条約第6条3に基づいて国の名称を商標登録から保護しているが、現実的には国の名称がまともに保護されていないことを指摘し、同事項に関しSCTで検討することを提案した。これにより2009年から2011年まで、国の名称保護に関するアンケート調査を加盟国で実施し、2012年の27回SCT会合では、ジャマイカは国の名称保護のために(i)国の名称使用及び保護関連情報を交換し、(ii)国別の関連条項及び事例の検査、(iii)マニュアル発刊を主要内容とする議題を提案した。

2013年5月の29回会合では、WIPO事務局で国の名称保護に関する加盟国の法体制及び慣行についての状況をまとめて報告したが、ジャマイカは加盟国の法体制及び慣行に一貫性がないという理由を挙げ、マニュアルとしての製作、発刊を持続的に要求し、ほとんどの先進国は、加盟国の国内法で十分に保護されているため、追加的なマニュアル発行などについては否定的な立場を取っている。

一方、インターネット最上位ドメイン(g TLD : generic Top level domain)を拡張する政策が導入(2011年)されることにより商標権侵害問題の重要性が提起され、2011年の26回会合からWIPO事務局がICANN(国際インターネット住所管理機構)の活動をモニターリングしSCT委員会に報告している。これと関連して2013年にはハンガリー、イタリア、スイスなどが地理的表示のドメインネーム登録を防止するために事務局の役割を要求してきた。

この他、2013年12月の30回SCT会合においては、米国がリスボン協定が既存の原産地名称の保護以外に、地理的表示の保護を追加する改定の動きに反対し、STC内で地理的表示の保護のため、加盟国の地理的表示の保護法体制などに関する研究及び国際GI登録システムの妥当性についての研究遂行について提案を行い、SCTにおいて議題化されることについて主張したが、EU国を中心に議題化に対する反対が強かったため、次期会合において継続的に検討していくことにした。

SCT内でのデザイン法条約の技術的支援の規範形態については、条約本文形態を固執するアフリカと外交会合の決議文を主張する米国間での妥結如何によって、外交会合の採択がされるか否かとなる見通しであり、特に地理的表示については、リスボン改定動向に反対する新・旧大陸間の対立がSCTにおいて表面化されたことにより、韓国特許庁では、リスボンワーキンググループの改定動向に注目し、同交渉改定時に及ぼす波及効果及びインターネットドメイン上の地理的表示の保護が拡大される場合の波及効果などを綿密に検討して対応方向を模索する必要がある。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR: Genetic Resources)及び伝統知識(TK: Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会」を構成した。

2009年の会合においては、2008-2009会計期間のIGC権限範囲を2010-2011会計期間まで延長するか否かと、権限範囲に含める内容についてアフリカグループ、GRULACグループなど遺伝資源・伝統知識の保護を強く主張する国と先進国との間で意見の違いが極めて明らかとなった。両陣営の意見を折衷し合意案を導出するために、数回にわたる公式及び非公式の協議を経て最終的にIGC権限範囲の延長が合意され、IGC権限範囲の内容を確定した。細部的には途上国の陣営は、(1)文案交渉、(2)確実な日程の設定、(3)法的拘束力の3つの権限範囲が必ず含まれるべきだと主張した反面、先進国の陣営では、文案交渉、日程の設定には合意するが、最終結果物の法的拘束力には合意できないという立場を見せた。数回の文案調整後に核心争点である文案の法的拘束力の可否については、両側の立場を折衷した案が作成されて合意に至った。交渉課程の中で韓国の代表団は、キムチと中国で生産されるアフリカ特産物などを例として取り上げ、このような製品を伝統知識により保護しようとするのが概念上不明確な部分があるということ指摘し、議論の生産的な進展のためには、概念の整理と法的/技術的問題点の解決が優先されるべきだと主張した。

2010年に開催された第1回会計期間実務グループ会合においては、伝統文化表現物(Traditional Cultural Expressions)の保護策を単独議題として議論を行い、核心用語に対する定義と用語解説が文書に含まれるべきことを確認し、次期政府間委員会において文書上にある核心用語に対する用語集をまとめてくれるよう要求した。また、遺伝資源、伝統知識及び伝統表現物に関する政府間委員会においては、専門家から提案のあった11の条文草案の全体に関する加盟国の意見収集を完了し、非公式「草案作成班(Drafting Group)」を別途運営して文句を簡素化した。

2011年に開催された会計期間作業班会合(IWG Intersessional Working Group)に、遺伝資源及び伝統知識について各国の専門家が参加し、各主題に関する深度ある議論を行った。伝統知識については、文案別の交渉よりは各条文に関する加盟国の意見収集

の作業を行い文案を整理した。遺伝子資源については、遺伝資源に関する目的と原則 (Objectives and Principles) について、文案構築のための各国の立場を受け入れて IGC に報告を行い、2011年の会合では IWG の議論内容だけでなく、既存の文案を持って各参加者と文案交渉を持続して行った。また、2013年まで mandate を延長することに合意し、これは2011年9月の WIPO 総会において最終承認となった。2012年には新しい mandate に従って8日間、遺伝資源についての議論だけが行われ、既存のアフリカグループ、スイス、EU、LMCs (Like-minded countries) の提案を基に、遺伝資源について単一文案を導出することに成功した。また、米国が提案した共同勧告文 (Joint Recommendation) については、日本、ノルウェー、カナダとともに共同提案者となり、各先進国と共助体制を形成した。

2013年に開催された WIPO IGC 会合においては、「共同勧告案」に対する新しい支持国 (ロシア、EU など) を確保し、今後、韓国にとって有利に作用する土台を構築した。これからも米国、日本、カナダ、韓国は「共同勧告案」、「出所公開の研究」及び日本が追加で提案した「DB構築」関連の共同勧告案が遺伝資源の単一文案とともに交渉文案として採択されるよう試みる計画である。

6) 国際特許分類 (IPC) 会合

IPC (International Patent Classification) は、発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系であり、1971年に締結された「国際特許分類に関するストゥラスブル協定」により設立され、2014年1月1日から IPC-2014.01 バージョンが使用されている。現在、ストゥラスブル協定加入国は62カ国であり、韓国は1999年10月8日に加入した。

2009年3月に開催された第41回 IPC 専門家会合においては、IPC 基本レベルをなくし、拡張レベルに統合させ一つの分類体系のみ使用することに決め、IPC 発行周期を年1回にして電子版形態による発行を原則とし、改正プロジェクトの数が急激に増加する場合は、委員会で年2回に発行数を増やすことができるようにした。また、IP5 共同特許分類のプロジェクトは、三極分類調和会合プロジェクトと同様に、IPC 改正時に他のプロジェクト (IPC 実務グループ会合プロジェクト) より優先的に改正することにした。

EPOとロシアは、ナノ技術を含んだ新しいタイプの補助分類のJセクションを新設することを主張したが、国際事務局(IB)はナノ技術と関連した文献をB82クラスに集め、既存のB82Bは包括的な技術分野について取り扱い、B82Yと同じ技術的側面を反映したサブクラスを生成して副分類として活用することを提案し、加盟国の同意を得た。2009年11月に開催された第21回IPC実務グループ会合においては、25(機械9、電気14、化学2)の改正プロジェクト、9の技術分野(機械5、電気1、化学3)に対するIPCエラー修正及び68の定義プロジェクトの検討などが論議された。8のセクション(A-H)に新しいセクションJ(ナノ技術)をつくることを希望する米国の提案は、分類関連ITシステムの変更、分類枠の大規模な変化などの理由で採択されず、国際事務局はB82(ナノ技術)にサブクラスB852Yを新設し、その下にメイングループ(1/00～99/00)において義務的にB82Yを使用し、副分類を付与することを決めた。

2010年2月に開催された第42回IPC専門家会合においては、IPC基本レベルをなくし、現行の拡張レベルに統合することにより一つの分類体系のみ存在させて、2011年から施行することにした。IPC発行周期は年1回の電子版形態で発行し、IPC改正関連の文書は2011年から修正版を提供して使用することにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会合プロジェクトと同様に、IPC改正時に他のプロジェクト(IPC改正作業班プロジェクト)より優先的に改正することにした。

2010年11月に開催された第24回IPC改正実務グループ会合においては、第23回会合に続く議論が持続中である25(機械12、電気22、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通してIPC改正案の採択可否及びエラー修正などを議論した。韓国代表团は、F005(太陽光関連電気分野)の改正案について議論を主導した。

2011年2月に開催された第43回IPC専門家会合においては、韓国特許庁が初めて細分化して提案した太陽光技術分野の分類表をはじめ、56の改正プロジェクトが最終承認となり、2012年1月に改正されたIPCに反映された。

2012年2月に開催された第44回IPC専門家会合においては、第43回IPC専門家会合で

採択された太陽光技術分野の定義部分を含め、70の改正プロジェクトが最終承認となり、EPOとUSPTOが共同で推進した米-ヨーロッパ特許分類(Cooperative Patent Classification, CPC)の開発進捗状況と、これに対する他国の特許庁の立場について議論を行い、IPCの改正により遂行すべき過去文献の再分類作業をIPC再分類システムを通して2013年1月から遂行することに合意した。

2013年2月に開催された第45回IPC専門家会合においては、39の改正プロジェクトが最終承認され、光学要素に関する分類個所であるG02BのIPC改正プロジェクトについては、韓国特許庁がプロジェクトの管理者として選定され、専門家会合において行われたIPC分類表の最終承認をIPC改正実務グループ会合に委任することに合意し、IPC再分類システムを通して遂行した再分類作業の結果と問題点及び改善事項などについて議論した。

韓国特許庁は韓国の産業に適合するIPC改正に向け、今後もIPC改正関連会合に積極的に参加し、世界的競争力のある韓国技術分野のIPC反映又は細分化のために新規IPC改正プロジェクトを積極発掘し提案する計画である。

7)マドリッドシステム

マドリッドシステムは、マドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書で構成され、マドリッド協定又はマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加入したものと認められる。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟しており、加盟国はマドリッド協定及び議定書の改正を議論するため、マドリッドシステム改善のための実務会合を毎年開催している。

2009年7月に開催された第7回制度改善実務会合においては、マドリッド出願言語の追加と関連し、アラブ語など4つの言語の他に、年間1,000件以上であり、全体出願のうちの占有率3%(dual threshold)に該当する言語を、マドリッド出願言語として追加する原則設定に対し、ほとんどの加盟国が賛成した。韓国特許庁は、今後韓国も出願言語に含まれるよう、マドリッド出願の活性化及び関連電算システムの補完などの努力

を続ける計画である。スイスが提案した分割国際出願(登録)の許容については、「一部仮拒絶制度(partial provisional refusal)」を採択する国において、これに対する議論は不必要だと意見を提示し、大半の加盟国において案件の公知が遅すぎたために十分な検討ができなかったと問題提起したため、国際事務局において研究報告書を作成した後で次期会合において議論を行うことにした。

2010年7月に開催された第8回制度改善実務会合においては、マドリッド基礎要件の廃止、集中攻撃制度の改善、マドリッド国際商標の発展方策などについて議論した。参加国は「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」についての意見を、WIPO電子フォーラム(Electronic forum)に改進し、これを根拠に基礎要件廃止の波及効果及び長・短点を検討した後で次期会合で議論を継続することにした。次の会合では「国際登録の分割」許容に関する内容が議論される予定であり、韓国特許庁は、国内商標法上の抵触関係及び出願人の利益向上の側面で、分割制度の許容に対する徹底した検討を遂行して議論に参加する予定である。

2011年7月に開催された第9回マドリッド実務会合においては、マドリッド基礎要件の廃止、国際登録分割制度の導入、マドリッドシステムの簡素化のための共通規則改正方策などを議論した。加盟国間で「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見が対立し、事務局が集中攻撃及び転換制度に対する追加研究を進行し、これを土台に次期会合において再議論することにした。国際登録分割制度の導入についても加盟国間の立場が対立し、次期会合においてスイスなどが具体的な代案を提示し、これについて再び議論を行うことにした。

2012年7月に開催された第10回会合においても国際登録分割制度の議論がなされ、WIPOは分割及び合併制度を締約国で自律的に導入することを提案し、スイスは締約国の自律で導入するが、導入しない国はWIPOに別途宣言を行うことを提案したが、大半の加盟国が慎重に検討したいと主張したことにより、次期会合において再議論することにした。その他にマドリッドシステムの簡素化のため、4つの通知書(仮拒絶通知以降の保護付与記述書、国際出願書の減縮商品・サービス業、事後指定書の商品・サービス業、減縮申請書の商品・サービス業)に対する国際事務局の翻訳業務簡素化、

マドリッド共通規則のうち、本国官庁を通して事後指定出願義務化に係る規定及び保護付与記述書の通知関連経過規定を削除することに合意した。

2013年11月に開催された第11回会合においては、手続きの継続、指定国において実際に保護を受ける商品・サービスに対する更新登録の許容、更新登録がない場合に権利者及び代理人に通知するマドリッド共通規則の改正について合意した。国際登録分割制度については11回会合においてWIPOとスイスの提案を基に討論した結果、加盟国間の分割・合併制度の導入趣旨は肯定的に検討されているが、導入方式(集中方式又は分権化方式)については意見が不一致し、次期会合において再議論することにした。一方、「基礎要件(Basic Requirement)廃止及び集中攻撃(Central Attack)」制度の廃止に対する賛否両論の中、基礎要件の凍結(freezing)が折衷案として提示された。基本的にヨーロッパ系の国は、基礎要件・集中攻撃制度の維持を主張している反面、韓国を含む米国、オーストラリアなどは出願人の便宜及びパリ条約の商標保護独立の原則を理由に、基礎要件の緩和を支持している。次期会合においては、「凍結手続き」に対する法律検討を経て再議論することにした。今後、国際登録の分割・合併制度の導入など、マドリッド制度改善に伴う国際商標法上の抵触関係などの影響について分析し対応する必要がある。

8)開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化するために、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)が発足された。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるために2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで4回の会合を開催した。2007年9月の総会では、WIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6クラスター(A～F)³⁴の勧告(recommendations)を採択した。その具体的な履行方法を議論するために2008年から発足した開発委員会(CDIP)は、2013年まで25のプロジェクトを採択し、このうちの19課題は完了し、6課題は推進中で

³⁴ Cluster A(技術的な支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性及び公共政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識アクセス)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

ある。

2010年4月に開催された第5回CDIP会合においては、第3回及び第4回会合時に韓国が提案した事業を土台にして作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブランディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力強化」が、開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好評と積極的な支援を受け採択された。この他にも第4回会合時に議論されたが商標分野の合意失敗により再上程された「IPと公共の領域」に関する事業及び新規に提出された「IPと社会経済的発展」に関する事業が承認された。CDIPの調整メカニズム及びモニターリング・評価・報告方式については、加盟国が数回にわたる公式及び非公式の議論を行い合意案を導出し承認され、WIPO活動範囲全体にわたる開発アジェンダの主流化を目的に、ブラジル、エジプト、インド、メキシコなどの18の途上国で構成される開発アジェンダグループが発足し、会合全体にわたりグループの立場を強硬に提示した。

2010年11月に開催された第6回CDIP会合においては、WIPO開発アジェンダ勧告と関連して履行中である事業の状況についての点検を行い、履行方法などを議論した。第4回会合時から先進国と途上国間で争点となっていた「IPと技術移転：共同の課題-ソリューションの導出」事業について、事務局が会合進行中に意見を反映した修正案を作成するなど多角的の努力により妥結された。また、新規で上程された「公開協力プロジェクトとIP基盤モデル」に関する事業も、大きな見解の違いなしで事務局が一部加盟国の意見を基に修正案を作成して妥結された。第5回会合及び第48回WIPO総会において採択された、[調整メカニズム及びモニターリング・評価・報告方式指針]に対する後続細部議論を行い、総会に開発アジェンダの履行状況を報告しなければならない「WIPOの関連組織の範囲及び報告方式」について、地域別グループ会合及び非公式的協議を経たが、先進国と途上国間で意見の違いにより合意に至らなかった。

2011年5月に第7回CDIP会合が開催されたが、新規プロジェクト推進に積極的な途上国グループと消極的な先進国グループが先鋭に対立した末、会合が「中止(suspension)」された。11月に再開された第7回会合においては、5月会合の爬行の契機となっ

た「途上国と最貧国間のIPと開発協力増進プロジェクト及び同プロジェクトに伴う「年例のコンファレンス及び地域間会合(inter- regional meeting)」の先進国の参加可否及び資格問題に対する議論が再開され、同イシューは2012年1月まで会計期間会合を通して合意される内容に従って実行することを前提に採択された。その後続いた第8回CDIP会合においては、「IPと技術移転：共同の挑戦課題-解決策の導出」及び「特許とpublic domain」の3つの新規事業が採択された。

2012年4月に開催された第10回CDIP会合においては、「開発アジェンダ履行の義務を有する関連機構の範囲」、「IPと開発に関する新規アジェンダ採択」など、以前の会合時から継続していた争点を妥結することに失敗し、「開発アジェンダ関連機構」について先進国と途上国間の立場違いが続き、これに対し途上国は、先進国が開発アジェンダの中心化及び総会の指針に逆行していると強い不満を提起した。また、「WIPOの技術的支援活動に対する外部検討報告書(以下、検討報告書)の勧告のうち、WIPOが履行すべき勧告が新規に争点として浮上し始め、先進国はWIPO事務局が検討報告書上の勧告を分類したものの中からCategoryBに集中すべきだという立場を強く主張した。途上国は事務局の分類に同意できないという立場を堅持し、検討報告書上の勧告を全般的に再検討することを主張した。韓国側は、General Statementを通して完了した6の開発アジェンダプロジェクトについて成功したプロジェクトであると評価している一方、評価報告書上の勧告が有用で考慮すべき価値があるという意見を提示するとともに、信託基金の紹介Side Eventを通して、CDIP事業の重複防止及び効率的な事業遂行に寄与することを期待しているとの立場を表明した。

2012年11月に開催された第11回CDIP会合においては、先進国は、開発に係わるプロジェクト式接近法は許容するが、「開発アジェンダ」を名分にWIPOの過度な開発中心化と、途上国の知的財産権規範の議論に関する主導権確保の試みは許さないという立場を明らかにし、途上国は、このような先進国の動きに対し、「IPの開発指向的(development oriented)活用」を勧告した開発アジェンダの趣旨と総会の決定に反するとし強く不満を表出した。一方、米国は総会において、WIPOの技術的支援に対しUN制裁委員会の決定を遵守することを強調するとともに、WIPOの対北支援問題について異議を提示した。

2013年に開催された11回、12回会合においても、これまで主要争点分野である「開発アジェンダ履行の義務を持つ関連機構の範囲」、「技術的支援に対する外部検討方法」及び「開発アジェンダ勧告事項の履行と関連した検討範囲の決定」などCDIP業務推進の基本哲学において、依然として先進国と途上国間の視覚差を狭めることができず会合が終了された。ただし、技術支援の外部検討においては、アフリカグループと開発アジェンダグループ(DAG)の共同要求事項の中の技術支援マニュアル、WIPOウェブサイト改編及び技術支援DBアップデートの部分については合意が行われ履行となる進展があった。一方韓国は、途上国のビジネス創出のためのIPとデザイン管理事業を2013年5月の11回会合において提案し、11月の12回会合において多くの加盟国から関心と支持を受けWIPO正式事業として最終的に採択される成果を収めた。韓国は、開発アジェンダ履行については先進国又は途上国を一方的に支持するよりは、均衡の立場を取りながら仲裁できる部分を発掘して、両陣営の関心事をうまく反映できるよう努力することによって加盟国の協力と支持を確保する必要があり、今回採択されたデザイン支援事業とともに持続的な課題発掘を通して途上国の知的財産権の能力強化のために、実質的に寄与する国として位置づけを強化する必要がある。

ロ. APECの知的財産専門家会合(IPEG)

2005年のAPEC内で知的財産権分野における最も重要な議論事項は、韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択可否であった。同構想と3つのモデルガイドラインは、APEC域内で知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を構築するためのものであり、「2005年6月の通商長官会合(MRT)において最終承認となり採択された。

同構想は、知的財産権保護に関する範囲が広範囲であり、レベルの高い執行体制の策定について取り上げており、加盟国の支持獲得が難しいと予想されたが、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などにおいて、韓国知的財産権保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加することにより、同構想に韓国の立場も適切に反映できるようにした。

2007年には同構想を根拠に開発された5のモデルガイドラインを提出し、勧告の知的財産権保護活動及び関連法、制度のような状況を加盟国に紹介し、9月シドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に挿入された「偽造及び違法コピー品を販売する有名市場」の用語の使用を巡って、先進国及び途上国の先鋭な対立の中で韓国は仲裁的役割を立派に遂行した。

これまでAPECにおいて韓国は、知的財産権の効率的な管理と執行のため、概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起してきたが、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するために、APEC域内の各国に対して知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案し採択され、これにより同事業を2009年に遂行した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、多くの加盟国が満足し、これに応じるために2010年9月に後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成深化課程」を提案し事業承認を獲得した。これとは別途に、新しいIPの創出及びこれを通して最貧国及び途上国を支援する事業の推進のため、21のAPEC加盟国及び国際機構、NGOなどを招聘して、2010年6月にソウルにて「APEC1村1ブランドセミナー」を開催し、途上国の地域商品をブランド化するための直接的な支援要請に応じて、2011年4月に「APEC1村1ブランド事業」をAPEC後続事業として承認を受けるなど、ブランド事業の連続性を確保した。

2012年2月に開催された第34回及び6月に開催された35回会合においては、韓国は2011年4月に採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国竹繊維製品(「ANJIAN」)及びチリの果物カクテル(「MAQUIRE」)に対するブランド開発の結果及びブランディングガイドラインを加盟国に配布することによって、加盟国内地域の小商工人の低評価された商品に対するブランディング戦略を提供し、実質的な恵沢が受けられる事業として加盟国内で好評を受けた。一方、2010年9月に承認された「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成深化課程」事業の段階別推進計画によって、加盟国の知的財産権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011年)、及びe-ラーニングコンテンツを開発・普及(2012年)することによって事業を無事完了し

た。タイで同プログラムを自国語に翻訳・活用した事例からみても分かるように、韓国は、IP情報化教育を行いAPEC加盟国の能力開発に中枢的な役割を遂行したものと評価される。最近のAPEC知的財産権会合の基調は、伝統的に議論されてきた特許・商標及び執行とともに地理的表示制度、インターネット関連知的財産権、著作権・水際処置・放送など議論の範囲が拡大している趨勢である。基本的にAPEC域内の知的財産権の発展のための協力関係を追及するが、敏感なイシューに対しては、国益によって立場が対立する様相をみせている。2012年第34回会合で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会合で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連の国際条約加入拡散」の協力構想などが、利害関係国の反対により採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会合の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策の情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘し提案することにより、持続的な協力を強化する必要があると判断される。これにより韓国は、2013年1月36回会合において、先進-途上国間の開発格差を減らし、APECレベルの適正技術開発事業のモデル発掘及び拡散を目標に、[持続可能な成長のためのIP基盤知識シェアリング議題]を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。主要内容は、加盟国間の適正技術の政策及び経験共有のためのアンケート調査、ケーススタディーを通じた適正技術開発モデルの具現、特許情報を活用した適正技術開発の方法・活用戦略ガイドラインの作成及び国際的拡散のためのワークショップの開催を目標にした。ケーススタディーは韓国特許庁内部の予算で加盟国の需要調査を行い、フィリピンで生息するイランイラン木(Ylang-Ylang Tree)のオイル抽出機とパプアニューギニアの自転車を活用したウォーターポンプを開発することにした。また、同計画によって韓国特許庁は2013年9月に「IP知識シェアリング：適正技術ワークショップ」を提案し、APEC基金約9万ドルを確保することになり、2014年7月のワークショップに向け万全を期する予定である。一方、2013年10月にバリにおいて開催されたAPEC首脳会合の午宴会で、VIPによりAPEC加盟国の公平性ある持続可能な成長達成策として、適正技術ワークショップの開催計画を紹介する成果を収めた。韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会合(IPEG)において、持続的に加盟国間の協力を率いる議題を主導して知的財

産権先導グループとしての役割を果たす役目に最善を尽くす計画である。

ハ. その他の国際機構及び多国間交渉

1)WTO TRIPS理事会

世界貿易機構(WTO)創設以来、貿易の円滑化のための後続交渉が持続的に展開されてきた。2001年11月にカタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会合を通して発足された世界貿易機構(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以来の初めての多国間貿易交渉である。「開発」という名前をつけたのは、過去行われた交渉とは違い、途上国の開発に重点を置くべきだという途上国からの主張を反映したからである。交渉発足当時の計画は、2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立などにより、未だに交渉が続いている。

2007年から加速化したDDA交渉は、農業、非農業(NAMA)及び規範議長が各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せてきたが、途上国の農産物輸入急増時の緊急関税を付加するメカニズムを含んだ幾つかの争点に対する異見を解消できず、合意を引き出すことができなかった。2009年3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催されたが、定期理事会の開催の間に特別会合を開催して立場の違いについて調整する交渉が進行された。2009年12月にジュネーブで開催された第7回WTO閣僚会合においては、2010年のDDA交渉妥結に向けて、第一四半期中にDDA交渉の状況を点検することに合意したが、これといった進展はなかった。2010年の下半期に、2011年中にDDA交渉の妥結を再度の目標として設定し、TRIPSで議論中のGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年に再開することに決め、その準備作業を行った。

2012年に開催されたWTO TRIPS理事会においては、主要イシューに対する先進国と途上国の立場の違いが依然として先鋭に対立し、議論を進展することができなかつ

た。既存の途上国と相互協力的な関係を構築していたEUが、途上国の意見に対し積極的に同調しなくなり、先進国、EU、途上国間の意見対立がさらに明白になった。すなわち、途上国はCBD名古屋議定書の主要内容である遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系の確立をTRIPSに反映すべきだと主張していることに対し、EUは反対している。また、米国はACTA(以降、知的財産権執行イシューに対する議論を続けていくために、新たに「偽造品に対する供給ネットワーク遮断による知的財産権保護」に対する提案書を提出したが、同議題に対し途上国が大きく反発し、提案書内容についても批判的な立場を見せ、インドネシア、南アジア共和国を含める途上国は、偽造品の取引防止に関する交渉(ACTA, Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が先進国の業界利益にだけ反映する交渉であり、現時点においては締結国のみを拘束する交渉であるが、今後の執行分野においてTRIPSの代替となる新しい規準となり、先進・途上国間のRTA(Regional Trade Agreement、地域貿易交渉)交渉時には、先進国が途上国に同基準を強要する状況を招くものと憂慮しており、知的財産権執行に対する議題が持続的に議論される見通しである。韓国は、米国、日本などの同案件に対する意見が一致する国との間で持続的な協議が必要であると見ている。

2013年及び2014年に開催されたWTO TRIPS理事会においては、米国とスイスを除いたほとんどの国が反対し、非違反・状況提訴のTRIPS適用が2年間猶予となり、生命工学などのイシューは、途上国と先進国の立場の差を狭めることができない状況である。先進国グループは生命工学についての議論を、WIPO IGCにおいてのみ議論をしたいと主張しているが、途上国の反対によりこれさえできなくなるなど、二つのグループ間の先鋭な意見対立が続いている。一方、オーストラリア政府が大衆の喫煙誘引を遮断するためにタバコ箱に商標ロゴなどの使用を制限する規制を施行したことにより、キューバーなどでは、これらの処置がWTO TRIPS協定に反すると問題を提起した。オーストラリアは自国の処置が公衆保健を保護するための処置であり、商標に関する処置はWTO TRIPS協定に違反していないと主張している。

2)生物多様性条約(CBD)と遺伝資源の接近及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(Convention on Biological Diversity, CBD)が採択された。

CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用により発生する利益の公平な共有を目的とする。CBDの採択により国際社会は、生物遺伝資源をはじめ、自国の生物資源に対する主権的な権利が認められる。

CBDは先進国の生物資源の利用により、正当な利益が割り当てられず被害を受けていることを主張する途上国の立場を反映し、「遺伝資源の利用により発生する利益の公平な共有」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには、遺伝資源提供国に事前通報承認(Prior Informed Consent, PIC)を求めなければならず、利用方法及び正当な利益の共有条件などについて、相互合意条件(Mutually Agreed Terms, MAT)を別途従うことを規定した。

2010年3月に第9回ABS作業班会合において、既存の文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が可視化となった。2010年7月に第9回ABS作業班の再開会合において、カリ草案を土台に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月に地域間交渉グループ会合を経て、2010年10月30日に、第10回生物多様性条約の当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択され、現在、各国は国内履行のための法制度の整備作業に取り組んでおり、韓国は環境部主管下で、名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備を進めている。しかし、最も重要なイシューは連絡機関(focal point)、責任期間(competent national authority)、点検期間(check point)などの各主要機関を指定することである。特に遺伝資源の接近を要求する際に、PIC(事前通報承認書)を発給する責任期間の指定及び遺伝資源のモニターリング機関である点検機関の指定に関しては、関係部署(省庁)の間の緊密な協力が求められる。

2012年7月に開催された名古屋議定書の政府間委員会においては、グローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM、義務遵守委員会の設立などの主要イシューに対し、本会議と同時に進行した各主要イシュー別の分科会合(Contact Group Meeting)を活用して会合時間を効果的に活用した結果、各イシュー別の議論が進展し、同案件に対する議論は、今後開催される専門家グループ会合にて本格的に進行される予定であり、同会合に備えて細部イシュー別の韓国の立場を整理する必要がある。今後、多国間の

利益共有体系(Contact Group Meeting)の必要性和様式(Modality)を巡り、先進国と途上国間の先鋭な意見対立が予想されており、これに対応する論理及び徹底した準備が必要である。

2012年10月に開催された第11回生物多様性条約の当事国総会においては、名古屋議定書の2回にわたる政府間委員会の議論結果に関する再確認及び今後の日程について議論を行っており、これまで議論したABS情報共有体系、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間の利益共有体系、制定体系、資源動員に係わる議題について議論が続き、グローバル多国間の利益共有体系の設立及び運営方式については、具体的な方案は、同システムの必要性に対する国家間の合意導出後に議論が可能であると見ているため、今回の会合での韓国側の基本立場は、資源利用国の立場を反映し先進国の意見(GMBSM不必要)を支持することが望ましい韓国側の意見を明確にし、ABC情報共有体系(Clearing- House Mechanism)のうち、ABS Clearing- Houseの役割は、国内の遺伝資源状況など情報体系を形成して国家間のネットワークを総括するCBD上のシステムであり、online包括機能を担い、情報登録及び検索を許容する内容で議論が持続された。2014年2月に第3回名古屋議定書政府間委員会の会合(ICNP-3)が平昌で開催され、第1回名古屋議定書当事国会合の運営規程、議題準備、GMBSM、ABS Clearing-Houseなどの主要未解決の争点について議論が行われ、2014年10月には平昌において第12回生物多様性条約当事国の総会が開催される予定である。

最近、「名古屋議定書国内履行方策」が環境部の主管で制定準備が行われているが、産業界及び関係部署(省庁)別に立場の差が大きく制定に難航している。一方、主管部署(省庁)である環境部は、第12生物多様性条約の当事国総会開催(2014年10月)において、前名古屋議定書の履行立法制定が必ず必要だという立場だ。これについて韓国特許庁は、環境部、産業通商資源部、未来創造科学部など関連のある部署(省庁)と緊密な協議を行い、この議定書の履行課程における韓国の遺伝資源についての研究と産業活動が活発に行われるように努めつつ、国内制度が遺伝資源に対する適切な保護が成される方向で樹立できるように取り組んでいる。

4. 知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ハン・ジウン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は、特定の国との間で排他的な貿易特惠を付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)は、世界化とともに今日の国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。1995年にWTO体制発足の前後に、多国間貿易交渉などにより全般的な関税水準が低くなり、他の分野へと協力領域が広がる傾向が拡大され、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がった。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃のほかに、サービス及び投資自由化などまで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化により、韓国特許庁は、FTA交渉を通して知的財産分野の通商摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外においてより保護を受けられる環境づくりに努力している。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は、第1回目のFTA交渉対象国であるチリ(2004.4.1.発効)をスタートに、シンガポール(2006.3.2.発効)、EFTA³⁵(2006.9.1.発効)、ASEAN³⁶(2007.6.1.発効)、米国(2011.3.15.発効)及びEU(2011.7.1.発効)、ペルー(2011.8.1.発効)、トルコ(2013.5.1.発効)とのFTAを発効した。インドとの包括的な経済連携協定(CEPA³⁷)は、2010.1.1付けで発効した。

³⁵ European Free Trade Association(ヨーロッパ自由貿易連合)：スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

³⁶ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア諸国連合)：インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ベトナムで構成

³⁷ Comprehensive Economic Partnership Agreement：商品貿易、サービス貿易、投資、経済協力など経済関係全般を包括する内容を強調するために採択された用語で実質的に自由貿易協定(FTA)と同じ性格である。

また、コロンビア(2013.2.1.署名)、オーストラリア(2014.4.8.署名)、カナダ(2014.3.11.妥結)とのFTA署名又は交渉妥結を宣言した。

<表VI-2-2>FTA交渉の主要内容

区分	主要内容
・韓・チリ FTA (2004.4.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・チリが韓国に人参、キムチ、寶城グリーンティーを地理的表示として保護することに合意 ・韓国は Pisco,Pajareto,Vino Asoleadoの地理的表示に対し独占権付与
・韓・シンガポール FTA(2006.3.2.発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定 ・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早急審査処理
・韓-EFTA FTA (2006.9.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守 ・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)に保護
・韓-ASEAN FTA (2007.6.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・知財権保護強化 ・知財権分野の情報交換及び協力強化
・韓-米 FTA (2012.3.15.発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入 ・公知例外適用期間12ヵ月延長 ・音、におい商標認定及び証明標章制度の導入 ・商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入 ・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化
・韓-インド FTA (2010.1.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT ISA/IPEA指定、特許手続き簡素化などの分野で協力 ・両国特許庁間、別途協力のMOU締結推進
・韓-EU FTA (2011.7.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは協定付属書に記載して保護(使用が確立された先行商標は継続保障) ・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
・韓-ペルー FTA (2011.8.1.発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書交換方式で保護 ・遺伝資源(GR)/伝統知識(TK)はCBD Textの宣言的内容など妥結
・韓-トルコ FTA	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは不足書交換方式で保護及び今後追加可能

(2013.5.1.発効)	・有名商標の保護に関するパリ条約及びTRIPS義務遵守
・韓-コロンビア FTA A(2013.2.11.署名)	・商標権、著作権侵害の疑い物品に対する通関保留など ・音、におい商標など非視覚的商標の保護
・韓-オーストラリア FTA(2014.4.8.署名)	・未登録有名商標の保護 ・公知例外適用期間、12ヵ月延長など
・韓-カナダ FTA (2014.3.11.妥結)	・両国が相互保護することに合意したGIに対し、同一な保護水準を付与

現在、韓国は6カ国と交渉を進行している最中(ニュージーランド、インドネシア、ベトナム、中国、韓・中・日、RCEP³⁸)であるとともに、3カ国と交渉再開のための要件を調整している最中(日本、メキシコ、GCC³⁹)である。

ニュージーランドとは、2010年5月に交渉が中断となったが、2014年2月に5回目の交渉を開催し、知的財産権分野においては、著作権を除外したほとんどの部分における事項について合意を導出した。

インドネシアとは、2012年7月から2014年2月まで7回にわたりCEPA交渉を行い、知財権分野については、商標・特許・遺伝資源及び伝統知識・執行分野などについて議論を行っている。

ベトナムとは、2012年9月から2014年3月まで4回にわたる交渉を行い、知財権分野では、独立チャプターを構成して商標・特許分野などの具体的な協定文について議論を行っている。

³⁸ RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership : 東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN10 カ国、韓・中・日、オーストラリア、ニュージーランド、インドなどアジア・太平洋 16 カ国が参加する経済交流協定

³⁹ GCC(Gulf Cooperation Council : 湾岸協力理事会) : 湾岸付近の 6 カ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ連盟、オマーン、カタール、クウェート)で構成された中東経済協力機関

中国とは、2012年5月から2014年3月まで10回にわたりFTA交渉が行われた。知財権分科においては、商標・特許・デザイン・遺伝資源などの分野について包括的でレベルの高い交渉文を妥結するための議論を行っている。

韓・中・日FTAとRCEPは2012年11月に交渉の再開を宣言し、2014年3月まで4回にわたりFTA交渉が行われた。商標・特許分野などの具体的な協定文について議論を開始する計画である。

日本とのFTAは、2003年12月から2004年11月まで6回にわたり行われたが、それ以降、国民の世論の悪化、靖国神社の参拝のような外交的問題及び特定交渉分野における持続した見解の違いなどにより交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉の再開に向けて実務協議を毎年2回開催した。

メキシコとは、2006年2月から6月まで3回にわたり戦略的経済補完協定(SECA⁴⁰)形式で交渉が行われたが、商品の開放レベルなどに対する見解の違いにより交渉がしばらく中断され、2007年12月からFTAに転換して第1回の交渉を行い、2008年6月に第2回の交渉を行った。知財権分野の主要争点事項は、地理的表示の保護、音及びにおい商標の認定、PCT ISA/IPEA指定などがある。

GCDとは、2008年7月から2009年7月まで3回にわたりFTA交渉が行われ、第2の交渉から知財権分野について議論されはじめ、知財権分野においてはTRIPS協定に遵守を再確認し、知財権に係わる問題が発生した時には協議体を構成して解決できるように推進中である。

ハ．評価及び発展方向

政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化されると見

⁴⁰ Strategic Economic Complementation Agreement：全ての商品を交渉の対象にせず、自由化対象商品範囲を交渉を通じて決定する、FTAより自由化程度の低い形態の貿易協定

込まれる。2014年上半期に開催予定である中国との第11回FTA交渉では、知財権分野の協定文(案)の残余争点を妥結するために本格的な議論が開始されるものと予想されるが、韓・中FTAは、両国の経済規模、交易量、地理的隣接性などを考慮すると、他の国とのFTAより一層大きな影響を与えられとされる。交渉開始前から研究用役を実施し、関係部署(省庁)の意見を収集するなど、政府レベルにおける交渉準備に万全を期し、戦略的な交渉対応により韓国企業に有利な交渉を妥結したく努めている。一方、韓・中FTAとは別に韓・中・日FTAとRCEP交渉などを行い、そのうちに名実共に東北アジア経済時代を迎えることになると見込まれている。韓国は米国及びEUとのFTA締結によって知財権保護においては既に相当なレベルに到達しているため、今後締結するFTAにおいては韓国が既に施行している制度の効果を最大化できる戦略の策定及び持続的な努力が求められる。

第5節 グローバル特許行政情報化の先導

1. グローバル特許行政情報化のための海外協力強化

産業財産保護協力局 産業財産情報協力チーム 事務官 ソン・トングック

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機関(WIPO)の統計によると、2013年の韓国は、特許協力条約(PCT)による国際特許出願件数が12,386件であり、2012年に続き世界5位の多出願国となった。多出願企業の順位はサムスン電子が14位、LG電子が15位となり、多出願大学順位はKAISTが7位、POSTECHが12位を記録した。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」に指定され、国際調査機関(14の特許庁)がPCT国際出願を審査する場合、韓国の特許文献を必ず事前に検討することとなった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されることにより、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することができるようになった。一方韓国は、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書接近システム(TDA: Trilateral Document Access)を通して相互間の審査情報及び優先権書類を交換できることになり、審査結果の相互活用と行政効率を高めることができた。

特に韓国特許庁は、2013年には米国、ヨーロッパ及び日本特許庁で推進している国民向け特許情報の無料拡散政策に参加することに決め、2014年以降から韓国の国民が他国の審査進行情報を容易に照会できるよう、審査官にだけ提供していた審査情報統合照会システム(OPD:One Portal Dossier)を国民に対し拡大開放する計画である。

一方、知的財産情報化分野の国際的な趨勢をみると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を軽減するため、グループ別、地域別のブロック化を通じた共助が活発化されている。先進国は、既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制で庁間業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立し、審査結果を互いに

活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合 (ASEAN : Association of Southeast Asian Nations)を通して知的財産権共助を強化するとともに、ITインフラ拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁は、このような急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁などの主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。

韓国特許庁は1999年世界で初めてインターネット基盤の特許出願システムを開通し、2005年からは年中24時間の電子出願サービスを開始した。また、2012年はクラウド技術を基盤に3世代特許ネットシステムを開発するなど、特許行政情報化分野において世界最高の技術を整えている。さらに先進む情報通信(IT)技術を基盤に、モンゴル、アゼルバイジャンなど主要開発途上国を対象に特許ネットシステム基盤の情報化システムの構築を助けるなど、特許行政システムの途上国への進出分野においても先進国として浮上している。

ロ. 推進内容及び成果

1)主要国特許庁との情報化協力強化

イ)IP5特許庁との情報化協力

全世界において特許出願の急増による審査滞積がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が増大された。このような中で、韓国特許庁は、IP5体制の発足を国際社会に提案することにより、2008年10月に済州でIP5特許庁間会合を開催し、その後の実務会合を通して審査協力のための10の基盤課題の推進に合意した。10の基盤課題のうちの6課題が情報化に係わる課題であり、特許庁間の審査協力において情報化に関する支援がかなり重要な役割を占めていることが分かる。

韓国特許庁は機械翻訳の課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー

検収事業を無事完了することに成功し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機会翻訳の品質改善事業を遂行した。

2012年下半期には、ヨーロッパ及び米国審査官が参加したアジア3つの特許庁の機会翻訳品質評価を遂行した結果、2008年の機械翻訳基盤課題の推進時に立てた目標である「先行技術調査に使用可能な品質」をアジア3つの特許庁が全て達成したことを確認した。

また、韓国特許庁は審査官が一つの画面でIP5特許庁の審査進行情報を一目で見ることができる審査情報統合照会システム(OPD:One Portal Dossier)を2013年8月に開発を完了し、国内審査官にオープンした。また、2014年には民間のための審査情報統合照会システムを開発する予定である。

他国の主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システムなどに対しても積極的に意見を延べるなどの活動を遂行し、国際情報化の議論において韓国特許庁の立場を強固にしている。

しかし、最近IP5発足5年目を向かえ、当初設定した目標を達成し終了した課題及び技術又は制作問題により、これ以上進展が難しい課題が現れ、これを協力課題全般に対する再調整の議論となっている。

この課程においてIP5は、単純な既存課題の再調整することよりも、根本的な変化が必要であることに認識を共にし、これを契機に特許グローバル化及び大衆化の時代に合う新たな課題として「グローバル特許審査情報システム(Global Dossier : GD)構築が議論された。

GDは、世界の特許庁審査官、出願人、代理人に各国の特許庁が進行する情報を言語の障壁なく一目で見ることができ、希望する国に容易に出願できるシステムである。

しかし、未だ初期の議論段階である。2013年1月にオランダのハーグにおいて、IP5

特許庁とユーザーが参加するTask Force会合が開催され、ユーザーの要求事項と必要な機能について意見を収集した。

GDの未来像を議論する初期段階であるにもかかわらず、IP5特許庁の間でグローバル特許審査情報システムに係わる主導権の争いがかなり高いことに注目する必要がある。これはGDがIP5特許庁をはじめ、世界の特許庁の協力方向を決定する基本枠組みとなる可能性が高いためである。今後システムの構築と係わり先導的位置をしめる特許庁が、世界の特許政策及び技術標準の議論においても、自国の利益と立場を容易に反映できる見通しである。

韓国特許庁も2013年10月に開催されたIP5情報化実務会合時に、OPDの早期国民に対する公開を提案するなど、GD主導権の先占のための努力を持続推進している。

ロ)韓・日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は、2013年5月に日本で開催された第16回韓・日情報化専門家会合において、両庁の情報化状況及び今後の計画を共有した。韓国特許庁は、3世代特許ネット及び特許行政情報化戦略計画(ISP)の推進状況及び今後の計画を、日本特許庁は、「特許業務システム最適化計画 (System Optimization Plan)及び国内外の特許出願状況を共有し、今後の韓・日両庁間の情報化 이슈について緊密に協力する意志を確認した。

韓国特許庁は日本とこれからも緊密な情報化協力を行い、既存のIP5情報化の課題はもとより、新たに浮上したGD議論の課題についても積極的な意見を提示した。また、合理的な情報化協力モデルなどを提示することにより、IT分野の最強国としての主導的な役割を強化していく予定である。

ハ)韓・中特許庁の情報化協力

韓・中特許庁は、2002年11月に両庁の情報化状況及び今後の計画について共有し、

両庁の情報化協力を強化して能力を高めるために、毎年1回の情報化専門家会合を開催することにした。2013年5月に中国で開催された韓・中情報化専門家会合においては、交換されたデータの自由な利用を要点とする「IP5特許情報普及政策 (IP5 PI Policy)」について両庁の立場を共有し、これを推進するための細部事項を議論した。また、両庁間の二国間基盤優先権書類の交換システム(TDA-PDX)の構築が必要であるという立場を共にし、これにより2013年12月に優先権書類の電子的交換のためのMOU (了解覚書)を締結し、今年1月からは優先権書類を電子的に交換し始めた。

二)韓・中・日特許庁の情報化協力

韓・中・日の3国特許庁は、2013年7月に日本において開催された第11回韓・中・日情報化実務会合において、各庁のデータ品質管理プロセスの状況など、各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制下で3国間の共同発展のために持続的に協力していくことに合意した。

韓国特許庁は3国間の情報化協力を通じて、情報化が急速に進行している中国及び日本と共同協力を強化することにより、IP5体制における韓国特許庁の役割及び位置づけの強化が図れるものと期待している。このような努力はグローバル知的財産時代に、東北アジア地域の特許庁間で実質的な協力の枠組みが構築されたという点で重要な意義がある。

ホ)韓・ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は、2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を含んだ了解覚書(MOU)を締結した以降、了解覚書の充実な履行のために毎年協力計画(Work Plan)を策定して体系的に情報化協力を推進している。

最近両庁は、情報化の 이슈が韓・EPO間の協力を強化し、共同発展のための核心課題であることを認識し、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。実際に両庁は、情報化協力プロジェクトの一環として、優秀なIT専門家を派遣

して機械翻訳、データ処理プロセスなど情報化システム全般にわたるベンチマーキングの機会を持つことに合意し、これにより韓国特許庁はIT専門家2人を2012年11月にハーグ所在のEPOに派遣した。2014年1月には韓・EPOの実務会合において、データ交換範囲の拡大及び同年下半期にEPO側の専門家派遣などについて議論した。

また、韓国特許庁に先出願しEPOに後出願する場合、韓国特許庁での先行技術調査の結果を電子的にEPOに電送することにし、2013年3月からは、韓国国民がEPC Rule 141（ヨーロッパ特許条約141条）に基づいて、出願人が先行技術検索結果を提供しなければならない義務事項を免除できるようにした。

今後、韓国特許庁はヨーロッパ特許庁との情報化専門家会合を定例的に開催し、韓国特許庁の出願人の便宜と情報化能力がの向上のために、新たな議題と共同協力事業を提案し、戦略的なパートナーシップを構築する計画である。また、韓・EPOで持続的にIT技術を共有し最新技術を導入することにより、韓国特許庁の技術力を強化していく予定であらう。

へ)韓・米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は、2008年9月に包括的な協力を行うための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの後続処置として2008年10月に開催された情報化実務会合において、両庁の審査官業務の効率性を高め、両庁の審査官協力の強化のために、PCT文書の両方向交換、仮想協業システムなど多様な協力事業の推進に合意した。

2009年には、両庁間 SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に遂行し、オンラインにより両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互共有するシステムを構築した。これにより両国は、審査品質を向上させることができ、業務効率性の向上により、審査滞積の解消に大きく寄与できるものと見通している。また、出願人は韓国特許庁の品質の高い審査サービスにより、韓国だけでなく米国でも安定的に強い特許権獲得が可能になると期待している。

一方、韓国特許庁は、グローバル特許審査情報システム(Global Dossier)の概念を最初に提案した米国と、共同による試験的プロジェクトの推進を提案するなど、GDを順調に推進するために両庁が緊密に協力していくことに合意した。

2)国際機構との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は、韓・WIPOで共同開発したPCT ROADを2005年に初めてお披露目した。その以降から現在まで、ブラジル、マレーシア、エジプト、フィリピンなど各国に普及され、持続的な品質改善及び機能の高度化作業を行い、2011年4月に新バージョンを出し、世界各国の特許庁の注目を集めた。特に受理官庁から送られるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られる全てのデータの中で最も品質が優秀であり、WIPO内部においてもその優秀性が認められている。

3)国家間の特許情報交換・活用システムの構築及び運営

韓国の半導体、電子、移動通信分野の技術が、1990年代末まで国際的な認定とともに、世界市場において優位を占めることになり、関連する韓国特許情報に関する需要も急激に増大され、2007年には、韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関において必修的に参照すべきPCT最小文献に指定された。これにより韓国特許庁は、韓国特許情報に対する海外特許庁の審査官の接近と理解を高めるために、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス (K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、それ以降サービス情報の範囲と品質改善のために努力を続けている。

このような努力の一環として、2006年11月に審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月には英文のキーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA:Korean Patent Abstract)検索サービスを追加した。また、2008年12月からは韓国特許公報を英文のキーワードで検索できるようにして韓国特許情報の活用手段を多様化にし、2009年にはデザイン及び商標についての検索機能と韓国語PCT文献の検索機能を追加した。2010年

にはユーザーの利便性向上のためにヘルプデスク機能を追加し、2011年と2012年には翻訳の品質改善のために1万件の翻訳メモリーと20万件の単語辞典を構築した。

2013年12月基準に、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁を含む全世界42の海外特許庁においてK-PIONサービスが利用され、これにより韓国特許情報に対する海外拡散に寄与している。

これとは別に韓国特許庁は、2009年12月に国内企業の海外進出を支援するために、国民に対する検索サービスであるKIPRISに、海外登録商標の検索機能を追加して国内外のユーザーにサービスを提供している。2012年12月には、既存の米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標約830万件に、ヨーロッパ商標のDB約95万件を追加で搭載した。

また、韓国特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)特許庁とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を、2008年11月からは審査情報を相互交換しており、米国で依頼するPCT国際調査の件数が急増することにより、2008年11月からはPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換している。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために、国及びサービス別の分散システムを構築し、TDAの既存のネットワーク装備(Virtual Private Network)をアップグレードして保安機能を強化した。

韓・米間のTDAにより審査情報及び優先権書類の相互交換が可能となり、2009年9月から韓・米間の審査業務負担の軽減のため、審査業務協力プログラムである韓・米SHARE (Strategic Handling of Application for Rapid Examination)の試験プログラムを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対し、第1庁が先に審査着手し、第2庁は第1庁の審査結果の活用が可能になる時まで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトであり、韓国特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムにより審査報告書を提供している。

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS (Digital Access Service)を構築して、IP5の以外のイギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。また、2013年12月に本システムを2.0に高度化して出願人の便宜を図った。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書接近システム(TDA)により、韓国特許情報を海外に普及するなど、国内の特許権保護のために努力を続けている。また、IP5基盤課題の中の機械翻訳課題の主導庁として韓・英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外の審査官の接近性を高めるために努力している。

さらに、審査効率性を高めるために努力を続けて推進している。このために審査情報統合照会システム(OPD)を、2013年8月に国内審査官向けにオープンした。オープンした後、既存の米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査進行情報とともに、過去接近が不可能であった中国特許庁の審査進行情報まで一目でみることができる。このように多様な努力により国際特許権紛争の原因を最小化にし、審査処理期間の短縮にも大きく役立つと期待している。

韓国特許庁は、今後も二国及び多国間において多様で実りのある情報化協力事業を推進する計画である。また、PCT-ROADのような成功事例を基に、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に総力を傾け、特許行政情報化分野の世界標準の定立に主導的な位置づけの確保と、世界特許行政情報化の発展に寄与するモデルを積極的に発掘し、国際機構との協力事業として推進して行く予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

産業財産保護協力局 産業財産情報協力チーム 書記官 イ・スングァン

イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を高めるために、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標に設定して推進している。特に、3極特許庁と呼ばれる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は、自国の特許行政の情報化だけでなく、「グローバル特許システム」を開発して、途上国を含む全世界の特許庁に普及する計画を推進するなど、特許行政情報化分野の主導権確保のために熾烈な競争を展開している。

韓国は、2010年OECD開発援助委員会(DAC : Development Assistance Committee)の加入を契機に持続的にODAを拡大することにより、国際社会において経済規模に合う役割を遂行してきている。2013年のODA予算は2.4兆ウォンであり、国民全体所得対比0.16%の水準である。2015年までに0.25%水準である約4.3兆ウォン規模に増額する方針である。特に短期間で先進国の仲間入りした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP : Knowledge Sharing Program)など韓国型ODAモデルを定立している。特許分野においても、ODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に広げている。これにより知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保でき、開発途上国との戦略的パートナー関係を形成することにより、国際社会において国益優先の協力関係の形成のための前哨基地を構築するとともに、民間企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

また、世界知的所有権機関(WIPO)では、毎年「知的財産権情報化の標準会合」を開催し、特許文書及びデータに係わる国際標準の制定と改正の議論を行っている。知的財産権情報化標準の新設又は変更は、特許行政全体のプロセスを電算化にし、膨大な特許ネットシステムを運営している韓国にとって危険要素として作用する可能性が高い。万一、韓国の特許ネットシステムが採択している標準と違った方向へと世界標準が採択されれば、膨大な予算をかけて開発した特許ネットシステムがグローバル情報化の趨勢に遅れ、これを補完するためにさらに追加予算と人材の投入が必要となるからだ。このような予算の浪費を予防して、知的財産権分野の世界標準を韓国に有利

な方向へと誘導し、韓国国民が創出した知的財産権の国際的保護レベルを強化するためには、情報化標準の国際議論において、韓国の立場を十分反映できるように主導権を確保する努力が必ず必要である。

ロ. 推進内容及び成果

最近、韓国特許庁が開発・運営している特許情報化システムである特許ネットが、3極特許庁を含む世界各国の特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、APEC域内途上国の特許庁に対する情報化協力事業の担当者及びWIPO PCT国際出願システム開発及び普及事業のパートナーに選定されるなど、韓国特許庁の特許情報化システムが世界で注目を浴びている。

APECは、世界最初にインターネット基盤の電子出願システムを具現した韓国特許庁の特許情報化のレベルを高く評価し、2002年度の途上国特許行政技術協力事業の主パートナーに韓国を満場一致により選定し、韓国特許庁に特別基金の提供を決定した。このように提供受けたAPEC特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインド特許庁に対し、情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC域内加盟国の高い評価とともに、特許情報分野において先導的な国として浮上した。

特許ネット海外進出の推進は、主要拠点国を中心に2006年から本格的に推進した。2006年2月にタイの商務部は、タイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請し、これを受けて韓国特許庁は、韓国通信、LG-CNSなどとコンソーシアムを構成して、2006年下半期に予備の事業提案書を作成して両庁間でモデル事業について合意したが、クーデターが勃発したために同事業の推進が保留となった。2006年12月末にタイ政局が安定したことにより協議を再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結するとともに、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知的財産権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョンの開発に着手することにより、韓国特許庁はIP Center構築事業の参加のための国際競争において比較的に優位な立場を確保した。

また、2003年8月に韓・インドネシア特許庁間で包括的な協力のために締結した了解覚書(MOU)を基に、2007年上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性の調査事業を遂行し、33百万ドル規模の特許情報化事業を共同で推進することに合意した。2007年9月に両国の特許庁は、インドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結し、2008年にインドネシア政府は、事業の妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式的に選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府の借款である経済開発協力基金(EDCF:Economic Development Cooperation Fund)事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業支援のための技術協力了解覚書(MOU)を締結し、両国政府は、2010年8月に33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年に事業妥当性調査から始まったモンゴル特許情報化事業は、2010年4月に335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)政府開発援助(ODA)として確定され、主事業者であるLG-CNSがシステムの開発に参加し、2011年12月にモンゴル特許情報化システム(IPOMnet)を開通することに至った。モンゴル特許情報化事業の推進のため、韓国特許庁は2011年6月に韓・モンゴル技術協力MOUを締結し、管理者、実務者の国内招聘研修などを行う能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。途上国の特許情報化事業の成敗はシステム開通後の安定的な運営と維持が重要であり、これを達成するために韓・モンゴル情報化実務会合を開催し、老朽サーバー装備の交替、教育場の環境改善及び事務機器支援などの活動を行った結果、モンゴル特許庁の安定的なシステムの運営と定着に成功した。

2009年に知的財産権の教育分野における協力を開始したアゼルバイジャンの特許情報化事業は、2010年に事前の妥当性に関する調査を終え、2011年2月に420万ドル規模のKOICA ODA事業に確定された。2011年8月に事業者として選定されたシリウスソフトが、2013年5月に特許情報システムの構築を完了し、韓国特許庁は事業のモニタリング、評価、技術諮問及び能力培養プログラムの提供などを行い、アゼルバイジャンの特許情報化事業を支援した。

特許ネットシステムは、アジア(モンゴル・アゼルバイジャン)に続きアフリカへの進出も本格化した。韓国特許庁は、2010年11月に策定した「特許ネットアフリカ進出基本推進戦略」において、アフリカ18の英語圏国の政府間知的財産権協力機構であるアフリカ地域知的財産機構(ARIPO)を特許ネット進出拠点に活用することにし、2010年12月にARIPOと知的財産権分野の包括的協力のMOUを締結した。ARIPO本部が所在するジンバブウェ・ハラレにて開催された韓・ARIPO・WIPO情報化実務会合において、韓国特許庁は3者間の技術協力のMOU締結を提案し、同年9月のWIPO総会(ジュネーブ)においてMOUの署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が、2013年～2015年の3年間で580万ドル規模のKOICA ODA支援事業に確定され、2013年10月7日にハラレにおいて着手報告会を開催したのをスタートに、特許情報システム改善事業を進行し、ARIPO及び18の加盟国の既存システム(POLite, IPAS)を特許ネット技術を基盤とする特許情報システムに改善している最中である。これによりアフリカ諸国の特許情報化インフラ構築に大きく寄与すると期待される。

韓国特許庁は特許ネットの開発・運営の経験を基に、情報化標準会合(SDWG)などWIPO標準の制体及び改正に係る議論に能動的に参加するとともに、3極(米・日・ヨーロッパ)など主要国の特許庁との二国間協力により、情報化国際標準に係わる共同対応策を模索するにあたり、特許ネットの交換性及び安定性の確保に注力している。

情報化分野のWIPO国際標準は、情報化標準グループ(SDWG)傘下に設置された多数の分科委(Task Force)会員間のオンラインブログであるWikiフォーラムの議論を経てその草案ができあがる。従って、標準の実際内容と係わる制度的・行政的・技術的議論及び検討は分科委で取り扱われ、標準の採択に係わる手続き的な検討及び最終承認は、SDWGの本会議にて行われるといえる。このようなWIPO標準の議論活動に係わり、韓国特許庁は2002年から商標標準分科委員長を務め、商標分野の標準作業を主導しているだけでなく、XML4IP(ST.96)など主要分科委に参加して標準についての議論動向を持続的にモニターリングして、韓国の意見を積極的に表明している。

一方、WIPOは、知的財産権情報に対する国家間の共有・交換の持続的な拡大とともに、XML(eXtensible Markup Language)文書などに係る標準の国際的議論の必要性

と重要性が増大していることにより、加盟国の同意を得て2010年から既存の実務グループ協議体であるSDWGを、CWS(Committee on WIPO Standards)常設委員会に格上げして情報化標準の議論を一層強化している。しかし、2010年10月にCWSの目標設定と途上国支援方式に対する途上国グループと先進国間の異見により、CWS会合が最終日に中断された。2012年4月にCWS会合が再開され、既存のSDWGと似た形で運営されている。今後も韓国特許庁は、新しいCWS体制下において自国の制度及び業務手続に適合したWIPO標準の制定及び改正のための努力をさらに強化する見通しである。

標準制定作業は一般的に分科委委員長の主導により行われる。具体的に見ると、まず、CWS加盟国やWIPO事務局から特定分野に対する標準制定及び改正に係わる提案が本会合の議題として提出されれば、既存の課題(task)との重複性などを検討して課題の新設可否を決定した後、分科委委員長(Task Force Leader)を選出する。通常は議題を提案した国が該当分科委の委員長役を遂行することになるが、手続き上加盟国間の満場一致で任命される。任命された分科委委員長は、今後の議論範囲及び方向を含む「事業計画書(Project Brief)」を提出し、CWS会合において承認を受ける。分科委は委任を受けた範囲の標準議論の作業を遂行することになる。

分科委委員長はWikiフォーラムを通して加盟国間で議論を進め、委員との協議を経て作業日程を確定する。定まった作業日程により加盟国の該当標準に係わる技術の活用状況などに関する設問草案をWikiフォーラムを通して提示し、分科委員から検討意見を収集して最終案を作成した後、これをWIPO国際事務局に移管して3つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で加盟国に配布することになる。その後集めた設問の結果を土台に新しい標準の草案を作成し、これをWikiフォーラムに上程して分科委員の検討意見を経て標準最終案を作成する。この標準案を次期CWS会合に上程して同意を得れば標準として公表される。

CWS会合時に分科委委員長は、標準制定作業についての経過報告及び加盟国の建議及び質疑事項に対する回答を行い、同期間にかかれる分科委会合を主宰し、Wikiフォーラムを通して提示された主要イシューについて討論した後、その結果を会議録として作成して国際事務局に提出する。

第2回CWS会合においては、ST.10/C(サージデータ構成要素の表記)の過去の出願番号体系に係わる設問案作成に関する議論を行った。既存のXML標準案(特許-ST.36、商標-ST.66、デザイン-ST.86)を代替するXML統合標準案(XML4IP)については、統合標準ST.96の本文及び付録I～IVの制定を承認し、分科委会合で付録V、VIの検証及び改正案の作成について議論が行われた。また、ST.14(引用文献カテゴリ標準)の改正のための新規分科委の構成に合意した。しかし、CWSの組織任務と関連する議論は先進国と途上国間の異見により合意が決裂した。

第3回CWS会合は2013年4月に開催され、CWS本会合においてWIPO標準ST.96の制定のために、規準標準と新規標準間のマッピングテーブルの作成及び変換ツールの開発推進に合意し、音・動作又はマルチメディア商標についての標準開発承認及び新規TF構成などを承認した。また、主要分科委別に商標イメージの電子的処理に関する事項、過去の各国の出願番号体系に関する設問調査の実施、XML s とXML4IP間のデータ交換方式について議論を行った。

2014年の4回目のCWS会合においては、WIPO標準ST.96の改正に関する状況について報告し、ヌクレオチド/アミノ酸の序列目録に対する新しいWIPO標準であるST.26の制定案について議論する予定である。

一方韓国特許庁は、CWS傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(ATRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加し活動している。特に、「商標イメージ処理に関する標準」の該当分科委の委員長を務め制定案の作成を主導し、2010年10月に第1回CWS会合において、本文内容の確定と付録に添付する文書を回覧するなど標準完了のための議論を主導した。同標準を制定するために韓国特許庁は、①加盟国に商標イメージに関する設問紙を配布し回答を回収、②回収した設問紙の分析結果をWikiフォーラムを通して共有、③加盟国の追加意見の収集及び反映する手続きを充実に遂行し、現在、WIPOに商標標準分科委のWikiフォーラムが開設され、加盟国の意思の集約を迅速に遂行している。2012年2回目のCWS会合においては、ST.67(商標イメージの電子的処理に係わる標準)の改正が承認され、2013年の3回目のCWS

会合において、商標分科委の新たな課題発掘及び優先順位決定に関する設問調査の結果を発表した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年にアジア最大電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例に選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなどの国際機構と海外特許庁から好評を得た。また、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としての国のレベルを高めるためにODA財源を多様化にし、専門性を基盤に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。

また、ヨーロッパ特許庁の場合は、自国のシステム (EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を提案するなど、これまで3極特許庁主導で進行されていた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。このように韓国特許庁が、情報化システムの開発など情報化の国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発などの情報化ノウハウを基盤に、先進特許庁の国際機構情報化システムに特化された情報化協力事業モデルを持続的に発掘する予定である。また、情報化標準についての議論においても主導的な役割を遂行するとともに、3極特許庁との協力を強固にし、知的財産権分野の先導特許庁として取り組んでいく予定である。

3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業

産業財産保護協力局 産業財産情報協力チーム 事務官 ソ・ソンヒョン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、特許先進5カ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として、知的財産権の二極化を解消することが韓国の国力を高め、海外知的財産権保護環境にも寄与できるものと認識し、国内外の知的財産権専門人材のグローバル競争力の強化のため、知的財産権コンテンツの開発及び普及を目標に、2006年から国際機構との協力を通して知的財産権の英文教育コンテンツを作成し普及するようになった。まず、初心者向けに「世界知的所有権機構国際教育院(WIPO World Academy : WWA)」のオンライン教育課程を活用して大学の教育課程を開設し、世界知的所有権機関の中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどとAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して、知的財産権と国際取引などビジネスの観点からの活用戦略に関する知的財産権英文コンテンツ「IPパノラマ(Panorama)」を開発した。2009年6月には、WIPOとIPパノラマをUN共用語で開発することに合意したことにより、2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、UN共用語の6バージョンを全て完成した。また、韓国特許庁は途上国を支援するために、IPパノラマ開発に関する協定を締結し、タイ語、ハンガリー語、ベトナム語、スワヒリ語、ポルトガル語、スロバキア語、エストニア語、ポーランド語、インド語、ブルガリア語、ペルシア語、セルビア語、クロアチア語、アルバニア語、ラオス語、ミャンマー語、カンボジア語など17の言語でIPパノラマを開発するとともに、韓国版も開発して2014年の年度初めから国内に普及した。

また、2012年に初めてIPパノラマを海外の民間企業(インドReliance Industries社、8千ドル)とライセンス契約を締結する成果を収めた。

韓国特許庁はまた、APEC特別基金を確保して2006年から特許情報の検索・分析及

び活用など、特許情報に係わる実証的内容の知的財産権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009年にはAPEC基金14万1千ドル(USD)を誘致し、ア・太平洋地域の21の加盟国を対象とするオン・オフラインの知的財産権情報活用の教育課程を運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を、2010年にはAPEC基金14万7千ドル(USD)を誘致して「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」を順調に推進した。これにより2011年10月には、APEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供することにより、国内特許情報システムの優秀性を広報でき、APEC加盟国対象の最大規模のオン・オフライン・ブレンデッド教育課程の提供とともに、2012年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」の主要講義を基に、主要国の特許進歩性判断に係わる判例中心のオンラインコンテンツを開発して普及した。

2013年には、幼・青年時期から知的財産権について楽しく学習できるG-ラーニング発明学習コンテンツProto Typeを開発し、新規学習管理システムを導入してウェブ標準化を通じてユーザーの接近性を高め、IP Discoveryというグローバル知的財産権教育コンテンツを提供するホームページをオープンするなど、途上国の知的財産権教育コンテンツのプラットフォームを構築した。

IPパノラマは世界24カ国の言語で開発して普及しており、民間企業と有償でライセンス契約を行うなど、実質的な初のグローバル知的財産権コンテンツとして好評を得た。しかし、既存のウェブ又はCD形態のコンテンツ普及が、物理的・財政的な限界に直面しており、最近のモバイル情報通信環境に合う教育コンテンツの普及が切実な状況である。また、これまでデジタル環境に慣れている幼・少年を対象とするオーダーメイド型知的財産権コンテンツの不在により、文化体育観光部及び韓国コンテンツ振興院との協業で、知的財産権教育の効果を高めるゲームと学習をうまく取り入れた「G-ラーニングコンテンツ」と、2015年に初等実科正規教科課程に「発明」が反映されることになった。教科課程の履修に役立ち、科学、技術、工学などと融合した知的財産権で実際の事例問題を解決する融合人材養成に向け「デジタル教科書」を開発し、「G-ラーニングコンテンツ」と「デジタル教科書」の相互間の連携が可能な幼・少年の発明学習コンテンツの製作に取り掛かる予定である。また、WIPOと協力してIPパ

ノラマの教育内容を実際の事例を中心に再構成して、中小企業などで勤務するユーザーの実務能力を高める、モバイル基盤の教育コンテンツであるIPパノラマ+の開発に着手する予定である。このようなアプリケーション形態の教育コンテンツ、e-book形態のデジタル教材などの新規コンテンツの開発及び普及により、モバイル形態の知的財産権教育市場において先導的な役割を推進していく計画である。

4. 国内外特許情報の拡散・活用のための特許情報博覧会

産業財産保護協力局 産業財産情報協力チーム 事務官 キム・ワンゴン

イ. 推進背景及び概要

特許情報が国と企業の競争力の重要な要素として浮上ることにより、特許情報の戦略的で体系的な活用のために政府レベルでの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は、国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回のイベントとして2005年11月にCOEXにて開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から2013年まで毎年特許情報博覧会のイベントを開催した。イベントは大きく特許情報分野の主要イシューについて、国内外の有識者による基調演説と講演、特許庁、特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用の実体を主に紹介する主題発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示するブースの運営、特許情報商品サービスに対するコンサルティング及び教育を行うワークショップで構成された。

PATINEX2013は、2013年9月5日から6日の二日間、ソウルインペリアルパレスホテルで開催され、韓・中・日の特許出願量の増加を考慮して「東アジアIP情報の全て」

を主題に定め、イベント構成を4セクションに細分化して参加者の多様な需要を反映した。

ハ. 評価及び発展方向

PATINEX2013により、PATINEXが世界最高レベルの特許情報博覧会として位置づけられた。中国特許庁(SIPO) Yang Tiejun副局長、日本特許庁(JPO) Yoshitake Kihara技監など著名な基調演説者及びスピーカーにより、ヨーロッパ市場での特許情報活用戦略に対するレベルの高い講演を提供した。さらに韓国とヨーロッパ連合(EU)の関連政策と、企業の業界動向を一箇所で見ることができる体系的なプログラムを提供した。今後、国内外の参加者及び展示会社の利便性を高めるために、海外参加者の準備期間を考慮して広報期間の延長及びオンライン決済システムの構築、展示空間の拡大を念頭に入れてイベントの場所などを推進する計画である。

第6節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ヤン・ジョンファ

2013年に韓国政府は、政府開発援助(ODA)の基本方向を先進国と差別化した韓国の発展経験の共有とODA事業間の協業に決めた。これにより協力対象国の貧困退治、持続可能な発展及び自律成長に寄与できる韓国型ODA推進報告を構築し、個別的に推進しているODA事業間の連携を促進するために、協業活性化のためのODA効果向上策を整えた。特に、第12回及び第13回の国際開発協力委員会において、韓国型ODAモデルと推進方策をつくり、159のプログラムのうちの一つである適正技術支援を推進することにした。

韓国特許庁は、知的財産5大先進国という国際社会のレベルと期待に応じ、2010年から最貧・途上国を対象に知的財産分野の政府開発援助事業を展開してきた。最貧・途上国に生存型適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀商品についてブランド獲得を支援するシェアリング事業を行い、先・後発国間の開発の格差解消を図り、韓国の知的財産権の外交力の強化に寄与してきた。

適正技術 (Appropriate Technology)とは、「高額投資の必要がなく、エネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、小規模の人が集まって生産する技術」である。一語とで先進国では活用価値が高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲む水すら不足し、コレラ、疫痢のような水系感染症により苦痛を訴えるアフリカ住民のために、一度に75メートルの水を汲んで簡単に転がして運搬できる円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染した浄水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

＜図VI-2-1＞適正技術製品の事例

	
<p style="text-align: center;">Q Drum</p> <p>飲水源から遠いところまで簡単に水を運搬できる</p>	<p style="text-align: center;">Life Straw</p> <p>汚染した上水源のバクテリアを99.9%除去</p>

韓国特許庁は、これまでグットネイバース、ハビタットなどのNGOや国際機構と協力して途上国に適正技術を開発して普及してきた。2010年には政府の伐木禁止令により調理用燃料である木材の需給が難しいチャドに、サトウキビ炭製造技術を開発して提供し、また、ネパールの低所得層のために、土の煉瓦製造技術を普及して住居の環境改善に一助した。2011年には水系感染症が頻繁に起こるカンボジアで、家庭用浄水器を開発してあげ、グアテマラでは呼吸器の病気を誘発する伝統火鉢の代替として簡易調理用ストーブを開発して提供した。2012年に韓国はハビタットと共に、ネパールに断熱効果を改善する竹で作る住宅建築技術を開発・提供し、韓国企業のLG化学が提供した寄付金1千万ウォンを活用して現地の断熱住宅モデル7棟を追加で建設・提供した。

また韓国特許庁は、途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備によりまともな価額をもらえない状況を解決するために、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。2010年にはアフリカのチャドに乾燥マンゴ技術についてブランドの獲得を支援し、2011年にはチリの果物カクテル製品についてのブランドを開発してあげた。2012年にはカンボジアの赤米と熱帯果物「リュウガン」についてブランドを開発して提供した。

＜図VI-2-2＞ブランド開発の成果

			
中国の竹繊維製品	チリの果物カクテル	カンボジアの赤米	カンボジアのLogan

一方、韓国特許庁は2009年に、韓国特許文献を始め、エネルギー・住宅など6分野200件の適正技術情報DBを構築して英文のホームページで提供しており、2013年には断熱住宅に関するDBを計87件、オイル抽出機に関し計18件及びウォーターポンプに関し計99件の適正技術特許情報を補充した。このように技術の宝庫といえる特許文献を公開することにより途上国が必要とする技術情報を自ら探し出し活用できるよう支援している。

2. 主な推進成果

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ヤン・ジョンファ

2013年にはアジア太平洋経済協力体(APEC)と協業してAPEC加盟国を対象に適正技術の需要を発掘した。APEC21の加盟国の政府から開発を希望する技術を受付け、その中で最終的にフィリーピンが要請したアロマオイル抽出機と、パプアニューギニアが要請したウォーターポンプを開発して提供した。

韓国特許庁は、適正技術を活用してアロマセラピーに多く使われるエッセンシャルオイルを抽出する機器を開発して、フィリーピンのTarlac州Anao市に普及した。韓国特許庁が開発したオイル抽出機は、Anao地方で主に栽培されるイルランイルラン木の花からエッセンシャルオイルを抽出する機械であり、既存の抽出機に比べ品質が優秀な高純度のオイル抽出が可能である。フィリーピン農務部傘下の研究機関である PHi IMechと共同で開発を推進してオイル抽出機技術の現地化の支援を行い、今後フィリーピン内でオイル抽出機を持続的に開発、活用及び拡大普及できる基盤を構築した。

オイル抽出機の性能検証のためのフィリーピン現地でのテスト場には、Bon Edgardo S. Felipe Anao市長とPHilMechの責任者も参加しており、Anao市長はオイル抽出機がAnao地方の農家の所得増大に一助することを期待していると表明し、内部予算確保によりオイル抽出機の普及拡大計画についても明らかにした。

<図VI-2-3>オイル抽出機

		
オイル抽出機	ユーザー教育	抽出されたエッセンシャルオイル

パプアニューギニアはAPEC加盟国の中で最貧国(GDP基準)であり、農業を主とする国であるが、要請したウォータポンプを開発して提供した。灌漑施設が不足していて、乾燥時期には主に井戸の水を汲んで農業用水に使用している実情である。特にPinu地域の場合は灌漑施設と農機械などがほとんどなく、自給的農業に従事する住民のほとんどが、雨水又は半径200メートルを超える所から井戸水を汲んで農業用水として使用していた。このように灌漑施設の不足による現地住民の不便を解消させるために、韓国特許庁は既存の自転車の車輪に簡単なロープとパイプをつなげ、車輪が転がる時に水を汲み上げられるようにしたウォータポンプを開発して提供した。自転車を使用することで手で回した時よりも1/8の力で水を汲み上げることができ、自転車にロープとパイプをつなぐ組み立て時間も20分あれば十分に組み立てられ、組み立て方も簡単であるため、ポンプの移動性を高めた。特に現地で用意に調達できる資材である針金や鉄板を使用しているため住民の活用度も高めた。韓国特許庁は、パプアニューギニア国立農業研究所(NARI)と業務協約を締結し、ウォータポンプをNARI傘下の10のリソースセンターで試験的に設置することにし、NARI側は今後需要者にウォータポンプを販売して収益を創出し、技術を持続的に補強していくことにした。

＜図VI-2-4＞自転車ウォーターポンプ



韓国特許庁は、ボリビアの代表穀物であるキヌア(Quinoa)のブランド開発を支援した。キヌアは栄養素が豊富であり、100%オーガニックで栽培され、穀物の他パン、クッキー、お酒、シリアルなど多様な加工製品として輸出されているボリビアの代表的な輸出穀物であるが、適切なブランドがなく商品の市場競争力が落ちていた。そこで韓国特許庁は、キヌア認証マークを作成して提供した。製品のパッケージにつけた認証マークは品質の保証はもとより、ボリビアキヌアの認知度を広く広めることに一助すると期待される。

＜図VI-2-5＞キヌアブランド



2013年に韓国特許庁は、フィリーピンTarlac州の地域認証ブランドを開発し提供した。Tarlac地域は、主に現地の農業材料を活用して農産品、食品及び工芸品などの製品をつかって販売している地域であり、現地企業の代表団は、韓国特許庁で開発した地域認証のブランドが事業の拡大及び現地の所得増大に大きく寄与すると期待を示した。Tarlac地域州知事は、韓国特許庁が提供した認証ブランドをTarlac地域の主要製品に付着して販売し、認証ブランド管理のためのチームを構成するなど、地域の代表ブ

ランドとして育成していく計画であると明らかにした。

<図VI-2-6> Tarlac地域の認証ブランド



3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ヤン・ジョンファ

韓国特許庁は世界知的所有権機構(WIPO)と共同で、4月25日～26日の二日間、ソウル瑞草區KOTRAチューリッヒホールにて、KIPO-WIPOグローバルブランド戦略コンファレンス(Branding for Development Conference: Intellectual Property and Product Branding for Business and Local Community)を開催し、これまでの間、両機関で推進したブランド開発普及事業を最貧・途上国の経済発展に積極活用する方策を模索する場を設けた。1日目は知的財産権とブランディングの役割・活用に関する認識を共有するコンファレンスを開催し、二日目にはブランド開発プロジェクトを効果的に遂行するための方法論の模索のために専門家会合を開催した。本コンファレンスには、金・ヨンミン特許庁長官及びGeoffrey Onyema WIPO事務次長をはじめ、途上国の政府関係者、地域生産者団体及びブランドコンサルタント、国際機構及びNGO関係者など国内外から210人余りが参加した。

さらに、フィリーピンTarlac市で12月3日に「1村1ブランド」セミナーを開催し、ブランド経営及び知的財産権管理方策、地域商品の付加価値創出のためのデザイン制度の活用方策及び地域自治団体のブランド事業の活性化方策などについて意見を交換した。本セミナーではフィリーピン特許庁長官をはじめ、フィリーピン政府の知的財産

権及び産業関係者、民間商標関係者、専門家など150人が参加した。また、フィリピン国営TVとのインタビューを通して韓国特許庁が推進している知的財産シェアリング活動の趣旨と成果を広く伝えた。

このように韓国特許庁は適正技術の開発とブランド支援事業を積極的に展開し、途上国の国民が知的財産を創出し活用する能力の培養と、生活の質を改善して経済発展を達成できる支援を行っており、今後も知的財産5大強国としてのレベルに合う知的財産分野における開発援助の先導国としてのイメージを構築しく予定である。